

令和5年12月20日作成

令和5年度第2回横浜市障害者施策推進協議会

日時：令和5年12月27日（水曜日）午後3時から午後5時まで

場所：横浜市技能文化会館8階802大研修室

《次第》

1 開会

2 健康福祉局長あいさつ

3 議題

(1) 第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて

4 報告事項

(1) 防災・減災に係る取組について

5 その他

【配付資料一覧】

資料1-1 第4期横浜市障害者プラン中間見直しに係る市民意見募集の結果概要について

資料1-2 いただいた意見及び対応分類一覧

資料1-3 原案（案）変更項目一覧

資料2-1 障害児者を対象に含む防災・減災に係る補助・助成制度等について

資料2-1 チラシー式

資料2-2 令和5年度個別避難計画の取組について（横浜市災害時要援護者支援事業）

資料3 多機能型拠点（5館目）整備について

令和5 年度第2 回横浜市障害者施策推進協議会座席表

令和5 年12月11 日時点

※当日、レイアウト が一部変更になる可能性があります

令和5 年12月27日(水曜日) 午後3 時～午後5 時

横浜市技能文化会館8 階802大研修室

石津	入江							
住宅政策課担当課長	交通局総務課長							
○	○	○	○	○	○	○	○	○
丸山	江塚	工藤	高島	柿沼	佐藤	金井	高木	坂下
医療政策課長	福祉保健課長	福祉保健センター担当課長	障害児福祉保健課長	企画調整課長	学校教育企画部インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー	特別支援教育課長	企画課長	障害施策推進課計画推進担当係長
○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤	榎田	松永	吉川	佐藤	君和田	今井	中村	中村
部長	地域福祉保健部健康推進担当部長	子ども福祉保健部担当部長	子ども青少年局長	健康福祉局長	障害福祉保健部長	障害自立支援課長	精神保健福祉課長	障害施策推進課長
○	○	○	○	○	○	○	○	○

記録席
記録席

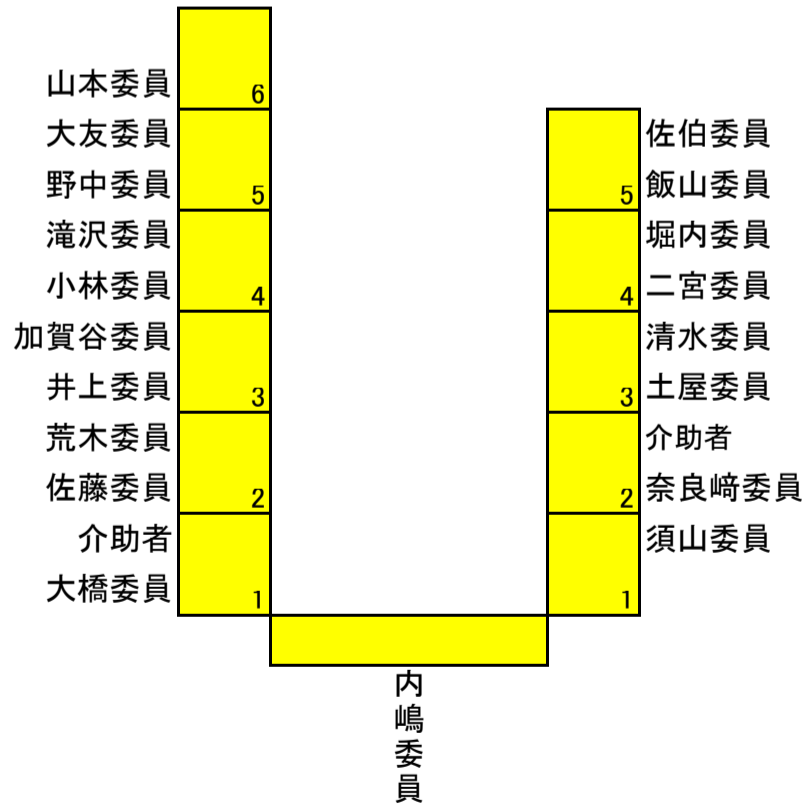
傍聴席
事務局席

出入口

出入口

マイク

マイク



通訳者

横浜市障害者施策推進協議会 委員名簿（令和6年7月13日まで）

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	あらき まさや 荒木 雅也	よこはま きょうかい きょうかいいん Y P S横浜ピアスタッフ協会 協会員
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	よこはまてきしよがいかんれんしせつきょうかい 横浜知的障害関連施設協議会 副会長
3	いのうえ あきら 井上 彰	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしよがいしゃだんたいれんごうかい 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事（横浜市肢体障害者福祉協会 会長）
4	うちじま じゆんいち 内嶋 順一	しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうかいしよがいしちえん 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
5	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしよがいしちえんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
6	おおはし よしまさ 大橋 由昌	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしよがいしゃだんたいれんごうかい 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事（特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 理事長）
7	かがや まもる 加賀谷 護	にほんろうどうくみあいそうれんごうかいかながわけんれんごうかいよこはまちいきれんごう 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合 事務局長
8	かない みどり 金井 緑	いっばんしゃだんほうじんかながわけんせいしんほけんふくしきょうかい 一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会 副会長
9	こばやし ひでひこ 小林 秀彦	しゃかいふくしほうじんあおとりよこはましとうぶしゅうろうしえん 社会福祉法人青い鳥 横浜市東部就労支援センター 所長
10	さえき たかし 佐伯 隆史	いっばんしゃだんほうじんかながわけんせいしんかびょういんきょうかい 一般社団法人神奈川県精神科病院協会 理事
11	さとう ひでき 佐藤 秀樹	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしよがいしゃだんたいれんごうかい 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事長（横浜市腎友会 会長）
12	しがや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししよがいしちえんきぎしよれんごうかい 横浜市障害者地域作業所連絡会 副会長
13	しみず たつお 清水 龍男	よこはまししんしんしよがいししゃまもれんめい 横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
14	すやま まさえ 須山 優江	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしよがいしゃだんたいれんごうかい 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 副理事長（横浜市中途失聴・難聴者協会 会長）
15	たきざわ つとむ 滝沢 勉	よこはまこうきょうしよきぎょうあんていしよ 横浜公共職業安定所 所長
16	つちや かつや 土屋 克也	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしよがいしちえんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
17	ながた たか 永田 孝	よこはましれんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会部会長
18	ならぎき まゆみ 奈良崎 真弓	にじいろでGO! 会長
19	にのみや たけし 二宮 威重	いっばんしゃだんほうじんよこはまししにかい 一般社団法人横浜市歯科医師会 常任理事
20	のなか ひろみ 野中 裕美	かながわけんりつみきぎょうえんがっこう 神奈川県立三ツ境支援学校 校長
21	ひらた ゆきひろ 平田 幸宏	とうようえいわじやがくいんだいかくにんげんかがくけんきゅうか 東洋英和女学院大学人間科学研究科 准教授
22	ほりうち てつや 堀内 哲也	ほうじんがたちいきかつどう 法人型地域活動ホーム連絡会
23	みずの ちづる 水野 千鶴	いっばんしゃだんほうじんよこはまししにかい 一般社団法人横浜市医師会 常任理事
24	やまもと けいこ 山本 圭子	よこはましせいしんしよがいしちえん 横浜市精神障害者生活支援センター連絡会
25	わだ ちずこ 和田 千珠子	じじよせいしんしよがいしちえんごうかい 自助グループ精神障害者当事者夫婦の会 負けてたまるか！ 発起人

令和5年度 横浜市障害者施策推進協議会事務局名簿

くぶん 区分	きよくめい 局名	ほしよくめい 補職名	しめい 氏名	
じむきよく 事務局	けんこうふくしきよく 健康福祉局	けんこうふくしきよくちよう 健康福祉局長	さとう ひろたか 佐藤 広毅	
		けんこうふくしきよくちよう 健康福祉局地域福祉保健部医務担当部長(医療局総務部医務担当部長)	いからし ましみつ 五十嵐 吉光	
		しょうがいふくしきよくちよう 障害福祉保健部長	きみわだ たけし 君和田 健	
		けんこうふくしきよくちよう 健康福祉局担当理事(こころの健康相談センター長)	しらかわ のりひと 白川 教人	
		ちいきふくしきよくちよう 地域福祉保健部担当部長	さとう まりよ 佐藤 真理代	
		ちいきふくしきよくちよう 地域福祉保健部健康推進担当部長	といだ みちこ 樋田 美智子	
		しょうがいしきよくちよう 障害施策推進課長	なかむら つよし 中村 剛志	
		せいしんほけんふくしきよくちよう 精神保健福祉課長	なかむら ひでお 中村 秀夫	
		しょうがいじりつしえんかちよう 障害自立支援課長	いまい とちこ 今井 智子	
		しょうがいしせつ 障害施設サービス課長	みやがわ りきや 宮川 力也	
		きかくかちよう 企画課長	たかぎ みき 高木 美岐	
		ふくしほけんかちよう 福祉保健課長	えづか なおや 江塚 直也	
		ふくしほけんかちよう 福祉保健課福祉保健センター担当課長	くどう けいこ 工藤 恵子	
		ちいきしえんかちよう 地域支援課長	なかむら あきこ 中村 明子	
		こどもせいしょうきよく こども青少年局	こどもせいしょうねんきよくちよう こども青少年局長	よしかわ なおとも 吉川 直友
			ふくしほけんかちよう こども福祉保健部担当部長	まつなが ともみ 松永 朋美
	しょうがいふくしきよくちよう 障害児福祉保健課長		たかしま ともこ 高島 友子	
	きかくちようせい 企画調整課長		かきめ ちひろ 柿沼 千尋	
	きょういくいんかいじむきよく 教育委員会事務局	がっこうきょういくかちよう 学校教育企画部インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー	さとう ゆうこ 佐藤 祐子	
		とくべつしえんきよくちよう 特別支援教育課長	かない くにあき 金井 国明	
	かんけいきよく 関係局	せいさくきよく 政策局	せいさくかちよう 政策課担当課長	はやしまさたか 林 正隆
けんちくきよく 建築局		じゅうせいさくかちよう 住宅政策課担当課長	いしず けいすけ 石津 啓介	
こうつうきよく 交通局		そうむかちよう 総務課長	いりえようじろう 入江洋二郎	

じむたんどう 事務担当	けんこうふくしきょく 健康福祉局	しょうがいしさをいしんか し さくちようせいかりちよう 障害施策推進課施策調整係長	たなべ こうじ 田辺 興司		
		しょうがいしさをいしんかけいかくせいしんたんどうかりちよう 障害施策推進課計画推進担当係長	さかした しんご 坂下 新悟		
		しょうがいしさをいしんか してい たんどうかりちよう 障害施策推進課指定・システム担当係長	よねやま のぞみ 米山 のぞみ		
		しょうがいしさをいしんかたんどうかりちよう 障害施策推進課担当係長	さ さ き よしゆき 佐々木 善行		
		しょうがいしさをいしんかきょうせいしんやかいどうせいしんたんどうかりちよう 障害施策推進課共生社会等推進担当係長	しんかい たかお 新海 隆生		
		しょうがいしさをいしんかそうごんせいしんかりちよう 障害施策推進課相談支援推進係長	わたなべ ひろみ 渡辺 弥美		
		しょうがいしさをいしんかたんどうかりちよう 障害施策推進課担当係長	おおの かずよし 大野 和義		
		しょうがいしさをいしんかくぶんにていかりちよう 障害施策推進課区分別認定係長	うめつ あやこ 梅津 亜矢子		
		せいしんほけんふくしかせいしんほけんふくしかかりちよう 精神保健福祉課精神保健福祉係長	かつき まさき 香月 正樹		
		せいしんほけんふくしかたんどうかりちよう 精神保健福祉課担当係長	ほ ひろき 久保裕樹		
		せいしんほけんふくしかきゅうきゅういりようかりちよう 精神保健福祉課救急医療係長	やまうち わたる 山内 航		
		しょうがいじりつしえんかふくしきゅうふかりちよう 障害自立支援課福祉給付係長	しょうじゅひろし 正寿 弘		
		しょうがいじりつしえんかきょうたく たんどうかりちよう 障害自立支援課居宅サービス担当係長	なかにし ほんやと 中西 勇人		
		しょうがいじりつしえんかいどうしえんかりちよう 障害自立支援課移動支援係長	ひがしひろこ 東 宏子		
		しょうがいじりつしえんかしゃがいさんかせいしんかりちよう 障害自立支援課しゃがいさん参加推進係長	ふじもり ゆうじ 藤森 祐次		
		しょうがいじりつしえんかじゅうろうしえんかりちよう 障害自立支援課就労支援係長	うちやま ひろと 内山 博人		
		しょうがいしせつ かしせつかんりかりちよう 障害施設サービス課施設管理係長	しなだ かずのり 品田 和紀		
		しょうがいしせつ かせいびせいしんたんどうかりちよう 障害施設サービス課整備推進担当係長	はたした ようすけ 畑下 陽介		
		しょうがいしせつ か たんどうかりちよう 障害施設サービス課担当係長	ながと やすひろ 長戸 泰弘		
		しょうがいしせつ かちきしせつしえんかりちよう 障害施設サービス課地域施設支援係長	さかい りょうすけ 坂井 良輔		
		しょうがいしせつ かしせつどうろんせいしんかりちよう 障害施設サービス課施設等運営支援係長	のぐち けいたろう のぐち けいたろう		
		しょうがいしせつ かきょうどうせいいかつせんじょうたんどうかりちよう 障害施設サービス課共同生活援助担当係長	さとう ひろかず 佐藤 央一		
		けんこうそうだん そうだんせいしんたんどうかりちよう こころの健康相談センター相談援助係長	さかた みずえ 坂田 瑞恵		
		けんこうそうだん いぜんしょうどうたいさくたんどうかりちよう こころの健康相談センター依存症等対策担当係長	さ さ き ゆうこ 佐々木 祐子		
		けんこうそうだん たんどうかりちよう こころの健康相談センター担当係長	わたなべ まさこ 渡邊 雅哉		
		きかく か きかくかりちよう 企画課企画係長	つた よしゆき 津田 善之		
		ちいさしえんかたんどうかりちよう 地域支援課担当係長	ふじむら あやか 藤村 綾香		
		しょうがいじふくしほけんかたんどうかりちよう 障害児福祉保健課担当係長	しまだ けいいち 嶋田 慶一		
		しょうがいじふくしほけんかたんどうかりちよう 障害児福祉保健課担当係長	まがわら まさのり 菅原 政則		
		しょうがいじふくしほけんかたんどうかりちよう 障害児福祉保健課担当係長	よこみ えみ 横路 恵美		
		しょうがいじふくしほけんかたんどうかりちよう 障害児福祉保健課担当係長	あきはら まさこ 秋原 昌子		
		しょうがいじふくしほけんかせいびたんどうかりちよう 障害児福祉保健課整備担当係長	びらう なおこ 比呂 直子		
		しょうがいじふくしほけんかたんどうかりちよう 障害児福祉保健課担当係長	たんの くみ 丹野 久美		
		きかくちようせいかたんどうかりちよう 企画調整課担当係長	いくの もとやす 生野 元康		
		きょういっくわんかいじむきょく 教育委員会事務局	とくべつしえんきょういっくわんたんどうかりちよう 特別支援教育課担当係長	さくらい かんた 櫻井 寛大	
			とくべつしえんきょういっくわんたんどうかりちよう 特別支援教育課担当係長	いとう あき 伊藤 亜希	
		かんけいきょく 関係局	いりょうきょく 医療局	いりょうせいさくちよう 医療政策課長	まるやま しげお 丸山 重夫
			せいさくきょく 政策局	せいさくかたんどうかりちよう 政策課担当係長	とうかい しろう 東海 志朗
			けんちくきょく 建築局	じゅうたせいさく たんどうかりちよう 住宅政策課担当係長	おおはし あけみ 大橋 朱美
			こうつうきょく 交通局	そうむかしよむかりちよう 総務課庶務係長	ついつい たけひろ 筒井 武裕

第4期横浜市障害者プラン中間見直しに係る市民意見募集の結果概要について

令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする「第4期横浜市障害者プラン」の中間見直しに向け、市民意見募集を実施しましたので、その結果概要について御報告します。

1 実施概要

(1) 実施期間

令和5年9月26日(火)～10月27日(金)

(2) 周知方法

ア 素案の配布(素案冊子 3,000部、リーフレット 4,500部)
市役所、区役所、障害者地域活動ホーム、障害者団体等

イ 市民説明会

9月17日(日)横浜ラポール、9月25日(月)オンライン

ウ 関係団体への説明

市身体障害者団体連合会、市心身障害児者を守る会連盟、市精神障害者家族連合会、
市知的障害関連施設協議会、市障害者地域作業所連絡会、市精神障害者地域生活支援連
合会

エ 広報

市ウェブサイト、広報よこはま等

2 実施結果

(1) 意見総数

204件(87人・団体)

(2) 提出方法の内訳

電子メール	51人・団体
FAX	3人・団体
郵送	33人・団体

(3) 意見の内容

計画全体に関する御意見等	7件
様々な生活の場面を支えるもの (普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援)	54件
生活の場面1 住む・暮らす (住まい、暮らし、移動支援、まちづくり)	63件
生活の場面2 安全・安心 (健康・医療、防災・減災)	14件
生活の場面3 育む・学ぶ (療育、教育)	44件
生活の場面4 働く・楽しむ (就労、日中活動、スポーツ・文化芸術)	22件
合計	204件

3 主な意見

(1) 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの <27件>

- 障害のある人や介護者が公共の施設やお店を使いづらい雰囲気がある。誰でも利用する権利があること、誰もが年を取ったりけがなどで障害を負ったりする事があり、決して他人事ではないことなど、いろいろな場所や媒体で啓発してほしい。
- 障害児入所施設における入所児童の地域移行は、障害児入所施設からの送り出しの準備、例えば成人期に向けた経験を積むこと等が重要。

(2) 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの <33件>

- 親は日毎に高齢化していていつまで息子の面倒を見られるか不安。グループホームを作してほしい。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスの質や支援計画の格差が大きすぎる。子どもは訴えることができないので、質の保証を考える必要がある。

(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの <112件>

- 国の動きを見越した上での制度・施策の設計や、現場の声を拾うことが望ましいと思われるため、第5期障害者プラン作成にあたって意識していただきたい。
- 副学籍交流について、ただなんとなく行くだけ・迎えるだけにならないよう、お互いより良い時間になるような工夫をさらにお願いしたい。

(4) その他(質問・感想等) <32件>

- 「障害福祉のあんない」は、点字も作成していただき感謝している。内容が網羅的になっていて使いにくい面もあるため、障害者ごとに編集したものと利用しやすいと思う。

4 策定スケジュール(予定)

令和6年	1月	原案の検討・作成
	3月	計画策定

番号 <small>ばんごう</small>	意見 <small>いけん</small>	対応 <small>たいおう</small> 分類 <small>ぶんるい</small>
計画全体に関する御意見等 <small>はいかくぜんたい かんする ぎ いけん とう</small>		
1	<p>・ 中間見直しでの評価で○がとても多いと感じた。</p> <p>・ 確かに「～を実施した。」等が、ほとんどで、実施出来たら「達成なのだなあ」と思った。現場としては実施したことに加え「それでどうなったのか」が、重要なんだけど... と思う。</p> <p>・ それでどうなったのかの報告もあると良かった。</p>	①

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

肢体不自由者の学校卒業後の生活について提案します

生活介護事業所が居住地の近い場所では見つからず、家族の送迎で離れたエリアへの通所を強いられています。

送迎の時点で家族の疲弊はもちろんですが、本人の自立も遠ざかっています。

肢体不自由のある児童の生活訓練も可能な教育の場が設けられないものでしょうか。

地方の政令指定都市にもある規模の大きい特別支援学校などでは、ずり這いができる程度の生徒も寄宿舎で集団生活を送っています。

重心の生徒と比べて会話ができたり、少しばかり学習をした生徒が社会人になり、自分の能力が社会で通用しないと知り、引きこもりや家族介護に頼り切っているケースがあります。

家族も在学中優等生だった子供のイメージから脱せられず、支援を受けることを躊躇しています。社会に導くような教育を実施しないと社会に出られる人もその機会を奪われています。

それは社会人になる時では遅く、在学中から社会や地域と関わっていないと急には関わってもできないものです。

在学中から自立訓練型の宿泊場所で週の何日かを過ごしながらか、自分でできることを増やし、生活する力をつけて卒業していくことで、進路の選択肢や自分の能力を確認でき、地域の作業所などで働けるのではと思います。

また、今の動ける医療的ケアのある人の中には知的に問題なく作業できる方もい

2

③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

	<p>ます。看護師や医療ケアのできるスタッフがいれば遠方まで通わずとも地域で通う施設の選択肢もあるはずです。</p> <p>総合的に地域生活の役に立つはずの基幹相談は障害のある人（特に重心、医ケアのある人）の生活力や可能性の想像が足りず、ただヒアリングだけをして提案や提示をしてくれません。</p> <p>基幹相談の今の仕事で、障害者の地域生活を本当に実現できるのか信じられません。</p>	
3	<p>・最近の横浜市は国の動向に則した動きにならない傾向があるように感じている。国の動きを見越したうえでの制度・施策の設計や、現場の声を拾う事が望ましいと思われる。国の動きと異なる動きが先に来ってしまう事で、後手後手になっている印象もあるので、この点に関しては国の基本方針を踏まえて第5期障害者プラン作成にあたって意識していただきたいと思う。</p>	③
4	<p>「障害者権利条約」について、施設や病院の長期利用は差別だとして勧告がありました。障害者プランにおいても、具体的な行動計画として、関連するテーマの中に折り込んでください。</p>	③
5	<p>特に新生児訪問員(保健師・助産師・民生委員等)の質を上げてほしい。</p> <p>全戸訪問が前提なら、定型発達の親子の悩みを傾聴する役割ばかりでなく、非定型児や病児に対して、適切な相談機関等に繋げる役割があること、また、その役割の重さについても理解し、全戸訪問の意義を今一度見直してほしい。</p> <p>(包括的、重層的、が一番実効性高いのは、この段階ではないか。)</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

6	<p>さい こども じへいしよう ちてきしょうがい 3歳の子供が自閉症と知的障害です。</p> <p>おも おや してん いけん 主に親の視点での意見となります。</p> <p>・まず、この障害者プランの市民意見募集の認知度が低すぎます。区役所の窓口の人すら分からない様子で、資料も一部しかないと言われました。(広報にも乗っていないと思いますと言われました)</p> <p>こ こ ゆうそう してん し むずか りょういく しょうがい 個々に郵送などで知らせるのが難しいとしても、療育センターや障害のある方がよく利用する施設でこのようなものがあるとお知らせすることはできませんか？</p> <p>ほしゅうきかん かげつ みじか おも 募集期間も1ヶ月と短いと思います。</p> <p>しみん こえ きき おも 市民の声を聞く気があるのだろうかと思っしまいました。</p>	④
7	<p>しょうがいしゃ ちてきしょう かたがた わ さっし 障害者プランが知的障がいのある方々に分かりやすい冊子やインターネット</p> <p>じょう み がめん さくせい ないよう 上での見やすい画面づくりを作成してください。ルビをつけるだけでは内容の</p> <p>りかい むずか 理解が難しいのです。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

ばんごう 番号	いけん 意見	たいおう 対応 ぶんるい 分類
さまざま せいかつ ぼめん ささ 様々な生活の場面を支えるもの		
8	<p>しょくいん しつ 職員の質。</p> <p>くらしていく ば ぎゃくたい ぼうげん しんぱい 暮らしていく場での虐待や暴言などの心配もあります。</p> <p>しょうがい おも こ みずか ようぼう ふあんかん いけん はつ 障害の重い子は、自ら要望や不安感や意見などを発することができません。</p> <p>けっきよく まわ さつ ほんにんたち 結局のところ、周りが察することしかできずほんとうに本人達のためになっ ているのか？</p> <p>わたし きもん おも 私は疑問に思っています。</p>	①
9	<p>きせいかんわ ちいき かつかつ さいきん ふ コロナの規制緩和により、地域のイベントが復活してきた最近、イベントが増え、 しょうがい けいはつ きかい ぶん いぜん もと じっかん 障害のことを啓発する機会が増えてきた(以前に戻ってきた?)と実感すること は多いです。</p> <p>なが かくだい おも この流れはもっと拡大していけばいいなと思います。</p>	①
10	<p>ふきゅうけいはつ じんざいかくほ いくせい きほんてき ひと おも にんげんきょういく どうとく 普及啓発。人材確保。育成。基本的に人としての思いやり、人間教育、道徳。</p> <p>すいしん ねが 推進お願いいたします。</p>	①
11	<p>いんない ぎゃくたい おもて にちじょうせいかつ さバつ かぞく 院内の虐待は表にでてはじめてわかる。日常生活でも差別はあり、家族も</p> <p>とうじしゃ さび おも ぎゃく さバつ どりよく 当事者も寂しい思いですが、逆に差別のないようこちらも努力しています。</p>	①

【対応分類】

- ① いけんを踏まえ、げんあん はんえい こんごたいおう
意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② いけん じゆし すて けいかく かく また 素案 さんどう
意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ こんご けんとう さんこう
今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ た しょうもん かんそうとう
その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、たいおうが異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

12	<p>しょうがい たい りかいそくしん ・ 障害に対する理解促進</p> <p>りょういく センターで受講した質の高い講座を、ほいくえん やがっこうのせんせいにもけんしゅうとして設けてほしい。</p> <p>りょういく センターあおばでは、ほごしゃむ しょうがい りかい しえん こうざが せんもんか をむか じっし 専門家を迎え実施されています。</p> <p>おや りかい ふか 親が理解を深めることができても、ほいくえん せんせい りかい 難しく ひとりつ ことく かん 孤立・孤独を感じました。</p> <p>りょういく センターあおばで実施されている様なせんもんかの質の高い講座を、かか ている方にもうけられるようにしてほしい。</p>	①
13	<p>でんしゃ うんちん わりびき う さい うし じい じゃま どなら ・ 電車の運賃の割引を受けている際に後ろにいたお爺さんから邪魔だと怒鳴られた事がある。</p> <p>このように、しょうがい あるひと かいごしゃ こうきょう しせつ みせ つか ぶんいきがある。</p> <p>だれ りょう けんり だれ とし と けが しょうがい お こと 誰でも利用する権利があること、誰もが年を取ったり怪我などで障害を負う事があり、決してたにんごと な いろいろな場所や媒体で啓発してほしい</p> <p>しょうがい ことども ばあい おや じぶん ちから せいかつ 障害のある子供の場合、いずれ親がいなくなり自分の力で生活しなければいけなくなった時に、お店に入った事がないから行けない、でんしゃ の 乗れないという事に繋がりがかねないと思います。</p>	①

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

14	<p>・【障害福祉人材の確保（将来にわたるあんしん施策）】の項目では、専門 学校生、高校生や中学生などの若年層への啓発活動は良い取り組みだと思いま すが、数年後ではなく今現在が危機的な支援者不足と感じています。今後は少子 高齢化がさらに加速し、若年層の人材獲得は福祉分野に限らず競争率が高くな ると思われます。そのため、若年層だけではなく、中途人材（別分野の退職者 ）や高齢人材の確保に力をいれてはどうかと感じます。当事業所でも勤続年数 が長い職員は全く異なる多職種の方が多いい状況です。</p>	①
15	<p>・【障害福祉施設等で働く看護師の支援（将来にわたるあんしん施策）】の項目 では、われわれの事業所で今年度は歯科医師による巡回相談を利用し、嚥下や 口腔機能の評価をしていただきました。当事業所の利用者も高齢化や二次障害 などの影響により介助の頻度が増えており、利用者・職員ともに「毎日看護師 さんがいてくれたら安心なのに・・・」という意見が多いです。</p>	①

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

16	<p>数年前、私と息子は離婚し引越しのために物件探しをしました。</p> <p>地域によってですが知的障害のある家族がいると物件探しがとても難しくかった経験があります。</p> <p>表向きは、障害者権利とか良い顔していますが、実際は大家さんや不動産屋からのとても冷たい対応と門前払いをされてなかなか次の新しい物件を探すことすらさせて貰えませんでした。</p> <p>拒否する理由は、知的障害や自閉症の子が支援学校で騒いで活動しているのを地域の人たちが見ていて声のボリュームの大きさやパニックを起こした時を校庭でみかける近隣住民が隣近所へ迷惑をかけるのではないかという理由でした。</p> <p>ですが我が子は当時から、穏やかでパニックも起こさない、ただ声のボリュームが大きいただけでしたが物件探しが困難だったことがあります。</p> <p>この件は12年前のことです。</p> <p>現在はどのようなのでしょうか。</p> <p>拒否されない差別されない生活をおくりたいものです。</p>	②
17	<p>計画的な人材育成の推進 (P8)</p> <p>・具体的な取り組み内容を記載すべき</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

知的障害のある自閉症の子供の保護者です。

デイサービスなどを利用してはいますが、事業所の人材育成・スキルや知識向上を求めます。障害の特性を理解すると共に

- ・表出コミュニケーション（自分から要求をしたり表現をすること）
- ・理解コミュニケーション（指示に応じたりスケジュールに沿って行動するなど）

を適切に支援していく必要があると思います。

言語指示や文字理解が難しい人には、絵カードや写真を使用して本人が表出理解できる形で対応することが望ましいと思います。

そこは個々でアセスメントが必要です。しかし支援者や教員から言われるのは

18

②

- ①『言えばわかるから』
- ②『絵カードを使うと喋らなくなる』
- ③『スケジュールなどは提示していない』

です。

①の『言えばわかるから』については、表出コミュニケーションではありませんし、そもそも言語指示を本当に理解しているかも不明です。

②の『絵カードを使うと喋らなくなる』についても、どこにもエビデンスはないと思います。むしろ絵カード交換式コミュニケーションシステムを使用することで発語が促進されたという研究結果もあります。

③の『スケジュールなどは提示していない』皆さん行事の予定や遠足の1日の予定

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

などをテキストで作成しますよね。これらがなく突然その場所に連れて行かれたり、遠足の1日の予定が全く分からずに過ごすことになった場合どう感じられるのでしょうか。見通しが立たずに不安になるのではないのでしょうか。しかし、このような状況が障害者児にとっては日常であることが多いように感じます。文字は読めなくてもイラストや絵カードで提示すること(視覚的支援)で理解ができる方もおられます。どのような形がご本人にとって適切であるかはアセスメントしながらの支援が必要になるかとおもいます。

とくに

自分が今何が欲しいのか

自分が何をしたいのか

体調不良を訴える

助けを求める

などの、表出コミュニケーションスキルは非常に重要だと思えます。これが上手く伝えられないことによって他害などの不適切行動等で伝えようとしてしまうこともあるでしょう。ぜひ支援者の方々にはこれらをご理解いただきたく、音声言語でのコミュニケーションが難しい方には絵カード交換式コミュニケーションシステムや視覚的支援を積極的に取り入れていただきたいと思います。問題行動で悩むのはその基本的な支援してからの話だと思えます。

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

19	<p>・<u>障害に対する理解促進</u></p> <p><u>療育センターで受講した質の高い講座を、保育園や学校の先生にも研修として設けてほしい。</u></p> <p>療育センターあおばでは、保護者向けに「障害への理解・支援する」講座が専門家を迎え実施されています。</p> <p>親が理解を深めることができても、保育園の先生に理解していただくことは難しく孤立・孤独を感じました。</p> <p>療育センターあおばで実施されている様な専門家の質の高い講座を、関わっている方にも受けられる様にしてほしい。</p>	②
20	<p>「2 人材確保・育成 (1)障害福祉従事者の確保と育成」</p> <p>行動障害のある当事者に関わる人の待遇を上げ、より長くこの仕事に専門性を 持って携わってもらえるような対策をお願いしたいです。</p>	②
21	<p>相談支援従事者の育成および事業所の設置をさらに急いでほしいと思います。</p> <p>特に障害児に関しては実質セルフプランのため、多すぎる・少なすぎるとともに適切な量の福祉の利用の判断が難しくなっている現状もあるように思います。</p> <p>インクルーシブを良い形で進めるためにも相談支援事業所の充実は喫緊と思います。</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

22	<p>「4 相談支援」</p> <p>既存の相談窓口(地域ケアプラザ等)による連携とありますが、具体的にどうい う相談に乗ってくれるのでしょうか。以前、ケアプラザの職員の方に「ここは 本来は高齢の方のための施設」と言われたことがあります。</p>	②
23	<p>・【支援する人が足りるようにします】の項目では今、実際に職員が足りていな い。お金(予算)がないと人の集めようがない。</p> <p>・そのうちに、どこも成り立たなくなってくるのでは?グループホームも、建物 (ハード)があっても人が居ないと運営できない。</p>	②
24	<p>・いたるところで職員さんなどの、私たちの生活を支えてくれる人がいない。 また新しく入って来てくれた人もすぐに辞めてしまったり、前からいたスタッ フが辞めてしまうことが多い。</p> <p>・知っている限りの通所施設やグループホームなど、全てで人が足りていない。 これは1施設の問題だけではなく全体的な問題だと思う。何とかしてほしい。</p>	②
25	<p>・若年層への教育や啓発活動はとても重要だと考えています。ただ、それ らが「やりがい」「社会貢献」といったものに傾倒しているとも感じます。</p> <p>・我々支援者はやりがいや使命感を持って職務についていますが、それだけで は実生活は回りません。</p> <p>・今後も障害福祉の需要は増え続けていくでしょう。その需要に応えるために も「やりがい」のある「安心して仕事を続けられる」環境づくりを目指してほ しいです。</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

26	<p>と かく じんざいぶそく おも つうしよしせつ ・ 兎にも角にも人材不足だと思ふ。通所施設、グループホーム、ガイドヘルパーさん など、全ての場所^{すべ}でスタッフ^{ぼしよ}が足りていない。余裕^たが無くぎりぎり^{よゆう}で、お休み^{やす}などが突然^{とつぜん}出ると大変^{たいへん}な事^{こと}になっている。</p> <p>・ ガイドヘルパーさんと外出^{がいしゆつ}が出来^{でき}ないのも辛い^{つら}。何とか^{なん}色々^{いろいろ}所^{ところ}のスタッフを増^ふやしてほしい。</p>	②
27	<p>じんざいかくほ いくせい ねんねんむずか かん もんだい ・ 人材確保^{じんざいかくほ}と育成^{いくせい}は、年々^{ねんねんむずか}難^{かん}しく感じる^{もんだい}問題。</p> <p>・ サービス^{りようきん}の料金^{たんか}・単価^{みなお}の見直^{みなお}しなども必要^{ひつよう}なのではないか。</p>	②

【対応分類】

- ① 意見^{いけん}を踏^ふまえ、原案^{げんあん}に反映^{はんえい}するものや、今後^{こんご}対応^{たいおう}していくもの
 - ② 意見^{いけん}の趣旨^{しゆし}が既に^{すで}計画^{けいかく}に含ま^{ふく}れているもの又は^{また}素案^{そあん}に賛同^{さんどう}いただいたもの
 - ③ 今後^{こんご}の検討^{けんとう}の参考^{さんこう}とさせていただくもの
 - ④ その他^た（質問^{しつもん}・感想^{かんそう}等）
- ※ 1項目^{こうもく}に2つの意見^{いけん}があり、対応^{たいおう}が異なる^{こと}場合は、該当^{ばあい}部分^{がいとうぶぶん}に下線^{かせん}を引^ひいています。

28	<p>・2 人材確保・育成の【障害福祉人材の確保】の中間期評価が“△”となっているが、それに対しての分析が振り返りの中で全く見えてこない。</p> <p>【一定程度の効果は得られた】との評価ですが、【想定した目標を達成出来ず、想定した通りの効果が得られなかった】現実をどのように受け止め、達成するためにどのような対策を打っていくか考えることが大切だと思います。</p> <p>・今回の中間見直しでの意見集約をしている中で、【人材確保】に関する意見がとても多く見られ、利用者や職員ともこの件に関してはとても大きな危機感を持っているのが現状だと思われます。</p> <p>この件に関してはもう先延ばしにする事ができない状況にまで来ています。</p> <p>今年度前期に【第5期 横浜市地域福祉保健計画 パブリックコメント】の意見集約の中でも同じ様な意見がかなり出ていました。</p> <p>この問題点は今に始まった事ではなく、以前よりたくさんの人たちが訴えかけていたことです。そろそろ有効な対策を講じて、現場に居る人たち(利用者・家族・職員・関わる全ての人達など)が安心して暮らせ、働ける環境を創出して下さい。</p> <p>・やらなくてはならない事がいっぱいある事はわかっています。皆様が一生涯懸命に考えて下さっている事も理解しています。それらを踏まえてもこの件は、とても重要かつ目を背けてはいけない事だと思います。</p> <p>・本当に、本当に、よろしくお願いいたします。</p>	②
----	---	---

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

29	<p>・相談支援事業は単独では事業採算が取れないこと、 人材確保が難しいなど、現状の課題が認識されているにもかかわらず、なん ら対策がとられていないように見えます。</p> <p>また、相談支援事業の意義への理解も社会の中でなかなか広がらない現状 も課題です。</p> <p>障害児プランでしっかりと対策の計画を立ててください。</p>	②
30	<p>・今、どの現場でも働き手不足です。</p> <p>障害福祉や保育。特別支援教育（教員）、ヘルパー、相談職等、福祉人材の 確保について、動画サイトの広告を載せるなど、市全体で取り組んだ方がよい と思います。</p>	②
31	<p>・障害の方々が地域で暮らしやすくすることは大変望んでいます。</p> <p>ですが、現実には障害がある方々が地域の方々が頼れる環境は不十分です。</p> <p>まずは障害のある方々が地域の方々に相談しやすい環境を整えたいです。</p> <p>社協、役所、地域包括支援センターが障害のある方々のより充実した受け皿 になるようにしてほしいです。</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

32	<p>「制度の狭間」の障害児者に必要な支援がない。</p> <p>障害者プランに包括的、重層的というキーワードが現れて久しいが、体感実感として状況は変わらない。</p> <p>制度の狭間＝制度・施策に該当しない＝制度・施策に基づく支援の利用に困難さがある「制度の狭間」の児者は、その時点で既に、ニーズの個別性が高い。</p> <p>個別性の高さ故、「地域のニーズ」として捉えること自体が困難。</p> <p>「制度の狭間」の児者の支援に関して</p> <p>制度の狭間の児者は、その時点で既に、ニーズ自体の個別性が高いことを自治体として認識してほしい。</p> <p>包括的、重層的とは聞こえても、「地域のニーズ」としての視点が優先される現状では、狭間の児者にはいつまでも支援が届かない。</p>	③
33	<p>相談支援専門員の人員不足に関して</p> <p>相談支援専門員の人員不足は、制度・施策に該当する児者への支援が行き届かないばかりでなく、「制度の狭間」の児者のニーズを上げられないことにも繋がっている。</p> <p>特にこの後者の現状を、自治体として理解してほしい。</p> <p>制度の狭間専門の窓口や支援員の配置など、個別性の高いニーズを吸い上げる施策も必要なことを知ってほしい。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

34	<p>けいかくそうだん 計画相談について (P19)</p> <p>すうちもくひょう ・数値目標がでていますが、ぐたいてき と く ないよう かか 具体的な取り組み内容が掲げられていない為、ため すいしん 推進</p> <p>む に向けての具体的な内容を記載すべき。</p>	③
35	<p>しちょうそん 市町村におけるせいしんほけんにかか そうですねんたいせいせいび すいしん 精神保健に係る相談支援体制整備の推進について</p> <p>・ P10 にある「せいしんかびょういん ぎやくたいぼうし む そち しん 精神科病院における虐待防止に向けた措置○ (マル) 新」の</p> <p>くに うご しちょうそん そうですねんたいせい うご しちょうそんせいしん ように国の動きとして市町村の相談支援体制にも動きがあるため、市町村精神</p> <p>ほけんふくしぎょうむ かか 保健福祉業務を掲げるべきである。</p>	③
36	<p>じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会について</p> <p>よこはましじりつしえんきょうぎかい うご くいきぜんたい ひろ しゅうち くふう ひつよう ・横浜市自立支援協議会の動きを区域全体に広める周知の工夫が必要である。そ</p> <p>ため の為、プランにめいき、しいき うご はあく、しく、かか 明記し、市域の動きを把握できる仕組みを掲げるべきである。</p>	③
37	<p>しゅわ まな きかい こども おとな ほ 手話を学ぶ機会を子供から大人まであたえて欲しい</p>	③

【対応分類】

- ① いけんをふみまえ、げんあん はんえい こんごないおう
意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② いけんのしゅし すで はいかく ふく また、そあん さんどう
意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ こんご けんどう さんこう
今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ た じつもん かんそうとう
その他 (質問・感想等)
- ※ こうもく いけん ないおう こと ばあい がいどうぶがん かせん ひ
1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

38	<p>・^{たが}互いの^{そんざい}存在に^{きづき}気づき^{みぢか}身近に^{かん}感じる^{しく}仕組みづくり</p> <p>若い方も^{わか}普段から^{かた}自然に^{ふだん}自然に^{しぜん}目につく「ティックトック」「インスタ」などの^{えすえぬえす}S N S</p> <p>で^{こま}困っている方（^{かた}障害者）への^{しょうがい}理解を^{りかい}発信する^{はっしん}のはどうでしょうか？</p> <p>とてもデリケートな^{ぶがぶん}部分もありますが、^{しょうがい}障害に^{たずさ}携わる^{きかい}機会のない^{いっぽん}一般の人に</p> <p>^{きょうみ}興味を持って^ももらうことは^{むずか}難しいです。</p> <p>また、^し知らないから^{こわ}怖いと^{かん}感じたり、^{あやま}誤った^{かいしゃく}解釈をして^{おも}しまうのかなと思</p> <p>います。</p> <p>^{りかい}理解することは^{むずか}難しいので「^し知ってもらう」を^{ていねい}丁寧に^{はっしん}発信してほしいです。</p> <p>インクルーシブの^{おも}ヒントにもなると^{おも}思います。</p>	③
39	<p>・^{しょうがい}障害に対する^{たい}講演や^{こうえん}活動などの^{かつどう}情報^{じょうほう}を^{しえんきゅう}支援級にも^{はいふ}配布してほしい。</p> <p>^{えす}S-net^{ねつとよこはま}横浜、^{こんかい}今回^{はじ}初めて^し知りました。</p> <p>^{りょういく}療育の^{つうえんじだい}通園時代とは^か変わり、^{しえんきゅう}支援級に入ると^{はい}支援情報^{しえんじょうほう}や^{そうだん}相談する^{ぼしょ}場所が^{なく}なく</p> <p>なり^{おや}親の^{ふあん}不安が^{つよ}強まり^{やすく}やすくなります。</p> <p>^{ひつよう}必要としている^{ひと}人に^{じょうほう}情報が^{とど}届くよう、^{しえんきゅう}支援級の^{おや}親にも^{とど}届くように、^{ちらし}チラシ・</p> <p>^{えすえぬえす}S N S など^{ひとびと}その人々に^あ合う^{はっしん}発信をして^{ほしい}ほしいです。</p>	③

【対応分類】

- ① ^{いけん}意見を^ふ踏まえ、^{げんあん}原案に^{はんえい}反映するものや、^{こんご}今後^{たいおう}対応していくもの
 - ② ^{いけん}意見の^{しゆし}趣旨が^{すで}既に^{けいかく}計画に^{ふく}含まれているもの又は^{また}素案に^{さんどう}賛同いただいたもの
 - ③ ^{こんご}今後の^{けんとう}検討の^{さんこう}参考と^ささせて^{いた}いただくもの
 - ④ ^たその他（^{しつもん}質問・^{かんそうとう}感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、^{たいおう}対応が^{こと}異なる場合は、^{ばあい}該当部分に^{がいとうぶがぶん}該当部分に^{かせん}下線を^ひ引いています。

40	<p>しょうがいしゃねんきん など、たいしょうしゃ おさな じゅんび ひつよう はや おやむ けの べんきょうかい などが ほ ほしいです。</p> <p>じつ はあの しょるい ひつよう、あれは と 取って おいた ほうが いいもの。。。と あと から き 聞かされ て 慌てる 事 が 多い です。</p> <p><u>しょうがいしゃてちょう しゅとく どうじ さっし わた くふう</u> 障害者手帳の取得と同時に冊子を渡すなどの工夫があっても良いと思います</p> <p>げんじょう はあまりに ふしんせつ 不親切です</p>	③
41	<p>「1 ふきゅうけいはつ がくれいき じゅうてんてき ふきゅうけいはつ 普及啓発 (3)学齢期への重点的な普及啓発」</p> <p>ふくがくせきこうりゅう について、ただ なんと なく 行く だけ ・ 迎える だけ にならない ように</p> <p>しえんがっこう きょじゅうちこう じれい はいふ たが よ じかん になる ような 工夫</p> <p>を さらに おねが います</p>	③
42	<p>そうだんしえんじゅうじしゃ いくせい じぎょうしょ せっち さらに いそ おも</p> <p>相談支援従事者の育成および事業所の設置もさらに急いでほしいと思います。</p>	③
43	<p>く じりつしえんきょうぎかい いくせいかい くんれんかい かなら どうじしゃかい ほごしゃかい い</p> <p>区の自立支援協議会には育成会や訓練会など、必ず当事者会や保護者会を入れ</p> <p>て ほしい と おも います。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

44	<p>・最近、「入浴介助を希望している曜日のヘルパーが足りないから曜日を変えてほしい」「外出を希望している日にヘルパーがいないから日程を変えてほしい」と言われることが多くなりました。</p> <p>・年末年始や大型連休の時などに特に多く、そうになると基本的な日常生活すら難しくなってしまうこともあります。また、「もっと働きたいけど、扶養の関係でこれ以上（出勤日を増やす事が）出来ないんだよ」とヘルパーさんに言われたこともあります。そういう意味でも今働いている人が働きやすい制度や環境にしてほしいです。</p>	③
45	<p>福祉サービス事業所では、慢性的に人材が不足しています。</p> <p>新規採用ができないだけでなく、定着しないためにサービス管理者および担当者が毎年のように変わっています。</p> <p>収入が低く生活できないために福祉現場での仕事から離れる方もいると聞いています。</p> <p>保育士確保のための宿舎借上げ事業のような制度を福祉事業においても導入してください。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

<p>46</p>	<p>ぎょうせい まどぐちしよくいん ちよくせつげんば かいにゆう かんけいしゃ しょうがいじいくじ たい ちしき 行政の窓口職員や直接現場に介入しない関係者の障害児育児に対する知識</p> <p>はいりよ ふそく かん や配慮の不足を感じる。</p> <p>とうほう しょうがいじ おや きも かんが たいおう こと たた 当方も障害児の親の気持ちを考えない対応をされる事が多々あった。</p> <p>は あつか どうじょう ふよう ただ じょうほう ひつよう とう 腫れもの扱いや同情は不要で、正しい情報や必要なサポートについて等の</p> <p>じこう じんそく たいおう ほ 事項を迅速に対応して欲しい。</p> <p>おや はじ けいけん ぜんていちしき おや こと ぜんたいぞう み 親も初めての経験なので、前提知識や親がすべき事について全体像が見えるよ</p> <p>うにしたい。</p> <p>しんたいしょうがい ため しせつ とりくみ すす はつたつしょうがい たい 身体障碍の為の施設や取組はだいたい進んできたが、発達障害に対するものは</p> <p>すく かん きけん す こうえん うんどうじょう かくちてん てきせつ 少なく感じる。危険なく過ごせる公園や運動場など、また、各地点に適切なサ</p> <p>ポートが欲しい。現状、そういった物がほぼない。</p>	<p>③</p>
-----------	--	----------

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
- ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

47	<p>・ <small>あたら はっけん</small> 新しい発見へのアクションは <small>ゆうき あ</small> 勇気有り。 <small>しっぱいかくご</small> 失敗覚悟をおそれているのは <small>みなさま</small> 皆様ですか。</p> <p><small>わたし すべ</small> 私は <small>おたちば かたがた</small> 全ての御立場の方々より「<small>おき どく じんぶつ</small> 御気の毒な人物」と <small>かんが</small> 考えられて居ります。</p> <p><small>じぶん せいめい けんこうじゆみょう</small> 自分の生命(健康寿命)を <small>あんぜん</small> 安全へ <small>みちび きかん</small> 導く機関は、 <small>み</small> 見あたりません。 <small>こべつたいおう がいとう</small> 個別対応に該当する人と <small>ひと じぶんじしん はんだん</small> 自分自身で判断に至る <small>いた まいにち くる</small> 毎日は <small>まず</small> 苦しく、 <small>にちじょうせいかつ</small> 貧しくしながら日常生活では <small>こころ じっこうちゆう</small> 心くばりを実行中です。</p> <p><small>しょうがい</small> 障害のある人は <small>ひと ぶつ かなかおよ さべつ たい</small> 物価高及び差別に対して <small>しのび いちじ しょうがい い</small> 忍の言字で生涯を行くのでしょうか。</p> <p><small>げんざい いま せいかつ なか</small> 現在(今の生活の中で)は、 <small>さべつ</small> 差別されているは、 <small>こんごかいけつよてい なし</small> 今後解決予定は無。相談出来るは <small>あ</small> ありません。</p> <p><small>じしん そういくふう どりよく たいりよく い</small> 自身の創意工夫と努力と体力で生きています。 <small>さんしょうがい べつべつ</small> 参障害は別々です。</p> <p><small>いっしょ かんが</small> 一緒に <small>いただ</small> 考えないで頂きたいです。</p> <p><small>さいご</small> 最後まで <small>よ くだ</small> お読み下さり、 <small>ありがと</small> 有難うございました。</p>	③
----	--	---

【対応分類】

- ① いけん 意見を踏まえ、げんあん はんえい 原案に反映するものや、こんごたいおう 今後対応していくもの
 - ② いけん 意見の趣旨が既に すて けいかく かく 計画に含まれているもの又は また 素案 さんどう 素案に賛同いただいたもの
 - ③ こんご けんとう さんこう 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ た しょうもん かんそうとう その他(質問・感想等)
- ※ こうもく 1項目に2つの意見があり、たいおう 対応が異なる場合は、ばあい 該当部分に がいとうぶぶん かせん ひ 該当部分に下線を引いています。

48	<p>ちゅうかんみなお なか さまざま せいかつ ばめん ささ 中間見直しの中の「様々な生活の場面を支えるもの」</p> <p>まいとし めい こ しょう ちゅうがくせい しないざいせき しょう ちゅうがくせい 毎年100名を超える小・中学生が～とありますが市内在籍している小・中学生</p> <p>なんぱ一せんと の何 % なのでしょうか。</p> <p>ふくがくせき しょう ちゅうがくせい いっしょ まな 副学籍をしている小・中学生は、どのように一緒に学んでいるかごぞんじです</p> <p>か？</p> <p>うんどうかい ぶん かさい きやく よ はっぴょう せき 運動会や文化祭のイベントにお客さんとして呼ばれ発表したり、席にすわって</p> <p>かん 観らんするだけです。</p> <p>いっしょ つき かい ひと べんきょう はなし 一緒に月1回でもクラスの人と勉強したり話をする事はないです。</p> <p>あそ 遊ぶこともありません。</p> <p>よこはまし がっこう 横浜市の学校へききとりしてください。</p>	③
49	<p>ちてきしょう しゃ とうじしゃだんたい れい せかいてき き ぼ かつどう 知的障がい者による当事者団体（例：世界的規模で活動するピープルファース</p> <p>そしき しえん も こ おも ト）としての組織をつくることと支援することを盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>ます。</p>	③
50	<p>こども しょうがい おや しょうがい ばあい 子供に障害があり、親も障害がある場合、かならずたらいまわしにあいます。</p> <p>こどもしえん しょうがいしゃ しえん へいそう おも この子供支援と障害者の支援は並走でなくてはならないかと思えます。</p> <p>こども ていがくねん にんてい ほうほう めいかく 子供が低学年だとヤングケアラーのほずで、その認定の方法を明確にしてほし</p> <p>い。また、そこに携わるヘルパーには加算を。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

51	<p>○副学籍<small>ふくがくせき</small>による交流<small>こうりゅう</small>教育<small>きょういく</small>および共同学習<small>きょうどうがくしゅう</small></p> <p>居住地<small>きょじゅうち</small>の学校<small>がっこう</small>での交流<small>こうりゅう</small>は、意義<small>いぎ</small>のあるものと理解<small>りかい</small>しています。</p> <p>よりよいものにするためには、受け入れる学校<small>がっこう</small>の教職<small>きょうしよくいん</small>員<small>しやうがいじ</small>も障害児<small>しや</small>・者<small>しや</small>について、</p> <p>特別支援教育<small>とくべつしえんきょういく</small>についての知識<small>ちしき</small>を持つ必要<small>ひつよう</small>があると考<small>かんが</small>えます。</p> <p>その実現<small>じつげん</small>に向けた取<small>と</small>り組<small>く</small>みはなされているのでしょうか。</p>	③
52	<p>○情報発信<small>じょうほうはっしん</small>時の合理的配慮<small>ごうりてきはいりよ</small>の提供<small>ていきょう</small></p> <p>今回<small>こんかい</small>の市民意見募集<small>しみんいけんほしゅう</small>にあたって点字資料<small>てんじしりょう</small>を作成<small>さくせい</small>していただき、ありがとうございます</p> <p>ました。</p> <p>同時期<small>どうじき</small>に市民意見<small>しみんいけん</small>の募集<small>ほしゅう</small>が行<small>おこな</small>われた「健康横浜21<small>けんこうよこはま</small>」は、テキストデータはあ</p> <p>るものの点字<small>てんじ</small>はありませんでした。</p> <p>横浜市<small>よこはまし</small>が市民<small>しみん</small>に向けて印刷物<small>む</small>を発送<small>いんさつぶつ</small>する際は、点字<small>はっそう</small>・拡大文字<small>さい</small>・音声<small>てんじ</small>を保障<small>かくだいもじ</small>して</p> <p>ほしゅう</p> <p>ください。</p> <p>「広報よこはま」に『点字<small>てんじ</small>や音声<small>おんせい</small>がない場合<small>ばあい</small>があります』と記載<small>きさい</small>する無神経<small>むしんけい</small>さに</p> <p>はあきれています。</p> <p>また、デジタル化<small>か</small>、I T化<small>あいていーか</small>の大きな流れ<small>おお</small>があります。</p> <p>P D F や画像データ<small>がぞう</small>は視覚障<small>しかくしょうがい</small>害<small>もの</small>のある者<small>もの</small>にはアクセスしにくい、できないこと</p> <p>があります。</p> <p>情報発信<small>じょうほうはっしん</small>にあたっては、視覚障<small>しかくしょうがい</small>害<small>しや</small>者の存在<small>そんざい</small>を意識<small>いしき</small>して取<small>と</small>り組<small>く</small>んでください。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見いけんを踏ふまえ、原案げんあんに反映はんえいするものや、今後こんご対応たいおうしていくもの
 - ② 意見いけんの趣旨しゆしが既すでに計画けいかくに含まふくれているもの又は素案またに賛同さんどういただいたもの
 - ③ 今後こんごの検討けんとうの参考さんこうとさせていただくもの
 - ④ その他た（質問しつもん・感想かんそう等）
- ※ 1項目こうもくに2つの意見いけんがあり、対応たいおうが異なる場合ことは、該当部分ばあいに下線がいとうがばんを引かせんいています。

53	<p>だいひつだいどく ○代筆代読サービス</p> <p>いっさくねん あら はじ かんしゃ 一昨年より新たに始められたことに感謝しております。</p> <p>げんじょう きょたくかいご 現状は居宅介護でのサービスとなっています。</p> <p>どうこうえんご じゅうじ だいひつ だいどく ぎょうむ 同行援護に従事しているガイドヘルパーは、代筆・代読も業務となっていま</p> <p>す。</p> <p>がいしゅつ かえ よ りようしゃ 外出から帰ったときに呼んでもらったりできると利用者としてはありがたい。</p> <p>だいひつ だいどく にな て どうこうえんご いち 代筆・代読のサービスの担い手として同行援護のガイドヘルパーを位置づけて</p> <p>いただき、サービスの充実、利便性向上を願います。</p>	③
54	<p>しょうがい ひと たい じょうほうほしょう ○障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン</p> <p>これまでにてんじがあるかとたずねると「ありません。」との返事が返ってきたこと</p> <p>いくど が幾度かあります。</p> <p>わたし しみんぜい おさ 私は市民税を納めています。</p> <p>それなのになぜ、ほかの方々と同じようにじょうほうにゆうしゆ 情報入手ができないのでしょうか。</p> <p>じょうほう りねん もと ぜんじゆつ はいりよ きたい 情コミ法の理念に基づいて前述したように配慮がされますよう期待します。</p>	③
55	<p>こうけんせいど ひよう 後見制度、費用がどれくらいかかるかしりたい。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

56	<p>しょうがいしゃねんきんなど、たいしょうしゃがおさなじゅんびひつようはやおやむ <u>・障害者年金など、対象者が幼いうちから準備が必要なものは早くから親向</u> <u>けの勉強会などが欲しいです。</u></p> <p>じつはあのしよるいひつよう、あれはととておいたほうがいいもの。。とあとからきかされ <u>て慌てる事が多いです。</u></p> <p>しょうがいしゃてちようしゆとくどうじさっしわたくふうがあってもいいおも <u>障害者手帳の取得と同時に冊子を渡すなどの工夫があっても良いと思います</u> <u>現状はあまりに不親切です</u></p>	④
57	<p>さぎようじよはたらしょうがいひとこうちん <u>・【作業所で働く障害のある人が、よりたくさんの方賃をもらえるように</u> <u>作業所などを支援します】の項目では、●●●も、今の給料よりも、もっとた</u> <u>くさんあればいいなあ！</u>とおも</p>	④
58	<p>せいねんこうけんせいど <u>成年後見制度</u></p> <p>かていないだいさんしゃくちだかん <u>家庭内のことに第三者から口出しをされると感じます。</u></p> <p>なりよう <u>亡くなるまで利用をやめられないのはおかしい。</u></p>	④
59	<p>ちてきしょうがいえーせいじんしつもん <u>知的障害 A2 の成人ですが、質問があります。</u></p> <p>ふくししゅうろういっばんしょうがいしゃこようわくうつどうじけいかくそうだんりよう <u>福祉就労から一般の障害者雇用枠に移りましたが、同時に計画相談の利用も</u> <u>できなくなりました。</u></p> <p>ほんにんしゅうにゅうふふくしせいどりよう <u>本人の収入が増えれば福祉制度の利用はいらないということでしょうか？</u></p> <p>いみ <u>意味がわかりません</u></p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

60	<p>ほうじんない ぎゃくたい しょくいん と なまえ か 法人内で虐待があり職員にアンケート取るが名前を書かなくてははいけない。</p> <p>これでは、^{いま}今までにあったことも^か書けない。</p> <p>^{つた}伝えられなくてつらい。</p> <p>●●●です。なんとかしてください</p>	④
61	<p>しょうがい しっぺい かん じょうほう はっしん ○障害や疾病に関する情報の発信</p> <p>デジタル化、^か I T 化の中でホームページやアプリの活用は^{かつよう ゆうえき おも}有益だと思ひます。</p> <p>しかくしょうがいしゃ ゆうえきせい きょうじゆ 視覚障害者もその有益性を享受できるようにしていただきたい。</p> <p>しょうがいふくし てんじ さくせい かんしゃ 「障害福祉のあんない」は、点字も作成していただき、感謝いたします。</p> <p>ないよう もうらてき つか めん 内容が網羅的になっていて使いにくい面もあります。</p> <p>しょうがいしゃ へんしゅう りよう おも 障害者ごとに編集したものと利用しやすいと思ひます。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

ばんごう 番号	いけん 意見	たいおう 対応 ぶんるい 分類
せいかつ ばめん す く 生活の場面1 住む・暮らす		
62	<p>おや な あと こども せいかつ ばしょ しんばい 親無き後の子供の生活場所を心配しています。</p> <p>じゅうしん いりよう ひと りよう すく 重心、医療ケアある人が利用できるグループホームはとても少ないです。</p> <p>よこはまし こんごにゆうしよしせつ かいしよ よてい けんがい にゆうしよ おや 横浜市は今後入所施設の開所の予定はなく、県外の入所は親としてはとても</p> <p>ふあん 不安しかありません。</p> <p>しょうきぼ しせつ せいび きぼう 小規模の施設の整備を希望します。</p> <p>こども せいかつ かが くだ ほう ほうしゅう ため また子供の生活に関わって下さるたくさんのスタッフの方の報酬アップの為の</p> <p>じぎょうしよ たい けいえい じよせい ねが 事業所に対して経営の助成もお願いします。</p>	①

【対応分類】

- ① いけんを づまえ、げんあん はんえい こんごたいおう
意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② いけんの しゆし すて けいかく かく また そあん さんどう
意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ こんご けんとう さんこう
今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ た じつもん かんそうとう
その他（質問・感想等）
- ※ こうもく いけん たいおう こと ばあい がいどうがばん かせん ひ
※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

<p>63</p>	<p>たきのうがたきよてん 多機能型拠点について</p> <p>せっちかんりょう よてい おおはば せっち おく さっきゅう のこ かん せいび ねが 設置完了の予定から大幅に設置が遅れています。早急に残り2館の整備をお願い いたします。</p> <p>またきそん しせつ かいしよじ うんえいほうしん きゅうじつ たいおう また既存の施設も開所時の運営方針からトーンダウンして、休日の対応ができ ない、豪華な入浴設備も活用していないなど運営が不安定で、地域生活の拠点 になり得ていません。</p> <p>じんいんふそく せつび ばしよ てぜま かんきょう うんえい せいかつかいご 人員不足であれば、その設備や場所を手狭な環境で運営している生活介護や しょうきぼ しせつ きょうよう ほうもんかんご う じたく ばしよ し 小規模の施設と共用したり、訪問看護を受ける自宅とみなす場所とするなど市 独自の施設を活用する方法を考えてください。</p>	<p>①</p>
-----------	--	----------

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

64	<p>く 1-2暮らし</p> <p>たきのうがたきよてん せいび うんえい 多機能型拠点の整備・運営</p> <p>ほくとうがほうめん たきのうがたきよてん れいわ ねんどまつ しゅんこう よてい 北東部方面の多機能型拠点が令和5年度末に竣工の予定とのこと、やっと4</p> <p>かんめ せいび いりようてき じしゃしえん いっぽす おも 館目が整備され、医療的ケア児者支援がまた一歩進むことと思います。</p> <p>ひ つづき かん せいびかんりよう む こうほち けんとう すす 引き続き6館の整備完了に向けて候補地の検討を進めていくとのことですが、</p> <p>いま さが つづ がいとう しゅうち こんご しゅうち が、今まで探し続けて該当する市有地がないということは、今後も市有地に</p> <p>けんせつ むずか 建設することは難しいのではないのでしょうか。</p> <p>しゅうち つか とち で ま つづ 市有地で使える土地が出るのを待ち続けるということでしょうか。</p> <p>とうしょ しょうがいしゃ かん せいび 当初の障害者プランではとくに6館が整備されているはずでした。</p> <p>みんかん とち とうかこうかん はば ひろ けんとう はや のこ 民間の土地との等価交換など、もっと幅を広げて検討していただき、早く残り</p> <p>かん せいび かのう すす おも 2館の整備が可能になるようにするよう進めていただければと思います。</p>	①
----	---	---

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

65	<p>1-3 移動支援</p> <p>移動情報センター運営等事業の推進</p> <p>各区の区社協の外出支援サービスが無くなってしまい、車を所有していない家族や運転ができない家族の場合、障害のある本人が車いすのまま車に乗車しての移動の利用先が一つ少なくなくなり大変残念なことです。</p> <p>外出支援サービスは福祉有償移動サービスにあたるのだと思いますが、他の福祉有償移動サービスの利用先も増えていません。</p> <p>福祉有償移動サービス運営協議会は年3回行われているということですが、もっと車で移動を可能にするため、福祉有償移動サービスの事業所が増えるように横浜市の担当局はもちろんです、各区の移動情報センターからも地域の事業所に働きかけてください。</p> <p>また、移動情報センターでは、区社協の外出支援サービスが無くなったのですから、他の福祉有償移動サービスの利用先を案内するなど、日ごろから情報を得ておいて情報が提供できるようにする必要があります。</p>	①
66	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (P30 および P33)</p> <p>・3機関が核になり取り組みの推進を行っている状況ではあるが、区域の事業業者に情報等を落としていく仕組み作りが必要である。</p>	①

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

67	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (P30 および P33)</p> <p>・ 3 機関連絡会のようなものに区域の事業所が参加できるようにしていく必要もあるのではないかと (P33 の数値については 3 機関のみの数値の為)</p>	①
68	<p>・ 精神障害者に関しては使いにくいのが現状であり、移動情報センターの職員等の精神障害に関する知識等を持ってもらう必要があるのではないかと。</p>	①
69	<p>横浜市西区では、重度心身障害のある方や医療的ケアが必要な方 (以下、重心と記載) が地域で生活していく上での課題について、まずはできることから取り組んでいくことを合言葉に、2020年11月から「西区重心ネット」を立ち上げ、3か月に1回、話し合ってきました。</p> <p>課題の一つとして、「移動」の問題が上がっています。</p> <p>現在、西区重心ネットでは、タクシー会社へのアプローチを行っています。</p> <p>第4期横浜市障害者プランの中でも移動支援について書かれています。</p> <p>その中で、P39にある、移動情報センター運営等事業の推進について、相談件数が少ないのは、制度周知不十分も一因ではあると思いますが、相談しても移動についての情報が得られないため、相談しないという選択肢を取るということも大いに考えられます。</p> <p>特に重心の方の移動情報、マッチングは皆無に近いです。</p> <p>移動情報センターに重心の方の移動情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報が入手できることを望みます。</p>	①

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他 (質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

テーマ=生活の場面1 住む・暮らす

「共同生活援助（グループホーム）における重度障害者の支援の充実の取り組み」について

【意見】高齢化・重度化していく障害者は、詳細版P26の記述にあるように、

障害特性により、高齢化・重度化の心身状況に違いがあることが明らかにな

ったのは、施策を検討するうえで根拠が明確になったという点で評価できます。

一方で、高齢化・重度化は必然的に、身体機能の低下というところとセットとな

るケースが多いのはすでにモニタリング調査等で判明していることと思えます

が、特に精神や知的のグループホームにおいては2階建てで2階の居室に階段で

昇降せざるを得ないホームが少なからずあるなど、設備面で課題が大きいです。

もちろん、そのような方の場合、介護保険の適用できる条件をみれば、特別

養護老人ホームや老人保健施設、認知機能の低下があれば認知症対応型グループ

ホームなども視野に入るだろうが、そこに関わり方の難しい障害特性がある

場合、もともと住んでいた障害のグループホームで暮らさざるを得ないケース

も少なくないと思われます。

高齢化・重度化しても、いわゆる高齢者施設に移れない障害者がどれくらい

いるのかを実態把握すると同時に、障害のグループホームを終の棲家とする

となれば、高齢化・重度化に対応できるよう、職員の研修教育や施設のハード

ウェアへの補助などを検討していただきたいと思います。

70

①

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

71	<p>・【出かけることを支援するヘルパーを増やします】の項目では、ヘルパーも人がいないから困っている。やめる職員がいるから・・・もっと人がいればいいのに・・・。</p>	①
72	<p>【計画全体より】</p> <p>・ガイド利用できるメンバーさんが減った。出かけたのに、少しの時間も外出が出来なくて『ストレスがたまっている～！！』という声が多い。</p>	①
73	<p>○横浜市地域生活支援事業の移動支援について(1-3 移動支援)</p> <p>コロナ禍の影響を強く受けた移動支援は、依頼があってもヘルパー不足で希望に沿うのが難しい状況にある。</p> <p>移動支援事業所の実態を調査して、ヘルパー確保につながる対策の検討をお願いしたい。</p>	①
74	<p>住宅セーフティネット住宅は安全安心が一般住宅よりしっかりしてないといけない。サポートホーム推進期待します。</p>	②
75	<p>・グループホームなど施設の充実</p> <p>発達障害の子が増えていて既存の療育センターでは間に合っていないと思います。</p> <p>増設できませんか？</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

○精神障害者の住まいについて

半年ほど前、精神障害者の住まい探しにあたり、横浜市居住支援協議会の相談窓口^{そうだんまどぐち れんらく い}に連絡を入れたことができました。

しかし電話口の担当者^{でんわぐち たんとうしゃ なに}は何もわからないといった感じ^{かん}で、相談窓口^{そうだんまどぐち}として機能^{きのう}しているようには思えませんでした。

また、不動産屋^{ふどうさんや}も何件も問合せ^{なんけん といあわ}しましたが、問い合わせ^{と あ}時点で^{じてん}「^{せいしん}うちは精神の方^{かた}はお断^{ことわ}りしています」と言^いわれることが多^{おほ}くありました。

76

このような対応^{たいおう}はここ数年^{すうねん}で増^ふえてきているように感じ^{かん}ていて、以前^{いぜん}は考^{かんが}えてくれていた不動産屋^{ふどうさんや}も、難色^{なんしよく}を示^{しめ}すようになってきました。

大家^{おおや}さんの意向^{いこう}もあるので仕方^{しかた}ない部分^{ぶぶん}もある、とは思^{おも}いますが、不動産業界^{ふどうさんぎょうかい}にも、お客^{きゃく}さんを差別^{さべつ}しないよう周知^{しゅうち}されているはずなのに、「門前^{もんぜん}払い^{ばら}」が行^{おこな}われているのが現実^{げんじつ}です。

適切な相談窓口^{てきせつ そうだんまどぐち}に繋^{つな}ぐことを徹底^{てってい}する事^{こと}、つないだ相談窓口^{そうだんまどぐち}が機能^{きのう}する事^{こと}、大家^{おおや}さんへの普及^{ふきゅう}啓発^{けいはつ}、それら^{それら}を一体^{いったい}の施策^{しさく}として取^とり組^くんでほしいと思^{おも}います。

また、福祉^{ふくし}と住まい^すの相互^{そうごり}理解^{かい}を深^{ふか}める場^ばを作^{つく}ってほしいと思^{おも}います。

②

【対応分類】

- ① 意見^{いけん}を踏^ふまえ、原案^{げんあん}に反^{はん}映^{えい}するものや、今後^{こんご}対^{たい}応^{おう}していくもの
 - ② 意見^{いけん}の趣旨^{しゆし}が既^{すで}に計^{けい}画^{かく}に含^ふまれているもの又は素案^{また そあん}に賛^{さん}同^{どう}いただいたもの
 - ③ 今後^{こんご}の検^{けん}討^{とう}の参^{さん}考^{こう}とさせていただくもの
 - ④ その他^た（質^{しつもん}問^{かん}・感^{かん}想^{そうとう}等）
- ※ 1項目^{こうもく}に2つの意見^{いけん}があり、対^{たい}応^{おう}が異^いなる場^ば合^{あい}は、該^{がい}当^{とう}部^ぶ分^{ぶん}に下^か線^{せん}を引^ひいています。

77	<p>生活の場面1の住む・暮らすについて、自立生活援助のサービス提供と給付要件が現実と乖離していると感じます。</p> <p>ご本人に必要な支援を提供するために注力しても給付対象として認められないケースが多く、残念に思います。現実在即した制度設計を望みます。</p> <p>難しいのであれば、自立生活援助事業の廃止と自立生活アシスタント事業の拡充を望みます。</p>	②
78	<p>高齢化、重度化を踏まえた住まいの構築について。</p> <p>・親子共に高齢化している実態がある。収入が少ない家族のために、年をとっても安心して入れる住まい（グループホームや施設）が必要です。</p> <p>ほとんどの障害者は収入が少ない。</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

79	<p>ちゆうとせいしんしょうがいしゃ たい しえん げんこうほうじょう げんていてき ていちゃくしえん 中途精神障害者に対する支援が現行法上、限定的（定着支援サービス）である と かんが 考えます。</p> <p>しごと なか さまざま じゆう せいしんしょうがいしゃ ひと おお おも 仕事をする中で、様々な事由で精神障害者になる人は多いと思います。</p> <p>りしよく “離職”をしていないとの理由で、つか おおす 使えないサービスが多過ぎます。</p> <p>わたし はったつしょうがい きいん せいしんしょうがいしゃ しゅうろうちゅう りゆう しょくば 私は発達障害を起因とした精神障害者ですが、就労中との理由で、職場に たい ごうりてきはりよ もう い どう えんじよ もう い ていちゃく 対する合理的配慮の申し入れ等で援助を申し入れることができるのが、定着 しえん ていど こま 支援サービス程度しかなく、困っています。</p> <p>こうせいろうどうしょう しゅさい せいしん はったつしょうがいしゃ けんしゅう さら 厚生労働省が主催している「精神・発達障害者しごとサポーター」研修の更な しゅうちてい あわ よこはまし しんたい ちてき せいしんしょうがい なか りかいそくしん おく る周知徹底と併せて、横浜市でも身体・知的・精神障害の中でも理解促進に遅れ がある精神障害者に特化した、1 事業者へは定着、活躍を図る研修事業を、 2 一般の人むけに理解を深める講習等の充実を切に願います。</p> <p>とくべつし こうそうじつげん よこはまし せんくてき と く おこな 特別市構想実現にむけて、横浜市が先駆的な取り組みを行ってください。</p>	②
80	<p>みんかんじゅうたくにゅうきよ そくしん せいしんしょうがいしゃ りゆう にゅうきよ こと 民間住宅入居の促進 精神障害者であることを理由に入居を断われたと いう話をよく聞きます。</p> <p>げん わ かしょこと じりつせいかつ いよく うしな 現に我が子も2ヶ所断われ自立生活の意欲を失いかけてました。</p> <p>しゅうろう せいかつ あんてい 就労もして生活は安定しているのに…です。</p> <p>きょうせいしゃかい げんじつ かん 共生社会というコトバが現実のものになっていないと感じます。</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

81	<p>親の高齢化につき介護がづらくなって来ました。</p> <p>30才の息子は元気で日中活動に通っています（送迎は親がしている）。</p> <p>この先が非常に不安です。</p> <p>息子の将来がどうなるのか。</p> <p>グループホームの空きがあれば入所を考えていますが空状況が何処へ聞けばわからず困っています。</p> <p>親は日毎に高齢化していつまで息子の面倒を見られるか不安です。</p> <p>グループホームを作ってください。</p>	②
82	<p>日中の過ごし方について</p> <p>医療的ケアのある人の卒業後の進路先が少なく、受け入れの隙間を埋めるために</p> <p>自家送迎で遠方の施設に通うことは、本人だけでなく家族にとって大きな負担になっています。</p> <p>本人の望む、在宅での訪問学習や地域でのイベント参加も生活支援の一部として提供をする団体にお金が入るなど、通所以外の過ごし方も生活介護同様、</p> <p>資金面で行政が支えるような支援ができないでしょうか。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

83	<p>しょうがいしゃ いけん そ ないよう な ちてき 障害者プラン意見に沿うメール内容では無いかもしれませんが、うちには、知的</p> <p>しょうがい もっと おも か じへいしょう せいじん こ 障害が最も重く且つ、自閉症の成人した子がおります。</p> <p>ほんとうは、にゅうしょせつ にゅうしょ きぼう ほんとうは、入所施設への入所を希望していますが、グループホームへ移行と</p> <p>ほうしん いう方針となっておりますが、グループホームはしょうがい かる ひと しんぱんじりつ いう方針となっておりますが、グループホームは障害の軽い人か身辺自律があ</p> <p>ていど る程度(ほとんど出来ている)人用の仕組みとなっていて我が子のような、常に ③</p> <p>かいじょ ひつよう じかんみまも しょくいん て ひつよう 介助が必要で24時間見守りや、職員の手を必要とします。</p> <p>おお ですが、多くのグループホームはそのような仕組みとはなっていないホームが多</p> <p>ほしかてい わ や ぼあいともだお みらい く、このまま母子家庭の我が家の場合共倒れする未来しかありません。</p> <p>りそう 理想としては、入所施設を増やして欲しい。</p>	③
84	<p>じかんみまも たいおう 24時間見守り対応のホームを増やして欲しいです。</p> <p>あ ま なんねん つづ けっきよく おやし きんぎゅう 空き待ちが何年も続き、結局のところ親が死んで緊急となり、あちこちの空</p> <p>しせつ てんてん はなし き いている施設を点々とするような話も聞いたことがあります。 ③</p> <p>ほんにん かんきょう か きょうどうどうしょうがい よういん ぼあい 本人にとって環境が変わることは強度行動障害の要因となる場合もありま</p> <p>す。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

85	<p>1-1 住まい</p> <p>共同生活援助（グループホーム）の利用者数の中で、重度障害者の人数を令和6年から、「うち、何人か」を（ ）で示すようにしたのは良いと思います。</p> <p>しかし、周囲の状況を見ると軽度知的障害、精神障害の方のグループホームについては利用が進んでいるようですが、支援が難しい障害の場合は入居が進んでいません。</p> <p>グループホーム利用人数は毎年200人ずつ増えているということですが、医療的ケアが必要な方は特にですが、医療的ケアが必要でなくても重症心身障害者がグループホームの利用をすることは大変難しい状況となっています。</p> <p>重症心身障害者であってもグループホームの利用がもっと可能になるように支援の見直しをお願いします。</p>	③
----	---	---

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

1-3 移動支援

移動情報センター運営等事業の推進

各区の区社協の外出支援サービスが無くなってしまい、車を所有していない

家族や運転ができない家族の場合、障害のある本人が車いすのまま車に乗車

しての移動の利用先が一つ少なくなくなり大変残念なことです。

外出支援サービスは福祉有償移動サービスにあたるのだと思いますが、他の

福祉有償移動サービスの利用先も増えていません。

86

福祉有償移動サービス運営協議会は年3回行われているということですが、も

っと車で移動を可能にするため、福祉有償移動サービスの事業所が増えるよ

うに横浜市の担当局はもちろんですが、各区の移動情報センターからも地域の

事業所に働きかけてください。

また、移動情報センターでは、区社協の外出支援サービスが無くなったのです

から、他の福祉有償移動サービスの利用先を案内するなど、日ごろから情報を

得ておいて情報が提供できるようにする必要があると思います。

③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

87	<p>1-3 移動支援</p> <p>ガイドヘルパー利用による外出の支援についてですが、療養介護の施設においては施設から直接の外出が可能になっており、入所者もガイドヘルパーの利用で外出することができとても良いことだと思います。</p> <p>しかし、障害者支援施設（身体障害者療護施設）の場合は、施設から直接ガイドヘルパーの利用で出かけることはできません。</p> <p>ガイドヘルパーの利用をするためには自宅に2泊して、施設にいない中1日を作ってその日にガイドヘルパーの利用をする必要があります。</p> <p>高齢の親はその支援をするのが困難です。</p> <p><u>施設では生活に必要な介助をするのがぎりぎりの状態で、入所者が楽しむために外出する支援までは困難で、外出の支援は医療機関の受診のための支援をするのが精一杯の状況です。</u></p> <p>入所者が外出する機会を持つことができるように、施設からのガイドヘルパーの利用ができるように移動支援の利用のあり方を変更し、移動支援を進めてください。</p>	③
88	<p>移動情報センターについて（P39）</p> <p>・相談件数は出ているが障害種別の内訳がないので内訳を出すべき</p>	③
89	<p>地域活動支援センターについて（P80）</p> <p>・地域活動支援センターを「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」にもしっかりと位置付けるべき。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

<p>90</p>	<p>わたし むすこ じゅうど ちてきしょうがいしゃ はつご こうどうえんご にちじょう かいじよ 私の息子は、重度の知的障害者ですが、発語もなく、行動援護や日常の介助が なければ生活をする事ができません。</p> <p>このよう な 状 況 で 日 々 生 活 を し て お り ま す 。 養 護 学 校 卒 業 後 4 年 目 と な り ま すが、以 下 の 見 直 し を し て 頂 け ば と 存 じ ま す 。</p> <p>・ 作 業 所 からの 帰 宅 が 4 時 なの で、こ れ を 6 時 まで 延 長 が で き る よ う に し て ほ しい。</p> <p>現 在 4 時 に 帰 宅 を し て、就 寝 が 1 0 時 ~ 1 1 時 の た め、帰 宅 後 は 6 時 間 ~ 7 時 間 親 が み て い ま す 。</p> <p>本 人 は 外 出 が 好 き な た め、食 事、入 浴 以 外 は 車 で の 外 出 を 要 求 し て き ま す 。</p> <p>毎 日 2 時 間 くら い は 休 憩 を 入 れ な が ら ド ラ イ ブ を し て い ま す。ガ ソ リ ン 代 は 月 2 万 円 以 上 か か っ て い ま す 。</p> <p>家 計 の 負 担 も 著 し く、親 の 体 力 も 消 耗 し て し ま う の で、作 業 所 からの 帰 宅 時 間 の 延 長 が で き る よ う に し て ほ し い で す 。</p>	<p>③</p>
-----------	---	----------

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

<p>91</p>	<p>・^{じゅうどしょうがいしゃ}重度障害者のグループホーム</p> <p>区分^{くぶん}5、6の知的障害^{ちてきしょうがいしゃ}者がグループホーム^{はい}に入れるように、区分^{くぶん}の高い利用者^{たか りようしゃ}を受け入れる事業者^{う い じぎょうしゃ}への加算金^{かさんきん}を上げてほしいです。</p> <p>息子^{むすこ}は重度^{じゅうど}の知的障害^{ちてきしょうがい}のため、精神年齢^{せいしんねんれい}は1歳^{さい}くらいですが、体力^{たいりよく}は21歳^{さい}の男子^{だんし}です。</p> <p>見直し^{みなお}のプランでは、区分^{くぶん}の高い障害^{たか しょうがいしゃ}者の支援^{しえん}に対して予算^{よさん}を割り当て^{わ あ}てて頂^{いただ}きたいと切^{せつ}に願^{ねが}っております。</p>	<p>③</p>
<p>92</p>	<p>・^{おや あと おや こども めんどう み}親なき後^{じょうきよう}や親^{とき}が子供^{こども}の面倒^{いぼしょ}を見られない^ほ状況^ほになった時に子供^{こども}の居場所^{いぼしょ}や生活^{せいかつ}、仕事^{しごと}など不安^{ふあん}。</p> <p>必要^{ひつよう}になった時^{とき}に施設^{しせつ}が使える^{つか}、相談^{そうだん}できる^{こども ささ}、子供^{こども}を支^{ささ}えてくれる人^{ひと}や場所^{ばしょ}が欲しい^ほ。</p> <p>親^{おや}も安心^{あんしん}して生きていき^いたい</p>	<p>③</p>
<p>93</p>	<p>「1-1 住まい (2)高^{こう}齢^{れい}化^か・重^{じゅう}度^ど化^かを踏^ふまえた住^すまいの構^{こう}築^{ちく}」</p> <p>重度^{じゅうど}の方^{かた}の G H ^{ぐーあーむ}について推^{すい}進^{しん}ありがとうございます。</p> <p>脱^{だつ}施設^{しせつ}が国^{くに}の方^{ほう}針^{しん}のようですが、入^{にゅう}所^{しょ}施設^{しせつ}の受^うけ入^いれが少^{すく}なくな^いって行^いくとこ ろがないということにならないよう、ま^かすま^かすの拡^{かく}充^{じゅう}を願^{ねが}いしたいです。</p> <p>よろしく願^{ねが}いします。「1-2 暮^くらし」とも関^かわりま^かすが、行^{こう}動^{どう}障^{しょう}害^{がい}のある方^{かた}</p> <p>の地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}についても併^あわ^あせて今^{こん}後^ごとも検^{けん}討^{とう}をよろしく願^{ねが}いします。</p>	<p>③</p>

【対応分類】

- ① 意見^{いけん}を踏^ふまえ、原^{げん}案^{あん}に反^{はん}映^{えい}するものや、今^{こん}後^ご対^{たい}応^{おう}していくもの
 - ② 意見^{いけん}の趣^{すい}旨^しが既^{すで}に計^{けい}画^{かく}に含^ふまれているもの又は素^{また}案^{そあん}に賛^{さん}同^{どう}いただいたもの
 - ③ 今^{こん}後^ごの検^{けん}討^{とう}の参^{さん}考^{こう}とさ^させていただくもの
 - ④ その他^た (質^{しつ}問^{もん}・感^{かん}想^{そう}等^{とう})
- ※ 1項目^{こうもく}に2つの意見^{いけん}があり、対^{たい}応^{おう}が異^{こと}なる場合^{ばあい}は、該^{がい}当^{とう}部^ぶ分^{ぶん}に下^か線^{せん}を引^ひいています。

1. 〈生活の場面1 住む・暮らす 1-1 住まいについて〉

【現況】

地域の中（＝自宅）で生活する場合の支援や理解は、以前に比べかなり整って
きています。しかし親が高齢になって障害のある子どもの面倒をみら
れなくなった時のことが心配です。

ヘルパーなどの支援を使い、ギリギリまで親が頑張ることは可能かもしれませ
んが、親が認知症や病気や亡くなったときに、本人が入所できるグループホー
ムの数が圧倒的に足りていないと感じます。

中・重度の知的障害がある場合、どれほど地域の理解やつながりがあつて

94 も、一人で生活することは一日たりとも不可能です。だとすると、通いなれた

③

事業所に引き続き通える範囲で、然るべきグループホームに入居できること

が、最も本人の意思を尊重することであり、権利擁護につながるのではない
でしょうか。

容易なことではないとは存じますが、今後の具体的な課題の中に盛り込んでほ

しいものとして、以下の3点を要望したいと思っております。

【グループホームについての提案】

・栄区における、中・重度の対象を含めた知的障害グループホームの数・質
の充実

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

	<p>・グループホームの建設における地域住民への啓蒙活動</p> <p>・スタッフの育成・確保、および給与水準の引き上げ</p>	
95	<p>栄区は他の地域に比べ、グループホームが少ない印象です。</p> <p>質の点から安易に株式会社の運営によるものを増やすのではなく、福祉に強い民間企業による運営や、既存の社会福祉法人の人材を充実させ、できるだけ福祉法人内でグループホームを増設してもらえることを合わせて要望いたします。</p> <p>また他の自治体では以下のような試行がされていると聞きます。</p> <p>将来的に新しい形の障害者の住居の検討を進めていただくことも希望いたします。</p> <p>具体的には以下のものです。</p> <p>・親子が近くで暮らせるような、同じ敷地内に高齢者・障害者向け施設を併設する形</p> <p>・民間有料老人ホーム内に障害者向けの居住スペースを設けた形</p> <p>・グループホームサテライト型一人暮らし（軽度の人向け）</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

福祉事業所も人手不足で送迎がままなりません。

タクシー業界も人手不足です。

タクシーは中型のユニバーサルデザインタクシータクシーが主流になり、ストレッチャータイプのように大きな車椅子は乗車が出来ません。

限られた大きなタクシーを予約することも一苦勞です。

現在主流の中型のユニバーサルデザインタクシー以外の車両に変更するには金銭的な負担が大きいと伺いました。

教育を受けること、社会に参加することが叶わない横浜市の現状は何年も変わっていません。

みなとみらいには様々な企業の本社が移って来ています。

横浜市の強みともいえると思います。

当事者、ご家族、福祉の現場、民間企業の中でやれることは継続していきませんが、移動に関しては行政の働きかけや金銭的な援助が必要な時期に来たと思います。

医療的ケア児・者の移動が‘普通に’出来るようになれば、高齢者にも子育て世代も‘普通’の移動が叶うと思いますし、多様な働き方が可能になりつつある今、教育を受け、社会に出ることが出来れば納税者としての未来もみえてくると思

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

	<p>います。</p> <p>要望は毎年届いていると思います。</p> <p>移動問題について、中間見直しも不十分だと感じます。</p> <p>横浜市の見解を伺いたいです。</p>	
97	<p>P28</p> <p>1-2 暮らし 生活の場面1 住む・暮らす (現プラン参考59~72)</p> <p>多機能型拠点の整備・運営について</p> <p>市内4館目となる北東部方面多機能型拠点(仮称)が令和5年度末に竣工予定、市内6館の整備に向けて・・とあります。</p> <p>対象となる障害児・者が増加していて、医療的ケアを必要とする障害児が卒業後利用するのに日数が限られ、複数の施設を利用したり、あきらめざるを得なかったりしている状況です。</p> <p>用地取得など困難はありますが、もっと多くの施設が必要です。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
- ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

98	<p>よこはましちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん いどうしえん ○横浜市地域生活支援事業の移動支援について(1-3 移動支援)</p> <p>「移動介護」で行える活動の幅の見直しをしてもらいたい。</p> <p>しょうがいしゃ よか かつどう しょうがいしゃ おや いみ も おこな 障害者の余暇活動、障害者の親のレスパイトの意味を持つこのサービスで行</p> <p>かつどう はば せま りょうしゃ こた ぼめん える活動の幅が狭いため利用者のニーズにこたえられない場面がある。</p> <p>また、行える活動と行えない活動の線引きが難しく判断に悩むため事業者や</p> <p>りょうしゃ かんたん はんだん いちらんひょう つく 利用者が簡単に判断できる一覧表のようなものを作ってもらいたい。</p> <p>(例えば、プール・カラオケ・映画・野球観戦・雨の日に事業所で活動する…)</p>	③
99	<p>ゆうがたしえん じゅうじつ く にっちゅういちじしえん ○夕方支援の充実を(1-2 暮らし 日中一時支援)</p> <p>まだまだ事業所数が増えている学齢期の放課後支援(放課後等デイサービス)と</p> <p>なかなかサービス提供先がない障害者の夕方支援。</p> <p>ほうかごとう じゅうじつ しゅうろう ほごしゃ おお 放課後等デイサービスの充実とともに、就労している保護者が多くなってきて</p> <p>いる現状がある中、卒業と同時に放課後過ごす居場所が極端に少なく、親の</p> <p>しゅうろうけいぞく むづか かん 就労継続が難しくなるケースが増えている。</p> <p>せいかつかいごじぎょうしよしゅうりょうご ちよくせつじたく かえ せんたくし いま じょうきょう 生活介護事業所終了後、直接自宅に帰るしかない選択肢のない今の状況は、</p> <p>いしけつていしえん おこな うえ かだい おお 意思決定支援を行う上でも、課題が大きい。</p> <p>ゆうがたしえん じゅうじつ しょうがいしゃ ほうかごす せんたくし はば ひろ ほ 夕方支援を充実させ、障害者の放課後の過ごしに選択肢の幅を広げて欲しい。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

100	<p>1-3移動支援について</p> <p>重度重複障害児者にとって移動支援はとても大切です。</p> <p>最近、区の社会福祉協議会の移動支援が無くなったことを知り驚きました。</p> <p>家族がいつでも送迎できるわけではないので、民間より安価に利用できる移動支援は本当に重要です。</p> <p>特別支援学校はともかく、卒業後の通所では送迎の問題がついてまわります。</p> <p>施設の送迎がなく、家族が送迎できなければ通所できません。</p> <p>民間の福祉有償タクシーや、車椅子では乗るのが大変な中型のユニバーサルデザインタクシーだけでは足りません。</p> <p>社会福祉協議会の移動支援を充実させてください。</p>	③
101	<p>高齢になった親と障害のある子が、一緒に入所できる「サービス付高齢化住宅」のような施設を望んでいます。</p> <p>親亡き後、そのまま住めるような…（環境の変化は苦手なので）</p> <p>多様性の時代です。「高齢者」「障害者」と分けずに困った人が集まり住める場を強く希望します。</p>	③
102	<p>・グループホーム従事者が集まりにくいと聞いています。夜間のフォロー体制や単独で対応する負担を感じることで、手当が低いことが理由ではないかと伺う機会がありました。</p> <p>グループホームで暮らせる方を増やしたいと想いはありますが、受け皿が充実する手当、体制が組みやすい手当を望みます。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

103	<p>グループホームに^{かん}関して</p> <p>グループホームの^{じんざい}人材が^{ふそく}不足しています。</p> <p>^{やかん}夜間の^{たいおう}対応を^な慣れない^{かた}方が^{はたら}働いているところもあります。</p> <p>^し市としても^{じんざい}人材育成に^{ちから}力を^い入れてほしい^{おも}と思います。</p> <p>^{ほん}ご本人が^{こうれい}高齢になり^{にちちゆう}日中の^{じぎょうしょ}事業所に行けなくなった^{とき}時の^{たいおう}対応が^{ふじゆうぶん}不十分です。</p> <p>^{じんてき}人的に^{にちちゆう}日中にもホームに^いいられるように^{じんざい}人材を^{ようい}用意できる^{きんがく}よう金額とも^{ほしょう}保障し</p> <p>^{くだ}てください。</p> <p>^{じへいしやう}自閉症の方への^{かた}対応が^{たいおう}現場の^{げんば}職員として^{しよくいん}不十分です。</p> <p>^{けんしゆう}研修の^{きやうか}強化を^{ねが}お願いしています。</p> <p>^{じかんできやう}時間的^{じんざい}余裕や^{ふそく}人材不足のために^{けんしゆう}研修に行ける^い余裕がない^{よゆう}ことも^{げんいん}原因^{おも}と思いま</p> <p>す。</p> <p>よろしく^{ねが}お願いします。</p>	③
104	<p>^{いどうしえん}移動支援について、^{げんじやう}現状は^{かみ}紙の^{ふくしじやうしやけん}福祉乗車券で^{たいおう}対応しているが、^{とく}特に^{ちかてつ}地下鉄など</p> <p>^{まどぐち}窓口が^{たいへん}大変^{こんざつ}混雑しており、^{なかな}中々^か出入りが^い難しい^{むずか}ことが^{おお}やや^{ちやくめん}多く^お直面している。</p> <p>したがって^{あしー}ICカードに^{ふくしじやうしやけん}福祉乗車券の^{じやうほう}情報を入れて^い一般の方と同様に^{いっばん}改札を</p> <p>^{とお}通れるように^せすべきであろう。</p> <p>^{たと}例えば^{あしー}ICカードであれば^{えん}1500円にしても^{わたし}私は^{とうじしゃ}当事者として^{かんが}考えている。</p> <p>^ぜ是非、^{いけん}意見として^と取り^こ込んでほしい。</p>	③

【対応分類】

- ① ^{いけん}意見を^ふ踏まえ、^{げんあん}原案に^{はんえい}反映するものや、^{こんご}今後^{たいおう}対応していくもの
 - ② ^{いけん}意見の^{しゆし}趣旨が^{すで}既に^{けいかく}計画に^{ふく}含まれているもの又は^{また}素案に^{さんどう}賛同いただいたもの
 - ③ ^{こんご}今後の^{けんとう}検討の^{さんこう}参考とさせていただくもの
 - ④ ^たその他（^{しつもん}質問・^{かんそうとう}感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、^{たいおう}対応が異なる場合は、^{がいどうぶぶん}該当部分に^{かせん}下線を引いています。

105	<p>じゅうどちてきしょうがいしゃ むすめ しせつにゆうしょ にゆうきよ かな 重度知的障害者の娘は施設入所もグループホーム入居も叶いません。</p> <p>りょうしん しご にタライ まわ ふあん おさ に じしょうがい 両親の死後にタライ回しにされ、ストレス、不安のなか、治まっていた二次障害</p> <p>きょうどうこうしょうがい つよ じしょう はかいこうい である強度行動障害が強くなり、自傷したり、破壊行為をするのを、みすみす</p> <p>ほうち 放置するということでしょうか。</p> <p>ちてきしょうがいしゃ ため にゆうしよしせつ つく じゅうど おや こうれい しょうがい 知的障害者の為の入所施設を作らないというのなら、重度の、親が高齢な障害</p> <p>しゃ ため よこはまし しえん ゆうちょう こと そっせん つく 者の為のグループホームを横浜市が支援などと悠長な事でなく、率先して作っ</p> <p>くだ て下さい。</p> <p>おや ざいたく かいごで き うち ゆうせんじゅんい たか 親がまだ在宅で介護出来ている内に！！ 優先順位は高いはずです！！</p>	③
106	<p>じゅうどしょうがい かたたいおう じゅうじつ と く くだ ・重度障害の方対応のグループホームの充実に取り組んで下さい。</p> <p>れいわ ねんいこう ぐたいてき すうちもくひょう じゅうどしょうがい かた わ もう よ おも R 6年以降、具体的な数値目標を重度障害の方を分けて設けたのは良いと思</p> <p>ますが、具体的な施策が見えてきません。</p> <p>しせつにゆうしよしゃすう すうち へ すうちもくひょう 施設入所者数の数値は減っていくのに、グループホームの数値目標のあがり</p> <p>ぐあい 具合はそれほどでもありません。</p> <p>しんせつ にん すうち はんぶんいじょう じゅうど かた う い そもそも新設のホーム「200人」の数値のうち、半分以上が重度の方を受け入れ</p> <p>るとは思えませんので、重度の方のこの数値目標はどう達成されるのでし</p> <p>か？地域で住まいに困り、横浜を出なければならぬ方も沢山います。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

107	<p>しょうがいしゃどうし こうりゅうかい ちが だんじょかん こうりゅう か じゃくしゃどうし 障害者同士の交流会（違うセンターと）（男女間の交流も兼ねて）弱者同志</p> <p>よ ところ みいだ たが まえむ じんせい おく じんせいたの の良い所を見出してお互いにプラスにして前向きの人生を送って人生楽しんで</p> <p>いく こと いちばん でおも いく事が一番ではと思います。</p> <p>ごがく べんきょう がいこくじん おお う い こと しょうしこうれいか こよう た 語学の勉強をして外国人を多く受け入れる事（少子高齢化で雇用が足りなくて</p> <p>がいじん たよ じだい か いま ひと こうりゅう ひつよう おも 外人に頼る時代はきています。グローバル化 今こそ人との交流が必要と思</p> <p>ます。（デジタル化はA Iとかで人間をおびやかす存在であると）（ついていけ ない人も）</p>	③
108	<p>こうきょうこうつうきかん か ○公共交通機関のバリアフリー化</p> <p>ホームへの（いわゆる）ホームドア設置を望みます。</p>	③
109	<p>こうきょうこうつうきかん か ○公共交通機関のバリアフリー化</p> <p>ぜんこく えき むじんか すす むじんか さい いち しかく 全国で駅の無人化が進んでいます。無人化に際してはインターホンの位置が視覚</p> <p>しょうがいしゃ ろせん へんこう じこくへんこう かみ けいじ 障害者にわかるようにしてほしい。バス路線の変更や時刻変更が、紙で掲示さ</p> <p>れるだけで視覚障害者に伝わらないことがあります。</p> <p>りようしゃ なか しかくしょうがいしゃ ふ じょうほうはっしん 利用者の中には視覚障害者がいることを踏まえた情報発信をしていただき</p> <p>い。駅の構内に鉄骨むき出しの柱を見受けることがあります。</p> <p>かんしょうざい ま ぼうしさく こう 緩衝材を巻くなどけがの防止策を講じてください。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

110	<p>○バリアフリー^{ほこうくうかん}歩行空間</p> <p>歩道^{ほどう}と車道^{しゃどう}との境界^{きょうがい}を明瞭^{めいりょう}にするため2センチの段差^{だんさ}を確保^{かくほ}してください。</p> <p>誘導用^{ゆうどうよう}ブロックの上^{うへ}に自転車^{じてんしゃ}や物^{もの}が置^おかれていたり、立ち止^{たど}まっている人^{ひと}がいて</p> <p>困^{こま}ることがあります。点字^{てんじ}ブロックに関する啓発^{けいはつ}もお願い^{ねが}いたします。</p> <p>歩車^{ほしゃ}分離^{ぶんり}信号^{しんごう}は、音響^{おんきょう}式^{しき}信号^{しんごう}設置^{せっち}も併^{あわ}せて整備^{せいび}してください。</p> <p>横断^{おうだん}歩道^{ほどう}を安全^{あんぜん}に渡^{わた}るためエスコートライン^{せっち}の設置^ふが増^ふえるよう期待^{きたい}します。</p> <p>国^{くに}でも検^{けん}討^{とう}が進^{すす}められていますが、踏切^{ふみきり}内^{ない}の視覚^{しかく}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}誘導^{ゆうどう}設備^{せつび}を検^{けん}討^{とう}し、整備^{せいび}</p> <p>するよう望^{のぞ}みます。</p>	③
-----	--	---

【対応分類】

- ① 意見^{いけん}を踏^ふまえ、原案^{げんあん}に反^{はん}映^{えい}するものや、今後^{こんご}対^{たい}応^{おう}していくもの
 - ② 意見^{いけん}の趣旨^{しゆし}が既^{すで}に計^{けい}画^{かく}に含^ふまれているもの又は素案^{また}に賛^{さん}同^{どう}いただいたもの
 - ③ 今後^{こんご}の検^{けん}討^{とう}の参^{さん}考^{こう}とさせていただくもの
 - ④ その他^た（質^{しつ}問^{もん}・感^{かん}想^{そう}等^{とう}）
- ※ 1項目^{こうもく}に2つの意見^{いけん}があり、対^{たい}応^{おう}が異^いなる場合^{ばあい}は、該^{がい}当^{とう}部^ぶ分^{ぶん}に下^か線^{せん}を引^ひいています。

111	<p>いどう かん 移動に関して</p> <p>プランではバリアフリーを推進し、建物や公共交通機関を整えと挙げていますが、重心児者が使う大型の車椅子の人がタクシーを利用しづらくなっている現状を把握されていますか？</p> <p>いどうじょうほう センターは相談を受けるだけで、移動の問題の解決はしないと明言しています。</p> <p>タクシー協会にこの問題をお伝えしたところ、移動情報センターとの連携はできていないとおっしゃっています。</p> <p>どうじしゃだんたい からは長年横浜市にこの件について要望を提出していますが、明確な結果が出ておらず責任を持ってこの問題を解決するのは誰なのかわからないまま、時間が過ぎていきます。</p> <p>この問題についてこの数年、担当部署は具体的に何をしていたのでしょうか。</p>	④
-----	--	---

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

<p>112</p>	<p>軽度知的障害と発達障害をあわせ持つ 20代の息子たちがサポートホーム事業 終了後、地域でアパート暮らしをしています。</p> <p>週に二回、夕食作りと清掃を援助、指導していただくためにヘルパーさんにき ていただいています。精神障害手帳があると認められる身体介護としての 訓練的な家事指導が、療育手帳のみでは対象になりません。</p> <p>事業所さんへの給付や制度の正しい利用を保つために療育手帳に加え、精神 障害者手帳も申請、保有しております。</p> <p>発達障害やてんかんの診断名から両方の手帳の対象ではありますが、知的 障害のみでも身体介護の内容に合致するサービスであれば利用を可能にして欲 しいと思います。</p> <p>軽度の知的障害のみでも同じサービス内容なら、身体介護としての認定を願 いいたします。</p>	<p>④</p>
------------	---	----------

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

113	<p>1-3 ^{いどうしえん}移動支援</p> <p>ガイドヘルパー利用による ^{がいしゅつ しえん}外出の支援についてですが、^{りょうようかいご しせつ}療養介護の施設においては ^{しせつ ちよくせつ がいしゅつ かのう}施設から直接の外出が可能になっており、^{にゅうしよしゃ}入所者もガイドヘルパーの利用で ^{がいしゅつ}外出することができてとても ^よ良いことだと思 ^{おも}います。</p> <p>しかし、^{しょうがいしゃしえんしせつ しんたいししょうがいしゃりょうごしせつ}障害者支援施設（^{ばあい}身体障害者療護施設）の場合は、<u>^{しせつ ちよくせつ}施設から直接ガイドヘルパーの利用で出かけることはできません。</u></p> <p><u>ガイドヘルパーの利用をするためには ^{じたく はく}自宅に2泊して、^{しせつ なか にち つく}施設にいない中1日を作</u></p> <p><u>ってその日 ^ひにガイドヘルパーの利用 ^{りょう}をする必要 ^{ひつよう}があります。</u></p> <p>^{こうれい おや しえん こんなん}高齢の親はその支援をするのが困難です。</p> <p>^{しせつ せいかつ ひつよう かいじょ}施設では生活に必要な介助をするのがぎりぎりの ^{じょうたい}状態 ^{にゅうしよしゃ たの}で、入所者が楽しむために ^{がいしゅつ しえん こんなん がいしゅつ しえん いりようきかん じゅしん しえん}外出する支援までは困難で、外出の支援は医療機関の受診のための支援をするのが ^{せいいつぱい じょうきよう}精一杯の状況です。</p> <p>^{にゅうしよしゃ がいしゅつ きかい も}入所者が外出する機会を持つことができるように、^{しせつ}施設からのガイドヘルパーの利用ができるように ^{いどうしえん りょう}移動支援の利用のあり方 ^{かた へんこう}を変更し、^{いどうしえん すす}移動支援を進めてください。</p>	④
114	<p><u>^{じゅうたく}住宅セーフティネット住宅 ^{じゅうたく あんぜんあんしん いっぱんじゅうたく}は安全安心が一般住宅より ^{すいしんきたい}しっかりしてないとい</u></p> <p><u>けない。</u> ^{すいしんきたい}サポートホーム推進期待します。</p>	④
115	<p>^{しえいじゅうたくあか}市営住宅明るくしてほしい。^{たんしんしゃ こうりゅう}単身者も交流して ^{じゅうたくない ば}住宅内に場があるといいなど</p> <p>おもいます。^{もようが しょうにん きよか}模様替え承認もなかなか許可がでないとか。</p>	④

【対応分類】

- ① ^{いけん}意見を踏まえ、^{げんあん はんえい}原案に反映するものや、^{こんごたいおう}今後対応していくもの
 - ② ^{いけん しゆし}意見の趣旨が既に ^{すて けいかく かく}計画に含まれているもの又は ^{また 素案 さんどう}素案に賛同いただいたもの
 - ③ ^{こんご けんとう さんこう}今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ ^たその他（^{しつもん かんそうとう}質問・感想等）
- ※ ^{こうもく}1項目に2つの意見があり、^{いけん}対応が異なる場合は、^{たいおう こと ばあい}該当部分に ^{がいどうがばん かせん ひ}下線を引いています。

116	<p>どにち こうどうしえん ・土日の行動支援</p> <p>こうどうしえんぎようしゃ すく だにち おや むすこ くぶん たか しょうがい 行動支援業者が少なく、土日は親がみえています。息子のように区分の高い障害</p> <p>しゃ しえん じきゅう たか ねが 者の支援の時給が高くなるようにお願いしたいです。</p> <p>おや だい からだ うご まいしゅうどにちがいしゅつ つ だ 親がまだ50代なので体が動きますが、このままでは毎週土日外出に連れ出</p> <p>すのは 難しくなります。</p>	④
117	<p>P43 しょうがいじ しゃ いどう しえん さまざま し く だれ 障害児・者の移動を支援する様々な仕組みにある「タクシー」の「誰もが</p> <p>つか どうにゅうそくしん ぶがん 使いやすい「ユニバーサルデザインタクシー」の導入促進の部分、「ユニバー</p> <p>サルデザインタクシー」=「げんざいしゅりゅう かんが 現在主流のユニバーサルデザインタクシー」と考</p> <p>えてすす さいけんどう ねが 進めていくのであれば、再検討をお願いします。</p> <p>げんざい がいしゃ おお くるま の おおがた 現在、タクシー会社へのヒアリングでは、大きな車いすでも乗れる大型のユニ</p> <p>バーサルデザインタクシーから、かぎ くるまいす の ちゅうがた 限られた車椅子しか乗ることのできない中型</p> <p>のユニバーサルデザインタクシーに入れ替わっているとの話がありました。</p> <p>ほじょきん かんけい よこはまし けんどう ねが 補助金の関係もあるようですので、横浜市としても検討をお願いします。</p> <p>じゅうしん かた くるまいす おお ひとり こと ちゅうがた 重心の方の車椅子の大きさは、一人ひとり異なり、中型のユニバーサルデザイ</p> <p>ンタクシーにの くるまいす かた 乗れない車椅子の方もいらっしゃいます。</p> <p>だれ の しゃりょう どうにゅう あ ねが 誰もが乗れる車両の導入も合わせてお願いします。</p>	④

【対応分類】

- ① いけんを 踏みえ、げんあん はんえい こんごたいおう
意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② いけんの 趣旨が 既に 計画に 含まれているもの又は 素案に 賛同 いただいたもの
 - ③ 今後の 検討の 参考と させていただくもの
 - ④ その他 (質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

わたしは、^{とうきょう}東京で^う生まれ、^{にしき}西区で^{そだ}育てました。

ほとんどの^{じかん}時間を^{にしき}西区の^{なか}中で^す過ごしています。

^{むすこ}息子を^う産み…^{そだ}育てているのも^{にしき}西区です。

^{むすこ}息子と^{とも}共に^{にしき}西区で^く暮らす^{までは}、^{ふべん}不便を感じた^{こと}はありませんでした。

^{しょうてんがい}商店街はフレンドリー。

ちょっと^{さか}坂は^{おお}多いけど、^{あそ}遊ぶ^{ばしょ}場所もある。

^{よこはまえき}横浜駅に^でるのも、^{でんしゃ}電車、^{バス}バス、^{タクシー}タクシー、^{ある}歩いて^いても^いける。

そんな^{にしき}西区が^{だいす}大好きです。

でも、^{むすこ}息子を^{そだ}育て、²⁵25年。

^{おお}大きく^{せいちょう}成長した^{むすこ}息子と^{とも}共に^{くるまいす}車椅子も^{おお}大きくなり、^{めんきよ}免許を取ら^なかった^{わたし}わたしに

は、^{おでかけ}おでかけが^{むずか}難しくなりました。

^{あそ}遊びに^い行く^{しゅだん}手段なら、^{あきら}諦めれば^{いい}いい。

でも、^{びょういん}病院や^{くんれん}訓練に行く^{さい}際、^{だれ}誰かの^{てつだ}お手伝いがないと^でかける^{こと}ことができ^なく
なりました。

とくに、^{あた}新しく^{ゆーでいー}なった^{U D}U Dタクシー

あの^{タクシー}タクシーには、^{むすこ}息子の^{くるまいす}車椅子は^の乗れません。

^{よやく}予約して^{きて}もらっても^の乗れない^{こと}が^{なんど}何度も^{あり}ました。

【対応分類】

- ① ^{いけん}意見を^ふ踏まえ、^{げんあん}原案に^{はんえい}反映するものや、^{こんごたいおう}今後対応していくもの
 - ② ^{いけん}意見の^{しゆし}趣旨が^{すで}既に^{けいかく}計画に^{ふく}含まれているもの又は^{また}素案に^{さんどう}賛同いただいたもの
 - ③ ^{こんご}今後の^{けんとう}検討の^{さんこう}参考とさせて^{いた}いただくもの
 - ④ ^たその他（^{しつもん}質問・^{かんそうとう}感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、^{たいおう}対応が^{こと}異なる場合は、^{ばあい}該当部分に^{がいとうぶぶん}該当部分に^{かせん}下線を^ひ引いています。

	<p>大きな車椅子対応のタクシーが各タクシー会社に1台はあると、いいなと感じています。</p> <p>そして、できることなら、昼夜問わず予約に対応して頂けると…もっと言えばみなさんがタクシーを呼ぶ時みたいな携帯で簡単に呼べるようになったら…いいなと思っています。</p> <p>遊びに行くことも…諦めることなく…当たり前に行ける日がくるといいなと思っています。</p>	
119	<p>○横浜市地域生活支援事業の移動支援について(1-3 移動支援)</p> <p>「移動支援事業のサービス提供責任者の資格要件について」</p> <p>移動支援事業のサービス提供責任者の資格要件が介護福祉士等の介護に寄った要件になっていて、障害児者の支援を行っている事業者が要件をクリアしにくい状況になっている。</p> <p>「移動支援」には移動支援のサービス提供責任者の資格要件（障害児者の施設での直接支援等を評価する、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を評価する）形にした方が障害特性の理解などを考慮した計画やサービスが提供できるように思うため検討してもらいたい。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

120	<p>いどうしえん 移動支援のヘルパーをやっています。</p> <p>しょうがいしゃ よかしえん きぼう 障害者の余暇支援の希望はそれぞれに違います。</p> <p>いま よこはまし いどうしえん いどう 今の横浜市の移動支援は移動のみなので個別のニーズに平等に対応していると は言いがたいです。</p> <p>いどう いどう よかしえん よかしえん 移動は移動、余暇支援は余暇支援とサービスを分け（もちろん一人のヘルパーが たいおう だれ 対応）誰でもサービスを平等に受けられるようなシステムに変えていくことが ひつよう 必要ではないでしょうか。</p> <p>しょうがいしゃ がいしゅつ 障がい者の外出にはトータルな支援が必要です。</p> <p>い ところ 行きたい所、やりたい事を自分の意志で決める事はもちろん、あんしん・あんぜん 安心・安全にサ ービスを受けられる仕組みを作っていくのが市の仕事ではないでしょうか？</p> <p>いどう 移動のみのサービスでは障がい者の余暇支援は成り立ちません。</p> <p>あた 新しいサービスを早急に検討して下さい。</p>	④
121	<p>きょじゅう ちく かか 居住地区に関わらずシーサイドラインを利用して福祉事業所へ通所している しょうがいしゃ ふくしていきけん じきていきけん 障害者に福祉定期券（磁気定期券）の発行をお願いします。</p> <p>シーサイドラインはむじんえき おお 無人駅が多く、福祉定期券（磁気定期券）を持たない障害者 は、まいにちえきいん えき かいさつ ふくしとくべつじょうしゃけん まどぐち ていじ えきいん きつが は、毎日駅員のいる駅の改札で福祉特別乗車券を窓口で提示し、駅員より切符 を2枚受け取り、1枚は帰りの分として保管し、1枚を改札機に通して通過して います。帰りの分の切符を紛失しないようにしておくなど、本人の負担になりま す。</p> <p>かいぜん ねが ぜひ、改善をお願いいたします。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

122	<p>診断による障害の等級と実生活の中での大変さは必ずしも比例せず、等級と実際の日々の困難さが乖離している場合もあるのに等級によるサポート内容でしか受けられない現実に苦労している。</p> <p>軽度・中度の判定と重度判定で受けられるサポート内容の差が激しく重度判定ではなくとも、または軽度・中度だからこそ生じる介助などがもっと考慮されて欲しい。等級ではなく、必要なサポートを受けられる体制になって欲しい。</p> <p>また、サポートによっては、所得制限があるが、障害のある当事者ではなく、親の収入によりサポートが受けられない事は是正されるべきだと思う。当事者の権利を親の収入が阻む事は歪に感じる。</p> <p>昨今では所得制限にあたる収入であっても生活に大幅な余裕が持てるとはいい難く、また平等性にも欠けると思う。</p>	④
123	<p>民間住宅入居の促進精神障害者であることを理由に入居を断われたという話をよく聞きます。</p> <p>現に我が子も2ヶ所断われ自立生活の意欲を失いかけてました。</p> <p>就労もして生活は安定しているのに…です。</p> <p>共生社会というコトバが現実のものになっていないと感じます。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

124	<p>いどうじょうほうセンターのすすしんは、これいじょうすうちがあがることはないかとおもいます。</p> <p>じぎょうかいしご、ねん、けいか10年が経過しているのに、「せいどしゅうちふじゅうぶん」はおかしいのではないのでしょうか？しょうがいサービスせいどがかわり、けいかくそうだんひろ計画相談も広がってきているげんざいのかたち形にあわせたじぎょうないようもしくはへいさふくけんとうひつよう閉鎖も含めた検討が必要では</p>	④
-----	--	---

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

ばんごう 番号	いけん 意見	たいおう 対応 ぶんるい 分類
------------	-----------	------------------------------

せいかつ ばめん あんぜん あんしん
生活の場面2 安全・安心

125

せいかつ ばめん あんぜん あんしん
生活の場面2 安全・安心

「電源を要する医療機器を在宅で使用するいわゆる医療ケア児に対し、災害時の非常用電源装置等の確保を支援し、自助の強化につなげます」

【意見】医療的ケア児に対して、災害時に自助の力を高めるような支援の必要性については同意しますし、さらに推し進めていただきたいです。

一方で、災害時に自らの力では「自助」の出来ないのは、医療的ケア児だけではありません。身体障害者で自走・電源の車いすを利用している方も、車いすを押す方や電源が切れれば、「自助」のやりようがありません。また、災害時に障害特性に対しての配慮のない環境に置かれた自閉症者は不穏となる場合が少なくないので、彼らへの環境配慮も「自助」には必要だと考えます。

医療的ケア児支援法が制定され、医療的ケア児に手厚い政策を実施することは賛成ですが、上記のような他の障害をもった方たちが、災害時に置き去りにされないようにバランスの取れた政策の実施を求めます。

①

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

126	<p>○子ども病院から成人病院に移行するのも大変な思いをしています。</p> <p>移行先病院の選択肢があまりにも少ない事。</p> <p>重心の子どもを理解してもらえ医療者が少ない事。</p> <p>子供から大人になると、急に家族の負担が増える気がしています。</p> <p>たくさんの命が助かります。</p> <p>重心の方々の生活の受け皿が追いついていないように感じています。</p> <p>どうかよろしくお願ひします。</p>	②
127	<p>障害のある子を育てています</p> <p>戸塚区か泉区、栄区、港南区あたりに歯科保健医療センターを作つて欲しい</p> <p>障害のある子を連れて、桜木町まで行くことは大変で、今後、親が高齢になると、連れて行く事がさらに困難になります</p> <p>今は、桜木町まで行くよりはまだ近いと、藤沢の南部歯科診療所へ連れて行つています</p> <p>よろしくご検討ください</p>	③
128	<p>障害者対応していると記載のある病院も「どの程度に対応なのか」はわからず、新しく病院を探すときは、ほぼ知り合いの口コミです。</p> <p>耳鼻科は特に苦戦しております。</p> <p>いち保護者の意見になりますが、どうぞ宜しくお願ひ致します。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

129	<p>せいしんしつかん ほか びょうき いりようひ しんりょう あんしん 精神疾患のあるものが他の病気になったときの医療費。診察。など安心してか</p> <p>そうごうびょういん じゅんび せいしんかびょういん た か かりたい。総合病院の準備。精神科病院の他科</p> <p>いしゃ そんざい またこうれい りょうようがた びょうしつ 医者<small>の</small>存在がほしい。又高齢<small>になっ</small>たとき療養型<small>の</small>病室もほしい。</p>	③
130	<p>せいかつ ぼめん あんぜん あんしん 生活の場面2 安全・安心</p> <p>せいしんしつかん がっぺい しんたいきゅうきゅうかんじゃ てきせつ いりようきかん えんかつ ほんそう 「精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよ</p> <p>きゅうきゅういりようたいせい こうちく う、救急医療体制を構築します」</p> <p>いけん いりようきかん りんぱんたいせい へいじつひるま やかんきゅうじつ せいび 【意見】医療機関による輪番体制を平日昼間だけでなく、夜間休日を整備し、</p> <p>う い たいせい かくほ せいしんしつかん よこはま 受け入れ態勢を確保しました、とありますが、精神疾患があることでの、横浜</p> <p>せいぶ ちく いりようきかんがわ う い きよひ たびたび 西部ブロック地区では医療機関側からの受け入れ拒否が度々あります。</p> <p>いりようきかん きゅうきゅうたい びょういん いそう かんが ある医療機関だけであれば、救急隊がほかの病院に移送することも考え</p> <p>つぎつぎ きよひ まるいちにち じ かんちか きゅうきゅうたい さが られますが、次々と拒否され、ほぼ丸一日（15時間近く）救急隊が探して</p> <p>う い たいせい じっさい とどの かんが くれたケースもあり、受け入れ態勢が実際に整っているとは考えられず、</p> <p>かいぜん もと 改善を求めます。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

〈2-1 健康・医療 障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援〉

【現況】

ラポールとラポール上大岡センターはどちらも栄区在住の障害者にとっては
通いづらく、スポーツ全般を日常的に楽しむ場所がありません。栄スポーツセ
ンターに障害者向けの教室がなく、市内の障害者スポーツの大会はハマピッ
クなどに限られており種目も少ないです。

プールについては、栄プールが閉鎖された現在、港南プールはかなり混みあっ
ており、一般開放時には障害児者が気軽に利用しづらい環境です。ラポールを
練習拠点としている水泳の選手育成プロジェクトに現在参加しているあしたば
会員の話しでは、19時に教室が終了し、帰宅は20時半とのことで、同プロジェ
クトへ誘った何人かの方は“送迎ができない”という理由で参加を断念された
そうです。

【スポーツについての提案】

●スポーツ全般

身近な施設（各区のスポーツセンターや地区センター等）で参加できる不定期・
および定期の障害者向けスポーツ教室を開設し、種目も増やしていくことを
希望します。

131

③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

	<p>会場<small>かいじょう</small>に通いやすい<small>かよ</small>ということは、やってみよう<small>おも</small>と思うきっかけになり、継続<small>けいぞく</small>していくために最も<small>もつと</small>重要な<small>じゅうよう</small>条件<small>じょうけん</small>の一つです。</p> <p>ラポールは素晴らしい<small>すば</small>施設<small>しせつ</small>ですが、同じ横浜市<small>おな</small>内でも居住地<small>よこはまし</small>から近<small>ちか</small>くなければ本人<small>ほんにん</small>が自立<small>じりつ</small>で通<small>かよ</small>えません。送迎<small>そうげい</small>する親<small>おや</small>の負担<small>ふたん</small>も重<small>おも</small>く、兄弟<small>きょうだい</small>が幼<small>おさな</small>く留守番<small>るすばん</small>ができない家庭<small>かてい</small>や、親<small>おや</small>が仕事<small>しごと</small>や介護<small>かいご</small>で送迎<small>そうげい</small>できないなど、参加<small>さんか</small>したくても通<small>かよ</small>えない方が多<small>おほ</small>くいます。</p>	
132	<p>障害者<small>しょうがいしゃ</small>スポーツの大会<small>たいかい</small>や競技会<small>きょうぎかい</small>のようなイベント<small>かいさい</small>の開催<small>ふ</small>が増えることを希望<small>きぼう</small>します。</p> <p>大会<small>たいかい</small>や競技会<small>きょうぎかい</small>は継続<small>けいぞく</small>してスポーツ<small>とく</small>に取り組む<small>とく</small>うえでの目標<small>もくひょう</small>となり、練習<small>れんしゅう</small>のモチベーション<small>こうじょう</small>が向上<small>こうじょう</small>します。また、大会<small>たいかい</small>での経験<small>けいけん</small>や結果<small>けっか</small>は自信<small>じしん</small>や自己肯定感<small>じここうていかん</small>、さらなる向上心<small>こうじょうしん</small>へと繋が<small>つな</small>がります。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見いけんを踏まえ、原案げんあんに反映はんえいするものや、今後こんご対応たいおうしていくもの
 - ② 意見いけんの趣旨しゆしが既にすで計画けいかくに含まれてふくいるもの又は素案そあんに賛同さんどういただいたもの
 - ③ 今後の検討けんとうの参考さんこうとさせていただくもの
 - ④ その他た（質問しつもん・感想かんそう等）
- ※ 1項目こうもくに2つの意見いけんがあり、対応たいおうが異なる場合は、該当部分がいとうぶぶんに下線かせんを引いています。

133	<p>2年間生活介護の事業所を探しているが決まらない。どこの事業所も定員いっぱい 手のかかる子は受け入れない。それでは一生事業所は決まらない。港南区 は事業所も少なく事業所が出来ない。港南区に事業所を作ってほしい。事業所に 重度の利用者を受け入れるよう指導、介入を行政でしてほしい。一つの生活介 護事業所につき何名か受け入れる指定をして欲しい。苦しんでいる障がい者と その家族の為早急に対策して欲しい。港南区は障がい者事業に消極的。もう 少し障がい者事業に力を入れて欲しい。コロナワクチンについて病院へ行け ない人もいます。訪問かもしくはどっか場所を設けて頂けると出来る障がい者 が助かる。医療も障がい者が行ける総合病院を作ってほしい。</p>	③
134	<p>2-1 歯科診療について センターにおける診療件数の報告のみとなってお り、評価もマルとざっくりとしたものとなっている。現実には二次医療機関への 受診が2~4ヶ月待ちとなっており、新たなセンターの新設が急務である。また、 協力歯科医院の研修数報告のみとなっており、高次医療機関との連携システ ムの展望も見えない。</p>	③
135	<p>思春期のメンタルヘルスに力を入れてください。ある調査によると11歳で14 %の子どもが精神疾患に似た体験をしているそうです。この時期の対応で 発症の予防につながると言われています。カウンセリングやストレスへの対処 など保護者も含めた早期支援教育が必要です。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

136	<p>・<u>歯科保健医療センター</u>が市内に1か所しかないので遠くて困っています。</p> <p>東西南北4か所に設置してほしいです。</p> <p>・子供が虫歯治療を受けるのに全身麻酔を使っているのですが、3~4か月待ちになります、この悲惨な状況を<u>変えて</u>ほしいです。</p> <p>・横浜市の歯科保健医療センターの状況は政令指定都市の中では最悪の状況と聞いています。市はもう少し予算を使って充実にしてもよいのではないのでしょうか。</p>	③
137	<p>○医療従事者研修</p> <p>眼科の医療従事者が、必ずしも教育や福祉の領域について承知していないのが現実です。中途視覚障害者のことを考えると医療・福祉・教育・就労が有機的に連携するよう期待するところです。</p>	③
138	<p>思春期のメンタルヘルスに力を入れてください。ある調査によると11歳で14%の子どもが精神疾患に似た体験をしているそうです。この時期の対応で発症の予防につながると言われています。カウンセリングやストレスへの対処など保護者も含めた早期支援教育が必要です。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

ばんごう 番号	いけん 意見	たいおう 対応 ぶんるい 分類
------------	-----------	------------------------------

せいかつ ばめん はぐく まな
 生活の場面3 育む・学ぶ

3-1 療育 生活の場面3 育む・学ぶ
 障害児入所施設における入所児童の地域移行（新）について
 「グループホーム等についての地域移行を推進します」との事業概要について
 グループホームという箱ものだけ整理しても障害児入所施設が現状と変わ
 らなければ地域移行は進んでいかない。
 箱モノの整備よりもいかに送り出しの準備ができるかが重要である。
 現在でも大人の準備ができないまま18歳になったからとグループホームに
 移行するケースもあるが移行がうまくいかず精神科病院の入院や戻れる住ま
 いもなく、簡易宿泊所に流れるケースも見られる。
 障害児施設の入所の間、成人期に向けた体験や経験を積めるかが重要。また
 はグループホームに移行の前段階で中間施設【通過型入所施設】でのアセス
 メント、訓練が必須。
 グループホームで不穏になる前のレスパイト対応ができる施設の確保が必要。
 障害児施設は保護の立場でグループホームは大人としての対応が求められ、関
 わる視点が違うため、その状況を踏まえ移行が進められるような仕組みが
 必要となる。移行のために何が必要かそのために何を行っていくかをプランの
 中に盛り込んでほしい。

①

139

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

<p>140</p>	<p>こんにちは。</p> <p>わたし せいじん むか じゅうしん こども も ははおや 私は成人を迎えた重心の子供を持つ母親です。</p> <p>がっこう そつぎょう こども おとな いろいろ いこう じき むか 学校を卒業して、子供から大人にと色々と移行する時期を迎えました。</p> <p>いこう み し こと こども おとな いこう もんだい 移行をやってみて、身に染みた事は子供から大人への移行がこんなにも問題ばかりな事に驚いています。</p> <p>○まず通える通所先が見つからない。</p> <p>いりょう う い さき げんてい せんたくし こと 医療ケアなどあり、受け入れ先が限定され選択肢があまりにもない事。</p> <p>じぎょうしょ じんざいぶそく きび げんじょう 事業所の人材不足もあって、より厳しい現状でした。</p>	<p>①</p>
------------	---	----------

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
- ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

141	<p>せいかつ ばめん はぐく まな 生活の場面3 育む・学ぶ</p> <p>「18歳に到達する障害児入所施設に入所中の児童について、グループホーム等への入居による地域移行を推進します」</p> <p>【意見】 <u>障害児入所施設に入所中の、専門的な支援が望まれる児童が、18歳に達した際に入れるグループホームがあまりに限られており、入れたとしても、グループホームの職員自体が、「その方を受け入れるだけのスキルのある施設ではない」と言われてしまうことも少なくありません。</u> <u>強度行動障害や重複障害</u> <u>などがある方が少なからず障害児入所施設にいらっしやり、保護者としても出来れば、住み慣れた横浜市内で、と望んでも、県外も含めて探さざるを得ない状況を、どのようにお考えなのでしょうか。</u></p> <p>一方で、自立に近い軽度障害者の入れるグループホームは増加の一途をたどっていると思われ、グループホームの質の担保がなされるよう、施策の軌道修正を考えていただきたいです。そのためには、グループホームの支援力を評価する指標も必要になるのではないのでしょうか。</p>	①
142	<p>そうききょういく ○早期教育</p> <p>もうとくべつしえんがっこう izeん そうききょういくそうだん じっせん しかくしょうがい 盲特別支援学校では、以前から早期教育相談を実践しています。視覚障害</p> <p>きょういく そうききょういく じゅうようせい してき しかくしょうがいにゆうようじ 教育においても早期教育の重要性が指摘されています。視覚障害乳幼児・</p> <p>ほごしゃ そうだん しえんきかん もうとくべつしえんがっこう ようちぶ めいき 保護者の相談・支援機関として盲特別支援学校（幼稚部）をプランに明記して</p> <p>いただきたいと かんが 考えています。</p>	①

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

3-1療育

現在、知り合いから療育センターの初診待ちが10か月と聞いています。

昨今のSNSの広告による、発達支援や早期療育に対する悪質な印象操作もあると思いますが、1歳半検診ですこしでも輪から外れた親子が、不安なまま過ごす日が長く続いています。

今は児童発達支援センターに行きたくても受給者証の発行もなかなかされないと聞いていますが診断がつく前の親子に対するフォローが、もう少し何とかならないかなと思います。

143

また、入り口である区のこども家庭支援課ですが、常に忙しそうな印象を受けております。

保健師の数が足りず、パート職員で専門的な知識のない方が電話を受けることも多々あり、正直相談がしづらい印象があります。

その状況で評価に〇がついているのは、少々疑問が残ります。

各部門のメールアドレスをホームページに記載して頂いているので、急ぎでない際はそちらから連絡を入れるようにしております。アドレスの記載がされていることには、本当に助かっております。

②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

144	<p>●教育</p> <p>保育園幼稚園で障害児が受け入れてもらえない状況を知ってほしい。改善してほしい。</p> <p>幼稚園を途中退園し、保育園を探しましたが7箇所電話・見学して受け入れ可能な園は1箇所だけでした。</p> <p>(自転車ですぐ通える距離で、療育と連携が取れ、1人以上の空きがある保育園が7箇所でした。)</p> <p>5箇所は人手不足を理由に電話で断られました。</p> <p>電話で空きがある話だったので障害を伝えると急に埋まることもありました。</p> <p>4人の空きがあっても「障害がある」とつたえると「人員不足で難しい」と断られます。もう無理だと心が折れました。</p> <p>療育センターのS Wに相談し、一緒に探してもらい入園することができました。</p> <p>人手不足は本当にあると思いますが、インクルーシブを進める前に人材育成・環境整備を強くお願いしたいです。</p>	②
145	<p>「3-1 療育 (1)地域療育センターを中心とした支援の充実」</p> <p>かなり待機の時間が多くなっている実情があるようです。ソーシャルワーカーを増やし、保育園等だけではなく地域の子育てひろばや保育園のおひさまひろば等での巡回相談をお願いしたいです。</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

146	<p>「3-2 教育 (2)教育環境・教育活動の充実」</p> <p>特別支援学校教諭免許状の取得のための助成は素晴らしいと思いました。ありがとうございました。</p>	②
147	<p>・幼稚園・こども園の入園、加配、管理者・教諭・保育士への研修について</p> <p>障害児が幼稚園・こども園に入園するのに当たって断られる事例があります。</p> <p>私のこどもも近隣の園で断られ、どこにも行けず、児童発達支援に週5で行くことになりました。</p> <p>加配をつけることもどこも難しい状況になっていました。私学助成をするならばしっかりとその対象のこどもに加配の先生をつけるだけの額を出して、希望した園児に加配を必ずつけるよう義務づけた方が良くと思います。</p> <p>そして、障害児に対しての支援や理解をしていただくためにも全園の管理者(園長・副園長)や実際、活動をする先生に療育センター等で研修をしていただきたいです。</p> <p>こども誰でも通園制度が制度化されるのであれば私立といえども障害児の受け入れを拒否したり、退園勧告をしないようにしていただきたいです。</p> <p>それができないというならば横浜市で公立の幼稚園・こども園を各区に作り、受け入れをするべきです。</p>	②

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

148	<p>しょうがいじそうだんしえん りょういく ○障害児相談支援（3-1 療育）</p> <p>あおばく ぐくれいき しえん じぎょうしょ ちいきかつどう ほかに じぎょうしょ 青葉区では、学齢期の支援をやっている事業所は地域活動ホームと、他2事業所 しかない。ほうかごとう つか なか そうだんしえんじぎょうしょ つか しかない。放課後等デイサービスが増え続ける中、相談支援事業所を増やしてい くことが急務。</p> <p>そうだんいん つか しょうがいじ そうだんいん しかくようけん しょうがいじふくし 相談員を増やすためにも、障害児の相談員の資格要件については、障害児福祉 しせつ くわ じどうふくししせつ しょうがいじ かか ほいくし ほうかごじどうしえんいんとう 施設に加え、児童福祉施設で障害児と関わっている保育士や放課後児童支援員等 にもひろげてほしい。</p> <p>また、たんどく うんえい ほうしゅう かいぜん おこな じぎょうしょ つか また、単独で運営できるような報酬の改善を行わないと、事業所は増えていか ない。たとえば、きほんそうだんしえん けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん きほんそうだん ない。例えば、基本相談支援と計画相談支援からなる障害児相談支援の基本相談 にほうしゅう さんてい かんが に報酬を算定することは考えられないか。</p>	②
149	<p>じどうはつたつしえん ほうかごとう しつ しえんけいかく かくさ おお ・児童発達支援や、放課後等デイサービスの質や、支援計画が格差が大きすぎま す。こどもは うった えることができないので、しつ ほしょう かんが ひつよう おも す。子どもの訴えることができないので、質の保証を考えると必要があると思 います。</p>	②
150	<p>りょういく けんさ はんとし ま かいぜん 療育センターの検査は半年も待たされ改善されません。もっと早く診断できる よう、しせつ つか くだ よう、施設を増やして下さい</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

ようごがっこうこうとうがそつぎょうじ さい かべ そんざい きじ よ
養護学校高等部卒業時に「18歳の壁」が存在しているという記事を読んだ。

ようごがっこうこうとうがざいせきちゅう りょう ほうかごとう そつぎょうご りょう
養護学校高等部在籍中に利用していた放課後等ディサービスが卒業後に利用で
きなくなると、つうしよさき きたく かてい す
きなくなると、通所先から帰宅、家庭でどう過ごしていいかわからなくなると共
に、がっこう ほう じぎょうしよ おく じたく おく
に、学校から放ディ事業所まで送ってもらい、さらに自宅まで送ってもらって
たご家庭にとっては、ほごしや はたら かた えいきょう およ
たご家庭にとっては、保護者の働き方にも影響が及ぶとのこと。これを「18歳
の壁」と呼ぶらしい。

ここで、わからないことは「ほうディ」では、なに
ただのあず
あず
ただの預かりではないだろう。

しょうがい こ あゆ あゆ けいけん つ
障害のある子どもたちの歩みは「アリの歩み」であるが、いろいろな経験を積
むことにより、できたというじゅうじつかん まんぞくかん あじ しや ひろ
むことにより、できたという充実感、満足感をたくさん味わい、視野を広げな
がら、せいちょう しょうがい うむ しょうがい
がら、成長をしていく。これは障害の有無にかかわらない。だが、障害のある
子どもたちはまわ けいけん ぼ つく ひと ひと けいけん ていねい つ あ
子どもたちは周りが経験の場を作り、一つ一つの経験を丁寧に積み上げなければ
ならない。ここがしょうがい ない お子さんとの違い。しょうがい ない お子さんは自分で
けいけん 積み ことが できるし、しゃかい のルールは自然に身についていく。子どもに寄
りそ きも りかい せつ あ たりまえのことで、それをすこ ていねい と
り添い、気持ちを理解して接するのはあたりまえのことで、それを少し丁寧に取
りく しょうがい こ せいちょう もんだいこうどう ほごしや
り組むことで障害のあるお子さんも成長していく。問題行動というのは保護者
にとつての もんだいこうどう ほんにん りゆう ほごしや りかい こうどう
問題行動で、本人には理由があって、保護者に理解できない行動をし
てしまい、もんだいこうどう き けいこう つら ほんにん こま こうどう
問題行動と決めつける傾向がある。辛いのは本人である。困った行動
には りゆう がある。その理由を りゆう りかい 理解しよう とせず、ただ、お 押さえつけるだけのたいおう
では しょうらい おも ほんにん しゃかい 生きて
では将来が思いやられる。本人は社会のことがほとんどわからず、生きている。

151

③

【対応分類】

- ① いけんを 踏まえ、げんあん はんえい 今後 たいおう していくもの
 - ② いけんの 趣旨が 既に けいかく 含まれているもの 又は 素案に 賛同 いただいたもの
 - ③ 今後の 検討の 参考と させていただくもの
 - ④ その他 (質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

	<p>そのわからないことを教えられず、ただ、怒られているだけの日常が続いていたら、自分の周りのすべてを信用できなくなってしまう。</p> <p>当然、「放ディ」もこのようなことを理解して、日々子どもと接しているだろうし、保護者の方々にも伝えてくれていると信じている。</p> <p>発達障害や知的障害と診断されてから、18歳になるまで十数年ある。18歳になったら、ほとんどは社会人となる。死ぬまで社会人である。</p> <p>これまで培ってきた経験を活かし、自分らしい生き方をしてほしい。それを望まない保護者はいないだろう。その為には学校時代に利用する「放ディ」には、「18歳の壁なんかありませんよ！」と放ディ事業者が自信をもっていえるように企業努力をしてほしいと強く期待する。</p>	
152	<p>3-2教育</p> <p>支援学校の数が増えていません。</p> <p>今後増設するのが難しい世論になっていることは理解しておりますが、そもそも計画から新設の数が増えていません。私の住んでいる区には支援学校がありません。</p> <p>また現在の校舎が古く老朽化が進んでいるにも関わらず、例えば我が子が通う支援学校も「養護学校から支援学校に名前が変わります」という校名部分の変更が先にされ、ぼろぼろの校舎やプールの改修などが後回しにされているとおもっています。</p> <p>この現状で推進評価に○がつくのは疑問があります。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

153	<p>しえんがっきゅう じんいんがそく 支援学級の人員不足。</p> <p>しょうがいじ にん たい り せんせい たいおう 障害児8人に対して 1人の先生ではとてもじゃないが対応できているようには み 見えない。</p> <p>しえん ひつよう こ あつ しえん い とど ちしき せんせい 支援が必要な子の集まりなのに支援が行き届かない、そもそも知識がない先生 もいて差が凄い。</p> <p>りょういく そつぎょう しょうがっこう しゅうがく せんもんせい な たんにん 療育を卒業し小学校に就学すると、専門性がいっきに無くなり、担任の せんせいしだい 先生次第になってしまう。</p> <p>せんもんか ほうもんしどう せんせい そうだん きかい ていきてき 専門家からの訪問指導や先生が相談できる機会など定期的にあつたほうが じんいんいくせい よ おも 人員育成にもなり良いのではないかと思う。</p>	③
154	<p>あいきゅう すうちてき とくべつしえんがっこう むり I Q の数値的に特別支援学校は無理と言われたが支援級ではふかおお この中間の教育機関を作してほしい。</p> <p>しょうがっこう ぎょうじ できないことは、やらなくていい がごうりてきはいいりよ 小学校の行事などでは「できないことは、やらなくていい」が合理的配慮に なつてしまつている。</p>	③
155	<p>はつたつしょうがい こ ふ きそん りょういく ま あ おも 発達障害の子が増えていて既存の療育センターでは間に合つていないと思 います。</p> <p>ぞうせつ 増設できませんか？</p>	③
156	<p>ほうかご はい ・放課後デイに入りにくいです</p> <p>こども ねんちゅう とき うご はじ しょうがくせい とき はい き 子供が年中の時から動き始めなければ小学生になつた時に入れないと聞 きます。</p> <p>おや ふたん おお 親の負担がとても大きいです。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

157	<p>さき いけん だ さつきゅう ふそく つるみく とくべつしえん 先のパブコメでも意見をだしましたが、早急に不足している鶴見区に特別支援 がっこう しんせつ くだ 学校を新設して下さい。</p>	③
158	<p>せいかつ ばめん はぐく まな 生活の場面3 育む・学ぶ</p> <p>「18さい どうたつ しょうがいじにゆうしょしせつ にゆうしょちゆう じどう ム等への入居による地域移行を推進します」</p> <p>【意見】 しょうがいじにゆうしょしせつ にゆうしょちゆう せんもんてき しえん のぞ じどう さい に達した際に入れるグループホームがあまりに限られており、入れたとしても、 グループホームの しょくいんじたい が、その方を受け入れるだけのスキルのある施設で はない」といわれてしまうことも少なくありません。きょうどうこうどうしょうがい ちょうふくしょうがい などがあの方がかた すく しょうがいじにゆうしょしせつ ほごしゃ 出来れば、住み慣れた横浜市内で、と望んでも、県外も含めて探さざるを得ない じょうきよう かんが 状況を、どのようにお考えなのでしょうか。</p> <p>いっぼう じりつ ちか けいどしょうがいしゃ はい ぞうか いっど 一方で、自立に近い軽度障害者の入れるグループホームは増加の一途をたど っていると思われ、グループホームの しつ たんぽ しさく きどうしゅうせい を かんが えていただきたいです。そのためには、グループホームの しいんりよく ひょうか る しひょう ひつよう 指標も必要になるのではないのでしょうか。</p>	③
159	<p>きたつなしまとくべつしえんがっこう こうしゃ せま きょうしつすう ふそく こ たち 北綱島特別支援学校は、校舎が狭く教室数も不足しており、子ども達にとって あんぜん あんしん きょういくかんきよう つるみく したいふじゆうとくべつしえんがっこう しんせつ 安全・安心な教育環境にするために、鶴見区に肢体不自由特別支援学校を新設 してください。</p>	③

【対応分類】

- ① いけん 意見を踏まえ、げんあん はんえい 原案に反映するものや、こんごたいおう 今後対応していくもの
 - ② いけん 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ こんご 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ た 他（しつもん 質問・かんそうとう 感想等）
- ※ こうもく 1項目に2つの意見があり、たいおう 対応が異なる場合は、がいとうぶぶん 該当部分に下線を引いています。

160	<p>よこはましりつしたいふじゆうとくべつしえんがっこうの看護師1人当たりの医療的ケア児数は、文部科学省の「医療的ケアに関する実態調査」では、全国最下位のレベルです。</p> <p>医療的ケアが必要な児童生徒の安全を確保するために、看護師1人当たりの医療的ケア児数がせめて全国平均になるように、看護師配置を増やしてください。</p>	③
161	<p>市立肢体不自由特別支援学校に、常勤の看護師を専門職として配置してください。</p>	③
162	<p>医療的ケアが必要な生徒の進路実習においては、保護者の負担軽減と生徒の自立をはかるために、肢体不自由特別支援学校の看護師配置を増やしてください。</p>	③
163	<p>市立特別支援学校の幼児児童生徒に、より実態にそった支援・ケアを充実するために、まだ日々の先生方の指導・支援の力量アップ（専門性の向上）を支えるために、肢体不自由特別支援学校と盲特別支援学校には理学療法士を知的障害特別支援学校には作業療法士を、ろう特別支援学校には言語聴覚士をそれぞれ常勤を1名以上配置してください。</p>	③
164	<p>港北区在の北綱島特別支援学校の「校舎の狭さと教室不足」について、その改善の1つとして「鶴見区内」に肢体不自由特別支援学校を新設願います。</p>	③
165	<p>肢体不自由特別支援学校の医療的ケアの必要な児童の安心・安全を確保するために、看護師1人当たりの医療的ケア児数が、全国平均なみになるように、看護師の配置を増やしてください。また、常勤の看護師を配置してください。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

166	<p>いりようてき ひつよう せいと しんろじっしゅう お ほごしゃ つ そ ふたんけいげん 医療的ケアの必要な生徒の進路実習に於いては、保護者の付き添い負担軽減と、</p> <p>せいとししん じりつ ため したいふ じゅうとくべつしえんがっこう かんごしはいち ふ 生徒自身の自立をはかる為にも肢体不自由特別支援学校の看護師配置を増やし</p> <p>てください。</p>	③
167	<p>しょうがいじ そだ おや 障害児を育てる親です。</p> <p>しない にんかほいくえん しりつようちえん しょうがい りゆう にゆうえん ことわ ひじょう 市内の認可保育園・私立幼稚園に障害を理由に入園を断られることが非常に</p> <p>おお こえ しゅうい き 多いとの声を周囲から聴きます。</p> <p>しょうがい りゆう ことわ えん じょうほう くと し しゅうしゅう たいおう 障害を理由に断る園の情報を区止まりにせず、市で収集し、対応につとめ</p> <p>てください。</p> <p>じちたい ふくしじぎょう にな にんかほいくえん しょうがい りゆう にゆうえんじたい ことわ 自治体の福祉事業を担う認可保育園が障害を理由に入園自体を断るのは</p> <p>しょうがいしゃさべつかいしょうほう はん おも 障害者差別解消法に反していると思います。</p> <p>し せきにな にんかほいくえん しどう かんり 市で責任をもって認可保育園の指導・管理をおこなってください。</p> <p>そのためにまずは ことわ ひとたち こえ き 断られている人達の声を聴いてください。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

P70

3-2 教育生活の場面3 育む・学ぶ (現プラン参考102~108)

医療的ケア体制の充実について

肢体不自由特別支援学校6校に看護師を配置し、医療的ケアを伴う児童生徒が安心・安全に教育を受けられる環境を整備しました・・とあります。

2022年度の市立肢体不自由特別支援学校に在籍する医療的ケアの対象児童生徒は152名に看護師の配置は30名となりました。2023年度は40名の配置となったようです。しかし、医療的ケア児の看護師配置は、文部科学省が助成して全国的に進んでおり、昨年度比で全国平均レベルにするには65名程度の配置が必要です。

現在は非常勤看護師が配置されていますが、宿泊行事や校外での実習付き添いなどもあり、各校1名でも常勤看護師を配置することも求められます。

市立肢体不自由特別支援学校6校のうち、3校は教室面積が狭隘なままです。安心・安全に教育を受けられる環境を整備するためには、さらに人口急増地域でもある横浜市北東部に肢体不自由特別支援学校の新設が必要です。

168

③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

P71

3-2 教育生活の場面3 育む・学ぶ (現プラン参考102~108)

特別支援学校の充実について

在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・重複化を踏まえ、教育課程の充実、施設設備の改修や、福祉車両の活用など通学支援の新たな方策の検討・施行など教育環境の充実に取り組みます・とあります

169

市立肢体不自由特別支援学校6校のうち、3校は教室面積が狭隘なままで、中村、北綱島、東俣野の各特別支援学校は、特別支援学校設置基準に照らして46%、47%、66%の校舎面積しかありません。これらの学校に通う児童生徒の安心・安全に教育を受けられる環境を整備するためには、施設設備の改修にとどまらず、人口急増地域でもある横浜市北東部に肢体不自由特別支援学校の新設が早急に必要です。

肢体不自由特別支援学校には、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、言語聴覚士(S T)の配置をすることで、日々の学校生活での運動機能の維持・改善や嚥下・食事形態などへの助言や支援をうけることが可能になります。現在は

③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
- ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他(質問・感想等)
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

	<p>じゅんかい じっさい じょげん とう きかい きわ かぎ じつじょう 巡 回 で 実 際 に 助 言 な ど を 受 け る 機 会 が 極 め て 限 ら れ て い る の が 実 情 で す。</p>	
170	<p>ほうかごとう そうげいかさん 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス の 送 迎 加 算 に つ い て</p> <p>そうげいかさん さんてい そうげいしゃ たいしょうじどう がっこう じたく そうげい さい おこな 送 迎 加 算 の 算 定 は 送 迎 車 で 対 象 児 童 を 学 校 や 自 宅 に 送 迎 し た 際 に 行 え る が、</p> <p>じどう せいかつ の う り よ く こ う じ ょ う と ほ こ う き ょ う こ う つ う き か ん と う し ょ う む か と う 児 童 の 生 活 能 力 向 上 の た め に 徒 歩 や 公 共 交 通 機 関 等 を 使 用 し た お 迎 え 等 を</p> <p>しよくいん つ そ 職 員 が 付 き 添 う こ と が あ る。</p> <p>その 際 に も 算 定 が 出 来 る よ う に し て も ら い た い。</p>	③
171	<p>ほうかごとう じどうしどういんかはいかさん 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス の 児 童 指 導 員 加 配 加 算 に つ い て</p> <p>しかく も しよくいん はいち かさん さ ほんらいしょうがいじ ほうかご がっこう 資 格 を 持 つ 職 員 の 配 置 に よ っ て 加 算 に 差 が あ る が、 本 来 障 害 児 の 放 課 後 や 学 校</p> <p>きゅうぎょうび す じゅうじつ せいど かんが りがくりょうほうしどう 休 業 日 の 過 ぎ し を 充 実 す る た め の 制 度 で あ る こ と を 考 え る と 「 理 学 療 法 士 等</p> <p>はいち かさん じどうしどういんとう はいち かさん さ つ を 配 置 し た 加 算 」 と 「 児 童 指 導 員 等 を 配 置 し た 加 算 」 に 差 を 付 け ず に し て ほ し い。</p>	③
172	<p>ほうかごとう えんちようかさん 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 延 長 加 算 に つ い て</p> <p>ともはたら かてい ふ ほごしゃ たいちようめん きょうだいじ じじょう 共 働 き の ご 家 庭 が 増 え て い る こ と、 保 護 者 の 体 調 面 や 兄 弟 児 の 事 情 か ら も、</p> <p>かいしよじかん こ ゆうがた しえん ひつようせい もと かさん たいしょう 開 所 時 間 を 超 え た 夕 方 ま で の 支 援 の 必 要 性 が 求 め ら れ て い る。 加 算 の 対 象 で な</p> <p>じかんみまん じぎょうしよ えんちよう あず もと たいおう い 5 時 間 未 満 の 事 業 所 で も ニ ー ズ が あ り、 延 長 の 預 か り を 求 め ら れ 対 応 し て い</p> <p>えんちようかさん たいしょう じぎょうしよ ようけんかんのわ じつたい ひつよう おも る。 延 長 加 算 対 象 事 業 所 の 要 件 緩 和 が 実 態 と し て 必 要 と 思 わ れ る。</p>	③
173	<p>ほうかごとう こべつ かさん 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 個 別 サ ポ ー ト 加 算 に つ い て</p> <p>こべつ かさん ひもづ ちょうさこうもく ほごしゃ かた じゅうぶん 個 別 サ ポ ー ト 加 算 に 紐 付 け さ れ た 調 査 項 目 の ス コ ア を、 保 護 者 の 方 に 十 分 な</p> <p>せつめい きにゆう もと はんてい りりょうしゃ 説 明 も な い ま ま 記 入 を 求 め ら れ て い る。 そ の た め、 ス コ ア に よ る 判 定 と 利 用 者 の</p> <p>しえんじつたい あいだ そご しょう ばあい ほごしゃ なん ちょうさ じぜん 支 援 実 態 と の 間 に 齟 齬 が 生 じ る 場 合 も あ る。 保 護 者 に 何 の た め の 調 査 か を 事 前</p> <p>せつめい ひつよう 説 明 す る 必 要 が あ る の で は な い か。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

174	<p>3-2 教育^{きょういく}について</p> <p>特別^{とくべつ}支援^{しえん}学校^{がっこう}の充^{じゅう}実^{じつ}</p> <p>医^い療^{りょう}的^{てき}ケア^{けあ}児^じのため^{ため}に学^が校^{こう}看^{かん}護^ご師^しが増^{ぞう}員^{いん}され^{され}てき^{きた}たこ^{こと}は有^あり^り難^{がた}い^いです^すが、</p> <p>鶴^{つる}見^み区^く・港^{こう}北^{ほく}区^くには肢^{した}体^{たい}不^ふ自^じ由^{ゆう}の特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^が校^{こう}が足^たり^りま^ませ^せん。土^と地^ちが^がな^ない^いと^とい^いっ</p> <p>て^てい^いま^ます^すが、一^いっ^{ぱん}般^{ぱん}校^{こう}は人^{にん}数^{ずう}が^が増^ふえ^えれ^れば^ば対^{たい}応^{おう}し^して^てい^いま^ます。障^{しょう}害^{がい}児^じの学^が校^{こう}も^もそ^それ^れと^と同^{おな}</p> <p>じ^じょう^{じょう}に^に対^{たい}応^{おう}し^して^てく^くだ^ださ^さい。</p>	③
175	<p>・障^{しょう}害^{がい}が^があ^ある^ると入^{にゅう}園^{えん}でき^きな^なか^かつ^つた^たり、退^{たい}園^{えん}させ^せられ^れた^たり^りす^する^る園^{えん}に^に対^{たい}し^して^て指^し導^{どう}し^し</p> <p>て^てほ^ほしい。</p>	③
176	<p>障^{しょう}害^{がい}児^じが^が多^た児^じの^の場^{ばう}合^{がい}の^の想^{そう}定^{てい}が^がさ^され^れて^てい^いな^ない。介^{かい}助^{じょ}の^の困^{こん}難^{なん}さ^さは^は単^{たん}純^{じゆん}に^に人^{にん}数^{ずう}分^{ぶん}増^ます</p> <p>も^もの^ので^でな^なく、現^{げん}場^{ばう}は^は大^{たい}変^{へん}困^{こん}難^{なん}な^な状^{じょう}況^{きやう}に^にな^なる^るが、そ^そこ^こに^に対^{たい}す^する^る支^し援^{えん}が^が全^{ぜん}く^くな^な</p> <p>く、行^{ぎやう}政^{せい}に^には、そ^そち^ちら^らに^につ^つい^いて^ても^も考^{かん}え^えて^て欲^ほしい。</p>	③
177	<p>放^{ほう}課^か後^ごデ^{てい}サ^さー^さビ^びス^すに^にて^て言^{こと}葉^ばの^の虐^{ぎやく}たい^{たい}が^があ^あり^りま^まし^した^たが^が(お^おや^やつ^つが^が他^{ほか}の^の子^こと^とち</p> <p>が^がう^う時^{とき}も^もあ^ある^るよ^よう^うです)事^じ業^{ぎやう}所^{じょ}ア^あン^んケ^けー^てに^に書^かい^いて^ても^も何^{なん}の^の対^{たい}応^{おう}も^もあ^あり^りま^ませ^せん。</p> <p>本^{ほん}人^{にん}も、あ^あや^やふ^ふや^やな^な事^{こと}しか^い言^いわ^わな^なく^くな^なっ^つて^てき^きま^まし^した。事^じ業^{ぎやう}所^{じょ}に^に伝^{つた}え^えて^ても、本^{ほん}人^{にん}の</p> <p>せ^せい^いに^にさ^され^れま^ます。「性^{せい}格^{かく}が^がね^ねじ^じま^まが^がつ^つて^てい^いる」と^とい^いわ^われ^れま^まし^した。ど^どう^うし^したら^ら証^{しょう}明^{めい}</p> <p>でき^きる^るの^ので^でし^しょう^うか</p>	③

【対応分類】

- ① 意^い見^{けん}を^を踏^ふま^まえ、原^{げん}案^{あん}に^に反^{はん}映^{えい}する^るもの^のや、今^{こん}後^ご対^{たい}応^{おう}し^して^てい^いく^くもの
 - ② 意^い見^{けん}の^の趣^{しゆ}旨^しが^が既^{すで}に^に計^{けい}画^{かく}に^に含^ふま^まれ^れて^てい^いる^るもの^の又^{また}は^は素^そ案^{あん}に^に賛^{さん}同^{どう}い^いた^たい^いだ^だい^いた^たもの
 - ③ 今^{こん}後^ごの^の検^{けん}討^{とう}の^の参^{さん}考^{こう}と^とさ^させ^せて^てい^いた^たく^くもの
 - ④ そ^その^の他^た(質^{しつ}問^{もん}・感^{かん}想^{そう}等^{とう})
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

178	<p>しょうがいとくせい おう きょういく じゅうじつ ○障害特性に応じた教育の充実</p> <p>つうじょう がっこう きょういん とくべつしえんきょういく ちしき も いぎ があると思いま す。特支免許取得の受講料補助は、小・中学校に限定せず、高校や特別支援 学校教員も対象にしてください。個別支援学級の担任は、特別支援教育の 知識のある教員を配置してください。</p>	③
179	<p>はったつしょうがいじどう しりつしょうがっこう こうてき 発達障害児童もおおくなっているが、私立小学校にかよっているものも公的な 支援うけられるのでしょうか？</p>	④
180	<p>とくべつじどうふようてあて しゅとく ・特別児童扶養手当が取得しにくいです。</p> <p>ほか じちたい たか き 他の自治体だとそんなにハードルが高くないと聞きます。</p> <p>しょうがいじ そだ たいへん かね 障害児を育てるのには大変お金がかかります。</p> <p>どうにかなりませんか</p>	④
181	<p>こべつしえんがつきゅう いっぱん べんきょう こども とき 個別支援学級にしながら、一般クラスで勉強のできる子供が、みまもりで、時 には大人の介入が必要な時に、親に病気があると、公園遊びにも付き合えませ ん。その場合の子供への支援がなく、友達作りがうまくできません。移動支援ま たは通所等に含めてほしい。</p>	④
182	<p>しゅうがくせつめいかい ○就学説明会</p> <p>ようじ くっせつじじょう けんさ きき かいほつ さいじけんしん どうにゅう そうき 幼児の屈折異常を検査する機器が開発されています。3歳児検診に導入し早期 に医療や教育機関につながるよう体制を整備してください。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

ばんごう 番号	いけん 意見	たいおう 対応 ぶんるい 分類
せいかつ ばめん はたら たの 生活の場面4 働く・楽しむ		
183	<p>4-2 日中活動</p> <p>重症心身障害者が卒業後に利用する生活介護事業が北部（他の地域も）で足りていません。卒業後に日中活動を利用することができないと、生活が成り立ちません。生活介護利用者数は増えていく計画になっていますが、数を増やすだけでなく、生活介護が足りない地域の事業所を増やし、重症心身障害者の利用ができるようにする必要があります。放課後等デイサービスで重心支援の実績のある事業所に生活介護事業を手掛けるように働きかけるなど、重症心身障害者が利用できる所を増やして、特別支援学校卒業後に安心して生活介護が利用できるようにしていく必要があると思います。そのための具体的な働きかけをしていただき、必要な日中活動の整備を進めてください。</p>	①
184	<p>地域活動支援センターについて（P80）</p> <p>・数値目標として増えているのは良いと思う</p>	②
185	<p>地域活動支援センターについて（P80）</p> <p>・地域活動支援センターの果たしている役割は社会参加の促進、地域で精神障害者の居場所作りや孤立予防にもなっている。そのため数値目標だけではなく具体的な取り組み内容等をプランに明記すべき。</p>	③
186	<p>何気ない会話ができるサロン風の明るい場がほしい。（ピアの存在も）</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

187	ちいきせいかつしえんたきのうきよてんこうなんく 地域生活支援多機能拠点港南区はすくないのでは。みなみ。 こうなんく よこはま なんぶ きよてんじゅうじつ 港南区など横浜の南部？に拠点充実してほしい。	③
188	しょうがいしやてちよう つか ばしよ ふ ほ 障害者手帳を使える場所を増やして欲しいです	③
189	し 市からのご支援に感謝申し上げます。 さかえくざいちゆう さい ははおや 栄区在 中の 50歳の母親です。 とくべつしえんがっこう かよ しょうがく むすめ ねんごがっこう そつぎよう 特別支援学校に通う小学2年の娘がいて、10年後学校を卒業してからの生活 ふあん かん に不安を感じます。 いま ほうかご 今は放課後サービスの利用で、親子ともそれぞれの時間を有意義に過ごさせ ていただける環境にありがとうございます。 そつぎようご せいかつかいごじぎょうしょ お じ じ とうようび す かた おや 卒業後、生活介護事業所が終わり 15時～17時まで、土曜日の過ごし方など、親が さいだい はい なか がいしゅつさき みまも ひつよう こども よ かかつどう す 60歳代に入中、外出先でも見守りが必要な子供への余暇活動をどう過ごせる かとても心配です。	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

せいかつ ばめん はたら たの
生活の場面4 働く・楽しむ

「^{しゅうろういこうしえんじぎょうりようしゅうりようしゃ いっぱんしゅうろう いこう}就労移行支援事業利用修了者が一般就労に移行できるよう、^{じぎょうしよしえん}事業所支援にと^と組みます」

【^{いけん}意見】^{いっぱんしゅうろう}一般就労にすべての^{しゅうろういこうしえん しゅうりようしゃ}就労移行支援の修了者がいけるわけではなく、

^{しゅうろういこう いっぱんしゅうろう}就労移行～^{せんたくし}一般就労という1つの^{じょうたい}選択肢しかないような状態にしないでいた

190

^{せいさく}だきたいです。政策のミスリードだと^{かん}感じました。また、^{だいじ}大事なものは^{しゅうろう}就労でき

③

^{じじつじょう}た、という事実以上に、^{しゅうろう けいぞく}就労が継続できる、という点にあり、^{てん}現在の^{げんざい}就労定着

^{しえん しえんりよく ひく たたき}支援の支援力の低さも多々聞いているところでして、^{しゅうろうていちゃくしえん じゅうがん}就労定着支援で十分な

^{う い さき きぎょうがわ}のか、受け入れ先の企業側にもなんらかの^{い ひつよう}テコ入れが必要なのか、^{しゅうろうていちゃく}就労定着に

^{ちゃくもく}着目し、これまでの^{しえんさく ひょうか あ}支援策の評価も合わせて^{ねが}お願いしたいです。

そのうえで、^{こうか}効果が出ていない^{せいさく}政策については^{かいぜん はか}改善を図っていただくよう^{ねが}願

いします。

【^{たいおごうぶんるい}対応分類】

- ① ^{いけん}意見を踏まえ、^{げんあん はんえい}原案に反映するものや、^{こんごたいおご}今後対応していくもの
 - ② ^{いけん}意見の趣旨が既に^{すて}計画に含まれているもの又は^{また}素案に^{さんどう}賛同いただいたもの
 - ③ ^{こんご}今後の検討の^{けんとう}参考とさせていただくもの
 - ④ ^たその他（^{しつもん かんそうとう}質問・感想等）
- ※ ^{こうもく}1項目に2つの意見があり、^{たいおご}対応が異なる場合は、^{ばあい}該当部分に^{がいとうぶぶん}下線を引いています。

ちいきかつどうしえん せいしんさぎょうじょがた いちづ
○地域活動支援センター（精神作業所型）の位置付けについて

だい きしやうがいしゃ
第4期障害者プランにおいて、地活の目標は130ヶ所で横ばいでした。

こんかい そあん じっせきち み
今回の素案の実績値を見ると、137～8ヶ所の実績で、希望に応じて創設されて
いて安心しました。

こんご びぞう けいかく しめ
今後も微増の計画を示していただいています。

いっぽう
一方で、プランの中で地活が持つ機能にはほとんど触れられておらず、日中
かつどうさき いちづ
活動先の1つという位置付けです。

さいきん ちかつ
最近の地活では、ひきこもりの方が久々に社会参加を試みる際に、本人なり
のペースで地活を利用し始めることが増えてきています。

また、長期入院からのはじめの一步としても活用されるようになってきてい
ます。

にゅういん ちりょう しゅうりょう たいいん せいかつ なか つく
入院で治療が終了し退院しても、生活の中でリズムをうまく作れないと、
さまざま よういん たいちよう くず さいにゅういん おお さんざい
様々な要因から体調を崩し 再入院となるケースが多く存在しています。

いりようがわ てん こうりよ いりよう ふくし れんけい なか にゅういんちゆう ちかつ りよう
医療側もその点を考慮し、医療と福祉の連携の中で入院中から地活を利用し
はじめ、具体的な生活スタイルのイメージを持ってから退院につなげてゆく、と
いう取り組みも増えてきています。

いじよう と く はいけい じゆきゆうしやしやう はっこう ま
以上のような取り組みができる背景には、受給者証の発行を待つことな
く、タイムリーに支援に繋ぐことができる 通所頻度や滞在時間をあまり気にす

191

③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

	<p>ることなく、その人^{ひと}なりのペース^{かよ}で通^{ちか}うことができるといった地活^{ちか}の機能^{きののう}・特徴^{とくちよう}が存在^{そんざい}します。</p> <p>このように、地活^{ちか}はひきこもり傾向^{けいこう}に有^ある方^{かた}にとって社会参加^{しゃかいさんか}しやすい場^ばあり、そしてすでに通^{かよ}っている方^{かた}にとっても大切^{たいせつ}な社会参加^{しゃかいさんか}の場^ばとして地域^{ちいき}の存在^{そんざい}しています。</p> <p>その辺^{あた}りをプランに掲載^{けいさい}していただき、より地活^{ちか}の機能^{きののう}を広^{ひろ}めてもらえたらと思^{おも}います。</p>	
192	<p>放課後等^{ほうかごとう}デイサービス^{たすう}が多数^{たすう}ありますが、</p> <p>18歳^{さいがっこう}学校卒業^{そつぎようご}後の夕方^{ゆうがた}の通所^{つうしょ}サービスはありません。</p> <p>労働者^{ろうどうしゃ}人口^{じんこう}が減少^{げんしょう}していくなかで、</p> <p>働^{はたら}くことを継続^{けいぞく}できない横浜市^{よこはまし}にならないように、</p> <p>18歳^{さいいこう}以降^{ゆうがた}の夕方^あの在り方^{かた}をどうするのか、</p> <p>検^{けん}討^{とう}することをプラン^いに入れてください。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見^{いけん}を踏^ふまえ、原案^{げんあん}に反映^{はんえい}するものや、今後^{こんご}対応^{たいおう}していくもの
 - ② 意見^{いけん}の趣旨^{しゆし}が既^{すで}に計画^{けいかく}に含ま^{ふく}れているもの又は素案^{また}に賛同^{さんどう}いただいたもの
 - ③ 今後^{こんご}の検^{けん}討^{とう}の参考^{さんこう}とさせていただくもの
 - ④ その他^た（質^{しつもん}問^{かんそうとう}・感想^{かんそうとう}等）
- ※ 1項目^{こうもく}に2つの意見^{いけん}があり、対応^{たいおう}が異なる^{こと}場合は、該当^{ばあい}部分^{がいとうぶぶん}に下線^{かせん}を引^ひいています。

193	<p>しょうがいしゃ しどうしゃいくせいこうざ じゅうじつ かいさいひんど かいさいばしょ ふ せんでん 障害者スポーツの指導者育成講座の充実、開催頻度や開催場所を増やし、宣伝 に力を入れるなどの取り組みを希望します。</p> <p>みちか しせつ かくく のスポーツセンターやちくセンターとう でさんか くていき・ および定期の障害者向けスポーツ教室を開設し、種目も増やしていくことや、</p> <p>しょうがいしゃ たいかい きょうぎかい のようなイベントの開催が増える取り組みを支 えるために、障害の知識があり障害特性に応じた対応や指導ができる、障害者 スポーツの指導員や介助者の養成・確保が何よりも重要です。</p>	③
194	<p>すいえい ○水泳について</p> <p>さかえくきんりん こうえい しょうがいじしゃ りよう じょうきょう かいぜん にちじょうてき 栄区近隣の公営プールにおいて障害児者が利用しづらい状況の改善と日常的 に水泳を楽しめる環境の確保につきまして、以下のことを要望いたします。</p> <p>こうなん きんりん こうえい しょうがいじしゃむ ゆうせんりようじかん ゆうせん 港南プールなど近隣の公営プールに障害児者向けの優先利用時間や優先レーン を設置してほしい</p>	③
195	<p>こうなん きんりん こうえい しょうがいじしゃむ すいえいきょうしつ すいえい 港南プールなど近隣の公営プールに障害児者向けの水泳教室・水泳クラスを 設置してほしい</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

<p>196</p>	<p>とくべつしえんがっこう そつぎょう ねんはんた しんろ き 特別支援学校を卒業して1年半経つのに進路が決まらないです。</p> <p>こう じっしゅう けん い けんことわ がっこう すす く たんたんかよ こと 高3で実習6件行き、5件断られ学校が薦めた●●区の●●●に淡々通う事 に。ところが2日で他書を理由に首に。電話対応した幹部の頼りない説明、翌日 には利用者脱走等で不審に思い自ら利用中断。この事は1年半前に健康福祉局 に母、連絡済。</p> <p>どうしてしんろがき決まらないのか、次女に叩く、つねる、けるの他書があるのも思 いが（緊急事態宣言で学校3か月休校、進路で慣れない見学、実習で次女の 他書は酷くなり…。）</p> <p>こう たんにん ●● せんせい き なか せんせい あいさつ かえ 高3担任●●先生のやる気のなさ、中にはいい先生もいるのだが、挨拶しても返 ってこない、眠そう、実習時、人の不利になる様な尊を言う、担任の父が亡くな り実習をぬける、だったら高3なんて受け持つな！！授業中に居眠りをする 先生もいます。進路の先生は軽い障害でも重くても空きがあれば同じ所を 紹介する。計画相談は動かない、頼りない。母は精一杯動き5か月在宅後、通所 週3日は決まったものの残り2日が埋まりません。地活3件断られ、発達障 害センターが通所先と自宅に来てくださる事に。つい最近、受給者証の 再認定も。カンファレンスを通所先で行い、やる気のない計画相談は辞めてもら いました。●●●が倒産した時、救済があるんじゃないのか。進路が決まる まで学校を訴える事は控えていましたが、丁度いい機会だと思いました。学校 に限らず、障害福祉業界、おかしな人多いです。</p>	<p>③</p>
------------	---	----------

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

197	<p>身体障害の為の施設や取組はだいが進んできたが、発達障害に対するものは少 なく感じる。危険なく過ごせる公園や運動場など、また、各地点に適切なサポ ートが欲しい。現状、そういった物がほばない。</p>	③
198	<p>就労について ・やっと働けるようになった障害者に満足できる収入を確保してほしい。つ らい思いをして働いて低賃金では、モチベーションが続かない。 ・精神障害者は、続けていくことが大変です。就労移行事業者と会社が連携し て、長く支援を続けられれば、定着していきと思ひます。</p>	③
199	<p>学齡の間は放課後デイサービスがあり、本人も同年代の仲間と楽しめる余暇に もなっている（放課後や土曜日、長期休みの時）。又、母親にとっても定期的に預 かってもらっている場があるお陰で 17時まで仕事をしていられる。又は午後か ら自分の通院や親の介護（通院付添）等に時間を使えるが、子どもが成人したと たんにこのような場が無いのが現実で障害児に比べて障害者の余暇やサービスが 遅れています。どうか施策を考へて欲しいです。</p>	③

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

200	<p>生活介護事業所で歌をうたっているが「手のひらを太陽に」や、「証 城寺の狸ばやし」「七つの子」「おもちゃのマーチ」「春の小川」など。利用者は、20才から40才であり、自宅や G H では、今の流行している曲を聞いて楽しんでいる。</p> <p>高等部を卒業して4月に入った方は知的、身体の方、みんなびっくりして苦笑していたが、支援者はその様子に気がつかない。本人のための事業所となっている事業所は少ないのではないかと。細かな部分も含めて福祉局として事業所へ聞きとりしてほしい。「しかたがない」で本人たちを置きざりにしている</p>	③
201	<p>○スポーツ・文化・芸術</p> <p>市内の各種施設を障害児・者も利用できるような環境整備を図ってください。弱視学級に在籍する児童・生徒は、視覚障害スポーツに出会う機会が少ないと思われれます。通級等研究協議会弱視部会が一定の取り組みをしていますが、障害者スポーツの一層の普及・啓発を期待します。</p>	③
202	<p>ラポールが上大岡に来た時はよろこんだが利用状況は？</p>	④
203	<p>公営プールでは施設が限られるので、民間プールを活用する。民間プールに障害児者向けの水泳クラスを設置する。そのために行政からの補助金や専門の指導者の派遣などで普及を支援する。</p>	④
204	<p>重度訪問介護の要件があっても、受給できない理由に、単価が低いことがあり、就労するとさらに下がります。そのため、寝ないで働くしか方法がありません。また、居宅介護で受けられないがゆえに、十分に働けません。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
 - ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
 - ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
 - ④ その他（質問・感想等）
- ※ 1項目に2つの意見があり、対応が異なる場合は、該当部分に下線を引いています。

げんあん 原案 (案) へんこうこうもくいちらん 変更項目一覧

	事業名	事業内容	中間期(令和3~5年度)			目標	
			目標	振り返り	評価		
1	素案	【1 普及啓発】 各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	すすん 推進	各区で障害理解を目的とした広報物の作成やフォーラム等を実施し、障害理解の普及・啓発を実施しました。	○	すすん 推進
	げんあん 原案 (案) ※変更項目のみ記載				各区で障害理解を目的とした広報物の作成やフォーラム等を実施し、障害理解の普及・啓発を実施しました。 今後も、イベント等の場を活用するなどし、障害理解の普及啓発の取り組みをすすん 推進していきます。		

	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標	
			目標	振り返り	評価		
2	素案	【1 普及啓発】 障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進	社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。	推進	社会参加推進センター等と協働し、啓発動画の作成や講座の実施など、普及・啓発の取組を継続的に実施しました。	○	推進
	原案(案) ※変更項目のみ記載		社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、様々な場や媒体を活用した障害理解促進に向けた普及・啓発活動を推進します。		社会参加推進センター等と協働し、啓発動画の作成や講座の実施など、普及・啓発の取組を継続的に実施しました。 今後も社会参加推進センターと連携して、障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進を図ります。		

	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
			目標	振り返り	評価	
3	素案 【2 人材確保】 障害福祉人材の確保	障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行うことで障害福祉人材の確保につなげていきます。	推進	市内専門学校との連携により、障害福祉の魅力を発信するアニメーション等を作成し、イベント等で放映するなど、障害福祉の魅力を発信するための取組を行ってきました。引き続き、これまで作成した動画やポスター等を活用し、就職を考え始める前の高校生や中学生など、若年層に向けた更なる啓発に取り組みます。	△	推進
	原案(案) ※変更項目のみ記載	障害福祉人材の確保(魅力発信)		市内専門学校との共創事業により、学生の新しい視点・発想、表現力、価値観を活かし、若年層をターゲットとした障害福祉分野の魅力発信・求人支援のためのPRツールの作成をすることができました。引き続き、これまで作成した動画やポスター等を活用し、就職を考え始める前の高校生や中学生など、若年層に向けた更なる啓発に取り組みます。		

	そあん 素案	じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3~5年度)			もくひょう 目標
				もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
4	げんあん 原案 (案) へんこう ※変更 こうもく 項目の きざい み記載	じんざいかくほ 【2 人材確保】					
		しょうがいふくしじんざい かくほ 障害福祉人材の確保 (採用支援) あ新	しょうがいふくし じんざいかくほ 障害福祉の人材確保のため、 しょうがいふくし じぎょうしょ 障害福祉サービス事業所ととも に、しょうがいふくしじんざいかくほ ぐたいさく に、障害福祉人材確保の具体策 けんとう おこな の検討を行います。また、げんば 現場の いけん さんこう 意見を参考にしながら、行政、 じぎょうしょ 民間企業等様々な主体と 事業所、民間企業等様々な主体と もきょうどう 協働してしょうがいふくし ばんや じんざい 分野の人材 がそくかいしょう 不足解消のために、事業所に対 するきゅうじん しえん 求人の支援をします。	-	-	-	すいしん 推進

	そあん 素案	じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3~5年度)			もくひょう 目標
				もくひょう 目標	かえり 振り返り	ひょうか 評価	
5		【2 じんざいかくほ 人材確保】					
	げんあん 原案 (案) ※変更 項目の み記載	しょうがいふくしじんざい かくほ 障害福祉人材の確保 (職員の定着) あ新	しょうがいふくし じぎょうしょとう たい 障害福祉サービス事業所等に対 し、けんしゅう おこな じんざいていちゃく 研修を行うなど、人材定着 に向けたしえん じっし 支援を実施します。	-	-	-	すいしん 推進

	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標	
			目標	振り返り	評価		
6	素案	【2 人材確保】 障害福祉施設等で働く 看護師の支援	障害福祉施設等で働く看護師の 定着に向けた支援を行うとともに、 人材確保の方策について検討 します。	推進	障害福祉施設で働く看護師向けに、 歯科医師による口腔機能管理をテー マとした講義動画の配信や多職種 連携に関する研修、各施設への訪問 による技術的な指導を実施しました。	○	推進
	原案 (案) ※変更 項目の み記載	障害福祉施設等で働く 看護師の支援・確保			障害福祉施設で働く看護師向けに、 歯科医師による口腔機能管理をテー マとした講義動画の配信や多職種 連携に関する研修、各施設への訪問 による技術的な指導を実施しました。 今後、関係局が連携しながら、人材 確保に向けた取組を検討していきま す。		

7	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
			目標	振り返り	評価	
素案	【2 人材確保】 ガイドヘルパー等研修 受講料助成	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	推進	【令和3・4年度累計】 総助成人数:229人 総助成額:4,516,000円 内訳:全身性ガイドヘルパー26件、 知的ガイドヘルパー67件、同行援護 (一般課程)89件、行動援護53件 【令和5年度(見込み)】 助成人数:120人 総助成額:2,400,000円	○	推進
原案 (案) ※変更 項目の み記載		ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成します。また、助成制度の積極的な周知にも取り組み、人材確保を図ります。				

8	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
			目標	振り返り	評価	
素案	【3 権利擁護】 障害者虐待防止対策 支援事業	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	すいしん 推進	ちらし・ポスター等を作成し、市民に向けた広報を実施したほか、ホームページでの情報発信を通じて、虐待防止に係る普及・啓発に取り組みました。また、障害福祉サービス事業所の管理者及びサービス管理責任者を対象とした「障害者虐待防止研修」を毎年度開催し、各施設における虐待防止及び支援の質の向上に取り組みました。引き続き市民への普及・啓発や、事業者等への各種取組を推進していく必要があります。	○	すいしん 推進
原案(案) ※変更 項目の み記載		市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修については、障害者虐待の事例や統計等を活用しながら充実を図ります。				

9	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
			目標	振り返り	評価	
素案	【3 権利擁護】 市民等への普及・啓発	障害を理由とする差別の解消に 当たっては、市民等の方々に 関心と理解を深めていただく ことが何よりも大切である ことから、市民等に向けた 広報及び啓発活動を実施 し、効果的に実施します。	推進	差別解消のための啓発動画を市営 バス・地下鉄車内や駅のデジタルサイ ネージ、本市ウェブサイトに掲出し、 障害者差別に関する啓発活動を実施 しました。 令和6年度からは、民間事業者によ る障害者に対する合理的配慮の 提供が義務化されるため、事業者へ の周知に更に取り組んでいく必要が あります。	○	推進
原案 (案) ※変更 項目の み記載		障害を理由とする差別の解消に 当たっては、市民等の方々に 関心と理解を深めていただく ことが何よりも大切である ことから、市民等に向けた 広報及び啓発活動を実施 し、効果的に実施します。 また、事業所等への差別的取扱 いの禁止や合理的配慮の提供に ついては、周知・啓発に 取り組めます。				

	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)		目標
			目標	振り返り	
10	素案 【1-1住まい】 高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。	関係団体等とのヒアリングを重ね、グループホーム設備の充実策と当事者の状態に応じた対策の両面を検討しました。また、支給決定状況のデータを分析し、障害特性によって高齢化・重度化の心身状況に違いがあることを明らかにしました。引き続き持続可能な仕組みとするため、事業者や関係団体と協議のうえ、必要な施策を検討していきます。	○	推進
	原案 (案) ※変更 項目の み記載	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。また、強度行動障害及び医療的ケアを必要とする方等に対応したグループホームについても、持続的なものとなるよう、検討を進めていきます。			

11	事業名	事業内容	中間期(令和3~5年度)			目標
			目標	振り返り	評価	
素案	【1-2暮らし】 多機能型拠点の整備・運営あり	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援するため、相談支援、短期入所、生活介護、診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に提供する多機能型拠点の整備を市内6方面に進めます。	市内4方面整備完了	市内4館目となる北東部方面多機能型拠点(仮称)が令和5年度末に竣工する予定です。 引き続き、市内6館の整備完了に向けて、候補地の検討を進めていきます。	○	市内6方面整備完了
原案(案) ※変更項目のみ記載				市内4館目となる北東部方面多機能型拠点(仮称)が令和5年度末に竣工する予定です。 引き続き、整備用地の確保・早期の整備を進め、市内6館の整備完了を目指していきます。併せて、運営に係る課題解決に向けた取組を進めます。		

	事業名	事業内容	中間期(令和3~5年度)			目標
			目標	振り返り	評価	
13	素案	【2-2防災】 要電源障害児者等災害 時電源確保支援事業新	電源を要する医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の確保を支援し、自助の強化に繋げることを目的とした給付を行います。	-	-	すいしん 推進
	原案 (案) ※変更 項目の み記載	電源を要する医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の確保を支援し、自助の強化に繋げることを目的とした給付を行います。また、支援を求めている人に必要な支援が届くように要電源障害児者等登録制度を通じて実態の把握を進めていきます。				

	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)				
			目標	振り返り	評価	目標	
14	素案	<p>【3-1療育】</p> <p>地域療育センター 運営事業</p>	<p>障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。</p> <p>また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>集団療育や区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等により、障害のある児童や保護者への支援を行いました。保育所、幼稚園及び学校等への巡回訪問等により、障害のある児童の地域社会への参加・インクルージョンの推進を図りました。</p> <p>聴覚障害児支援について、支援体制の充実を図るために、関係機関の連携を促進するため協議会設置等の準備を進めていきます。</p> <p>(以下省略)</p>	○	<p>推進</p>
	<p>原案(案)</p> <p>※変更項目のみ記載</p>			<p>推進</p>	<p>集団療育や区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等により、障害のある児童や保護者への支援を行いました。保育所、幼稚園及び学校等への巡回訪問等により、障害のある児童の地域社会への参加・インクルージョンの推進を図りました。</p> <p>WEB配信等を行っている保護者向け講座について、メニュー等の充実を図るとともに、今後、保育所、幼稚園、学校など地域の関係機関の職員等の研修として活用していただく取り組みを進めます。</p> <p>また、聴覚障害児支援について、支援体制の充実を図るために、関係機関の連携を促進するため協議会設置等の準備を進めていきます。</p> <p>(以下省略)</p>		

	事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標	
			目標	振り返り	評価		
15	素案	<p>【3-1療育】</p> <p>障害児入所施設における入所児童の地域移行新</p>	<p>施設入所児童のうち、18歳に到達する児童について、グループホーム等への入居による地域移行を推進します。</p>	-	-	-	推進
	<p>原案(案)</p> <p>※変更項目の記載</p>	<p>障害児入所施設からグループホームやひとり暮らしなど、一人ひとりの状況に応じた生活の場へのスムーズな移行を目指し、児童相談所や区福祉保健センター、学校等の関係機関と連携し、早期(概ね15歳頃)からのアセスメントを行い、入所されている障害児本人等と一緒に準備を進めます。</p>					

障害児者を対象に含む防災・減災に係る補助・助成制度等について

1 趣旨

第4期障害者プランでは、「災害時における自助・共助の情報共有の推進」として、障害者施策推進協議会などで情報共有を行うこととしています。

今回、災害時における自助・共助の取組として、障害児者を対象に含む補助・助成制度等について報告します。

2 補助・助成制度等の説明

(1) 家具転倒防止対策助成事業

ア 対象者

同居者全員が、下記①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、②～

⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

イ 助成・補助の内容

家具転倒防止器具の取付代行（器具代は申請者の負担となります。）

ウ 申請時期・申請方法等

【申請時期】令和6年1月31日までに申込みされた方（先着300件）

【申請方法】・郵送（ちらし付属の申請書をご利用ください。）

・電子申請（横浜市HP又はちらし記載のQRコードをご利用ください。）

(2) 感震ブレイカー助成事業

ア 対象者

(ア) 地震火災対策地域にお住まいの方 かつ

(1) 同居者全員が、下記①～⑥のいずれかであること

① 65歳以上

② 身体障害者手帳の交付を受けている

③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている

④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている

⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、②～

⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

イ 助成・補助の内容

感震ブレイカー(簡易タイプ)の取付代行及び器具代の一部助成

ウ 申請時期・申請方法等

【申請時期】令和6年1月31日までに申込みされた方(先着300件)

【申請方法】・郵送(ちらし付属の申請書をご利用ください。)

・電子申請(横浜市HPまたはちらし記載のQRコードをご利用ください。)

(3) 住宅用火災警報器取付け支援

ア 対象者

住宅用火災警報器の取付けをすることが困難な高齢者や障害者世帯のうち、

取付け支援を希望する世帯

イ 助成・補助の内容

申込者が保有する住宅用火災警報器の取付けを消防職員が代行

(ご希望に応じて、その他の住宅防火のアドバイスをさせていただきます。)

ウ 申請時期・申請方法等

お住いの区の消防署窓口か、電話・FAX等により申込み。代理の方の申込みも可能。

(4) 防災ベッド・耐震シェルター

ア 対象

震度6強以上で倒壊する恐れのある昭和56年5月以前に建てられた2階建て以下の木造住宅であり、申請者が実際にお住いの住宅に設置する場合

イ 助成・補助の内容

防災ベッドは10万円、耐震シェルターは30万円を上限とし、設置費に対して補助

※防災ベッド、耐震シェルターとは、住宅の内部に設置し、鉄製、木製のフレームなどにより、建物が倒壊しても生存空間を確保できる製品

ウ 申請時期・申請方法等

補助対象製品リストの事業者から見積書を取得し、補助交付申請書一式をそろえて、建築局建築防災課に提出（窓口又は郵送）。

申請期限は特に定めていませんが、年度内に設置ができ、かつ設置完了届を提出していただく必要があります。

3 周知等

ここでご紹介した事業は、①対象地域が限られている、②申請窓口を委託先にしている、③市単独の補助事業のため毎年度必ず実施されるわけではない、④助成件数に限りがある、などの理由で、「障害福祉のあんない」に掲載して周知するのが難しいものです。

今後は、本市HPや「横浜市障害福祉のあんないアプリ」などを活用した情報提供を検討していきます。

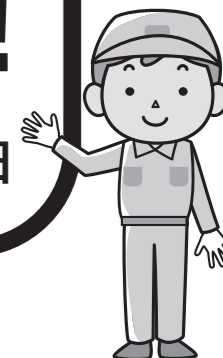
令和5年度
年間
300件

横浜市からのお知らせ

家具転倒防止器具の 取付けを代行します！



申込期間 令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0
0 0 3



横浜市中央区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時

※8月14日から16日及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2（第4条）

（整理番号） _____

____年__月__日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

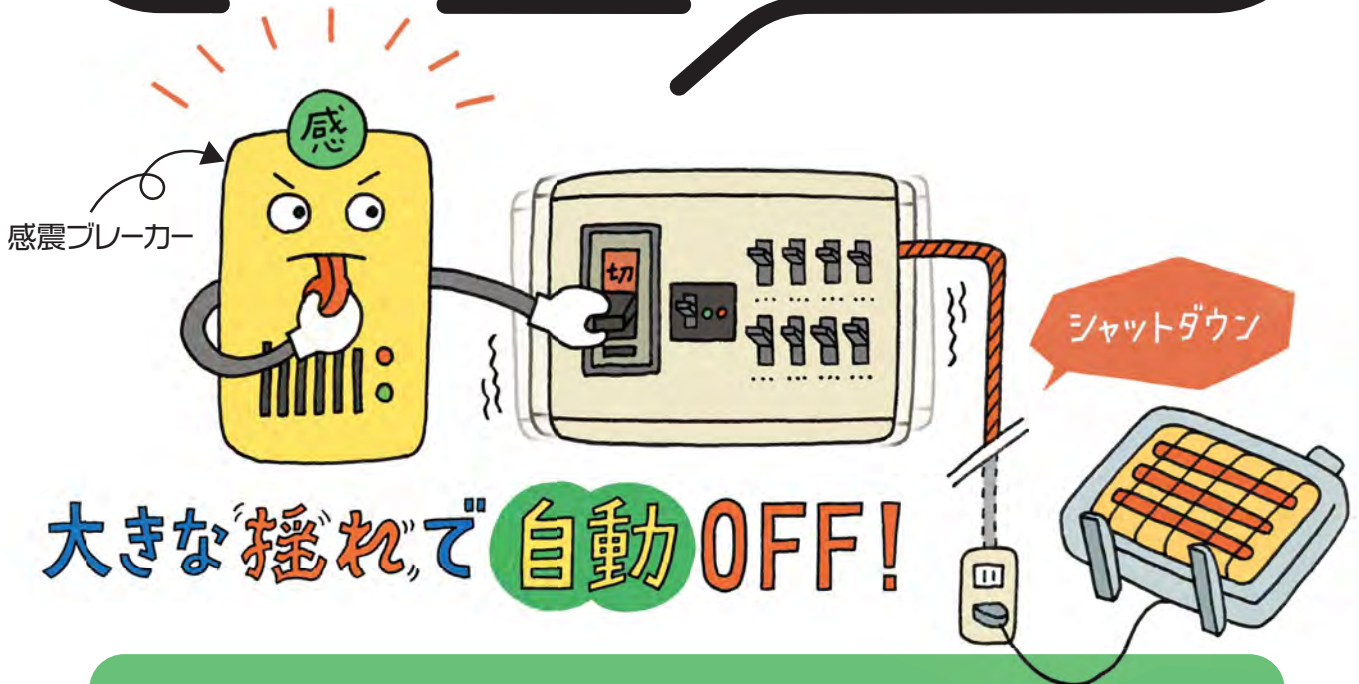
フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）
【注意事項等】 ●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。） ●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。 ●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。 ●取付代行できる家具は2つまでとします。	
【同意事項】 ● ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。 ● 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。	

切り取り線

もうご自宅には付いていますか？



感震ブレーカーを設置して 地震火災の発生を抑えましょう！



感震ブレーカー とは

地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。
※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

地震火災の危険性が高い地域に お住まいの方は

2ページでご確認!▶

先着800件

器具代金の一部を横浜市が負担します！

▼うち

先着200件

同居者全員が65歳以上で
ある等の要件を満たす世帯に 取付けをサポートします

このパンフレット(または本市の電子申請)でお申し込みいただけます。



ご自宅に感震ブレーカーは
設置されていますか？



ご自宅の状況によって
適したタイプが異なります！

POINT
1

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700** 棟

(横浜市の建物棟数の約1割弱)

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より。元禄型 関東地震、冬場の18時に発生と想定。

とくに「木造住宅密集地域」に被害想定が集中



POINT
2

地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

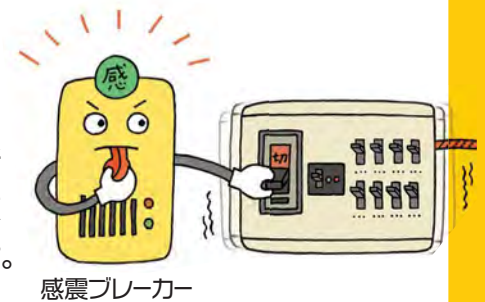


POINT
3

地震火災の発生を抑えるのに、「感震ブレーカー」が役立ちます。

感震ブレーカーとは、地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災(電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する通電火災)の発生を抑制する効果があります。

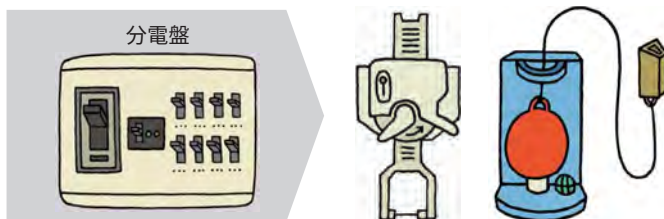
※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。



ここをチェック!

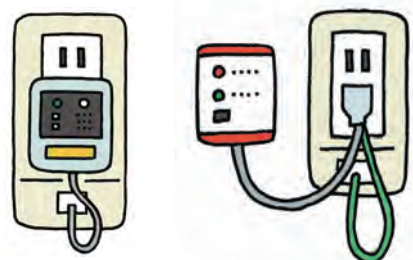
ご自宅に、感震ブレーカーが付いているか確認してみましょう。

分電盤の近くにこのような器具は付いていますか?



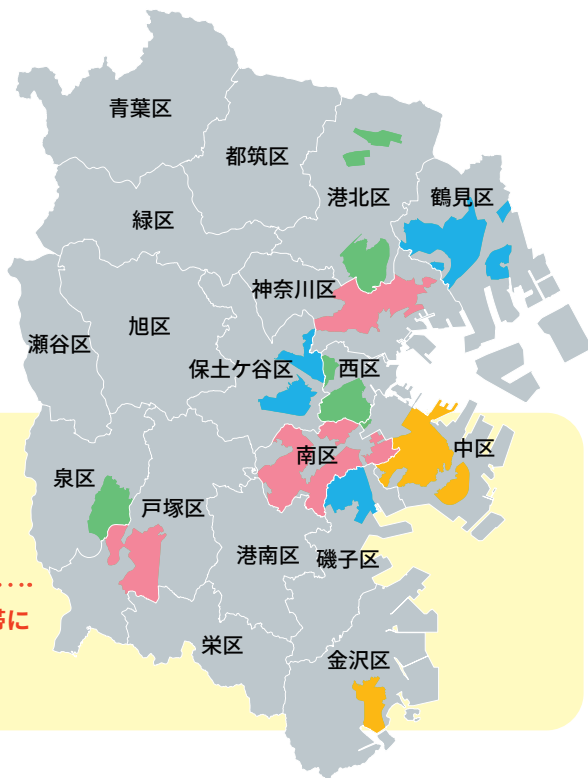
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカー機能が内蔵されているものもあります。

このような器具がついているコンセントはありますか?



付いていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください!

**地震火災の危険性が高い地域に
お住まいの方を対象に
感震ブレーカー(簡易タイプ)の
器具代金や取付けをサポートします。**



先着800件

**器具代金の一部を
横浜市が負担します!**

▼うち

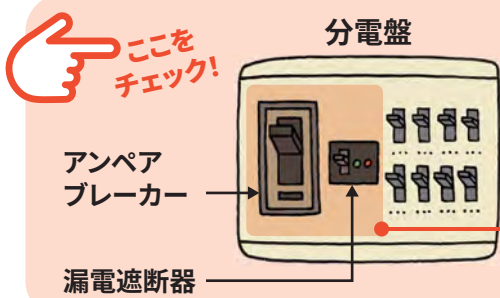
先着200件

同居者全員が65歳以上である等の要件を満たす世帯に
取付けをサポートします

対象地域 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域。

<p>● 泉区</p> <p>白百合1~3丁目 中田北2,3丁目 中田西2~4丁目 中田東1~4丁目 中田南1~5丁目</p> <p>● 磯子区</p> <p>磯子1,2,8丁目 岡村1~7丁目 滝頭1~3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山1,2丁目</p> <p>● 神奈川区</p> <p>旭ヶ丘 入江2丁目 浦島丘 浦島町 大口通 大口仲町 神之木台 神大寺1,4丁目 栗田谷 子安通1丁目 斎藤分町 白幡上町 白幡町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 立町 中丸 七島町</p>	<p>西大口 西神奈川2,3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1~5丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋1~6丁目</p> <p>● 金沢区</p> <p>金沢町 洲崎町 泥亀2丁目 寺前1,2丁目 西柴3丁目 平潟町 町屋町 谷津町</p> <p>● 港北区</p> <p>菊名1丁目 篠原台町 篠原町 篠原西町 篠原東1~3丁目 新吉田東5,6丁目 高田東1,4丁目 綱島西5丁目 仲手原2丁目 錦が丘 日吉本町4丁目 富士塚1,2丁目</p>	<p>● 鶴見区</p> <p>市場上町 市場西中町 市場東中町 潮田町1,2丁目 小野町 岸谷1~4丁目 北寺尾1,2,5~7丁目 汐入町1丁目 下野谷町1~4丁目 下末吉1,4丁目 諏訪坂 佃野町 鶴見1,2丁目 寺谷1,2丁目 豊岡町 仲通1丁目 馬場1~7丁目 東寺尾3,6丁目 東寺尾北台 東寺尾中台 東寺尾東台 本町通1~3丁目 向井町1,2丁目</p> <p>● 戸塚区</p> <p>汲沢1,3~8丁目 戸塚町</p> <p>● 中区</p> <p>赤門町1丁目 池袋 石川町1~5丁目 上野町1~4丁目 打越 大芝台 大平町 柏葉</p>	<p>北方町1,2丁目 鷺山 諏訪町 滝之上 竹之丸 立野 千代崎町1~4丁目 寺久保 仲尾台 西竹之丸 西之谷町 初音町1~3丁目 英町 日ノ出町2丁目 本郷町1~3丁目 本牧荒井 本牧大里町 本牧三之谷 本牧町1,2丁目 本牧原 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 本牧元町 豆口台 簗沢 妙香寺台 麦田町1~4丁目 元町1~5丁目 矢口台 山下町 山手町 大和町1,2丁目 山元町1~4丁目</p>	<p>● 西区</p> <p>赤門町2丁目 東ヶ丘 伊勢町1~3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 御所山町 境之谷 浅間台 浅間町2~5丁目 中央1,2丁目 戸部本町 西戸部町1~3丁目 西前町2,3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1,2丁目 元久保町</p> <p>● 保土ヶ谷区</p> <p>岩崎町 岡沢町 霞台 帷子町1,2丁目 鎌谷町 神戸町 桜ヶ丘1,2丁目 月見台 初音ヶ丘 星川1丁目 峰岡町1~3丁目 宮田町1~3丁目 和田2丁目</p>	<p>● 南区</p> <p>井土ヶ谷上町 浦舟町1丁目 永楽町1丁目 榎町1,2丁目 大岡1~5丁目 庚台 唐沢 共進町1~3丁目 山谷 清水ヶ丘 白妙町1,2丁目 高根町1丁目 通町4丁目 中里1~4丁目 永田北1~3丁目 永田山王台 永田東1,2丁目 永田南1,2丁目 中村町1~3丁目 西中町4丁目 八幡町 東蒔田町 伏見町 平楽 別所2~5丁目 別所中里台 堀ノ内町1,2丁目 蒔田町 真金町1,2丁目 南太田1丁目 三春台 宮元町3丁目 六ツ川1,2丁目 睦町1,2丁目 若宮町1~4丁目</p>
---	--	--	---	---	--

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー(簡易タイプ)は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか?
- 漏電遮断器が付いているかどうか?
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか?
- コンセントにアース端子があるかどうか?

設置できないケース

以下のような場合には設置できないことがありますので注意が必要です。

● 詳しくは4~6ページをご覧ください →



バネ式／電池式

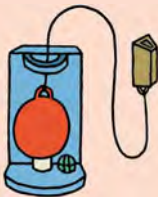


揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

- すべて
 - ブレーカースイッチの真上または真下に7cm以上の空きスペースがない。
- ✗ **ピオマ**
 - 分電盤の周辺にセンサーを壁付けするスペースがない。
- ✗ **ヤモリ**
 - 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない。

- △ **すべて**
 - 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない(ヤモリ、まもれーる・感震くんについては×)。※1
 - 器具の貼り付け面とブレーカースイッチの間に段差がある。※2

おもり玉式

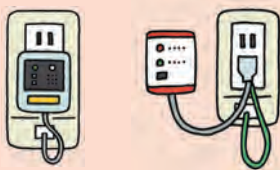


揺れを感知するとおもり玉が落下してブレーカーのスイッチを落とします。

- ✗ **下記のいずれかに該当する**
 - 分電盤の真下におもり玉が落ちる20cm以上の空きスペースがない。
 - ブレーカースイッチが固い。

- △ ● 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない。※1

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

- ✗ **下記のいずれかに該当する**
 - 分電盤に「漏電遮断器」が付いていない。
 - アース付または3端子コンセントがない、もしくは空きがない。
 - コンセントの周辺にセンサーを壁付けするスペースがない(「震太郎」については壁付けスペース不要)。

※1：原則、いずれの器具もふたやカバーを**完全に閉めた状態**で設置はできません。ふた付きの分電盤に対応している器具もありますが、ひもやコードを通すための隙間が必要となります。
 ※2：△の器具は地面と垂直に設置する必要があります。分電盤の構造上、器具の貼り付け面とブレーカーのスイッチの間に段差がある場合は取付けができない可能性があります。

種類	バネ式		
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	パワーヤモリセット
写真			
正面からの寸法 (mm)	縦145×横66×奥行き55	メーカーのホームページでご確認ください。	
メーカー名 (問合せ先)	(株)リンテック21 TEL : 03-5798-7801		
自己負担額 ※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。	1,580円 (送料・税込)	2,650円 (送料・税込)	5,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・容量が大きい分電盤(目安: 75A以上)やスイッチが固いものに適応 ・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可

種類	電池式	おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ピオマ	スイッチ断ボールIII	震太郎
写真			
正面からの寸法 (mm)	本体:縦87×横62×奥行47 遮断部:縦67×横67×奥行31	縦58×横34×奥行28	縦90×横62×奥行32
メーカー名 (問合せ先)	(株)生方製作所 TEL: 0120-279-170	(株)エヌ・アイ・ピー TEL: 03-3823-6220	大和電器(株) TEL: 03-3714-9331
自己負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。</small>	9,000円 (送料・税込)	1,580円 (送料・税込)	7,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	感震器が揺れを感知し、遮断器が反応して遮断	地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏電が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	感震器と遮断器の2部品。感震器は本体ホルダーに入れてアンカーボルトで分電盤の外に壁付けする。遮断器は両面テープでスイッチに設置する。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。付属品のひもが付いたキャップをスイッチにかぶせる。	3端子コンセント(三つ穴式コンセント)に差込む。または、アース線を接続しコンセントに差込む。
遮断までの時間	揺れを感知してから3分後	揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 感震器を分電盤近くに壁付け、遮断器を分電盤に取付けできること 器具が傾かないように設置 ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない 	<ul style="list-style-type: none"> 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペース(約20cm)があること 本体を地面と垂直に設置 ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 100Vのコンセントに差し込む。 適応主幹ブレーカー定格感度電流30mA以下

種類	コンセント差込式		
製品名	地震みはりロボ	一発遮断	Ki感震センサー (アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真			
正面からの寸法 (mm)	縦135×横76×奥行き35	縦56×横74×奥行き36	縦111×横30×奥行き45
メーカー名 (問合せ先)	(株)ケーティーコンセプト 販売代理店 (株)サルバ TEL : 045-228-5487	多摩岡産業(株) TEL : 042-361-6585	ケー・アイ技術(株) TEL : 0598-20-8511
自己負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。</small>	23,000円 (送料・税込)	3,200円 (送料・税込)	3,920円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断		
取付け方	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。		器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。 または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	揺れを感知してから3分後	揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・壁付けするためのスペースが必要 ・壁へのネジ止めが必要 ・アース線との接続が必要 ・100Vのコンセントに差し込み ・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下 		<ul style="list-style-type: none"> ・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・壁付けするためのスペースが必要 ・壁へのネジ止めが必要 ・アース線との接続または3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・100Vのコンセントに差し込み ・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下

助成制度
1

感震ブレーカー簡易タイプの配送

横浜市が感震ブレーカーの器具代金を一部負担します。



対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」 (4～6ページの器具)
申請要件	2ページに記載の対象町丁目にお住まいの世帯の方
自己負担額	4～6ページにてご確認ください。 ※横浜市が、器具代金の一部を助成した後の金額となります。
助成件数	800個 (先着順、助成制度 2 の件数を含む)
申請期間	令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水) (申請個数が800個に達した時点でも終了)

助成制度
2

感震ブレーカー簡易タイプの取付代行

助成制度 1 を申請頂いた方のうち、下記の要件を満たす世帯のみです。



申請要件	<p>同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること</p> <p>ア. 65歳以上</p> <p>イ. 身体障害者手帳の交付を受けている</p> <p>ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている</p> <p>エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている</p> <p>オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている</p> <p>カ. 中学生以下</p> <p>※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。</p>
助成件数	200個 (先着順)
申請期間	令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水) (申請個数が200個に達した時点でも終了)

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1

TEL:045-714-0929 FAX:045-714-0921

※ 機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。
訪問による相談も承ります。(先着400名まで)

申込方法

郵送・FAX申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し横浜市防火防災協会へ送付します。

● **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函

● **FAX**：045-714-0921へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲ 電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

● 申込方法は上段をご確認ください。 ● 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。

助成制度
1

配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。
- 支払い後に、同封されている横浜市長印付の通知書をご確認ください。
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※ 配送後に器具の返品や返金はできません。

助成制度
2

取付代行の場合

- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、横浜市防火防災協会の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。

注意事項

● 助成対象の感震ブレーカーは、すべての分電盤に対応可能ではありません。
分電盤の種類によって設置が困難なことや3～6ページの内容に当てはまらない場合があります。
判断が難しい場合は、各メーカーや公益社団法人 横浜市防火防災協会へお問い合わせください。

- 助成制度 1 配送を申請した場合は、感震ブレーカーを自己の責任で取付けしてください。
- 本事業のもと取付けした感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付け後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市及び取付事業者は、一切責任を負いません。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は、自己の責任でお願いいたします。
- 商品の在庫状況により配送・取付けの遅延、または売り切れによる別商品のご案内をする場合があります。
- 公益社団法人 横浜市防火防災協会が調査訪問に伺う際は、利用申請書とは別に調査票をご記入いただきます。

● 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はありません。

- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用いただいた方はお申込できません。また、工場や事業者、空き家や空きアパート等自らが居住していない建物は対象外です。
- 夜間に地震が発生した場合に照明が消えることで、屋外への迅速かつ安全な避難の妨げになることも考えられるため、非常灯等を準備しましょう。
- 本助成事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。適正に履行されない場合は、器具の返還をしていただくことがございます。
また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 賃貸でお住まいの方は、原状回復が必要となる場合がありますため、貸主等とご相談のうえ、お申込みをしてください。

● 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。

- 発災したのちに復電をする際、焦げたような臭いを感じた場合には、直ちにブレーカーを遮断し、再度安全確認を行い、原因がわからない場合は電気の使用を見合わせる必要があります。
- 感震ブレーカーは定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行いましょう。

感震ブレーカー等設置推進事業に関するお問合せ ● 横浜市総務局危機管理室地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

● TEL: 045-671-3456 ● E-mail: so-chiikibousai@city.yokohama.jp

- 横浜市で従来から実施している自治会・町内会を対象とした、「感震ブレーカー等設置推進補助事業」(対象地域内を区域に含む自治会・町内会に対する器具代等の一部補助)もございます。
詳しくは、上記TELまでお問い合わせください。
- 西区、南区では自治会・町内会単位で取りまとめて申請を行った場合、さらにお安くご購入できる場合があります。詳しくは、各区総務課(防災担当)までお問い合わせください。

その他、横浜市では家具転倒防止器具の取付代行も実施しています。

申請要件などの詳細は

横浜市 家具転倒

で検索!!



利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)												
住所	〒 横浜市 区												
連絡先	(日中、連絡が取れる番号をお書き下さい)												
1. 希望する助成制度（いずれか1つ、申請する助成制度の口を■に塗りつぶして下さい。） <input type="checkbox"/> 器具助成（配送） <input type="checkbox"/> 器具助成（配送）＋器具取付（要件： <u>同居者全員</u> が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること）													
2. 希望する感震ブレーカー（いずれか1つ、希望する製品の口を■に塗りつぶして下さい。） <table><tr><td><input type="checkbox"/> ヤモリ・・・・・・・・・・1,580円</td><td><input type="checkbox"/> 地震みはりロボ・・・・・・・・・・23,000円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・・・・・・・・2,650円</td><td><input type="checkbox"/> Ki感震センサーアース線タイプ・3,920円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> パワーヤモリセット・・・・・・・・・・5,900円</td><td><input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ・3,920円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・・・・・・・・1,580円</td><td><input type="checkbox"/> 一発遮断・・・・・・・・・・3,200円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> ピオマ・・・・・・・・・・9,000円</td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 震太郎・・・・・・・・・・7,900円</td><td></td></tr></table>		<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・・・・・・・・1,580円	<input type="checkbox"/> 地震みはりロボ・・・・・・・・・・23,000円	<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・・・・・・・・2,650円	<input type="checkbox"/> Ki感震センサーアース線タイプ・3,920円	<input type="checkbox"/> パワーヤモリセット・・・・・・・・・・5,900円	<input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ・3,920円	<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・・・・・・・・1,580円	<input type="checkbox"/> 一発遮断・・・・・・・・・・3,200円	<input type="checkbox"/> ピオマ・・・・・・・・・・9,000円		<input type="checkbox"/> 震太郎・・・・・・・・・・7,900円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・・・・・・・・1,580円	<input type="checkbox"/> 地震みはりロボ・・・・・・・・・・23,000円												
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・・・・・・・・2,650円	<input type="checkbox"/> Ki感震センサーアース線タイプ・3,920円												
<input type="checkbox"/> パワーヤモリセット・・・・・・・・・・5,900円	<input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ・3,920円												
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・・・・・・・・1,580円	<input type="checkbox"/> 一発遮断・・・・・・・・・・3,200円												
<input type="checkbox"/> ピオマ・・・・・・・・・・9,000円													
<input type="checkbox"/> 震太郎・・・・・・・・・・7,900円													
3. 同意事項（同意の上、「はい」に○を付けてください。） → はい 申請にあたり、下記の同意事項に同意します。 ・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。 ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電時に使用するバッテリーを備えています）。 ・現状回復義務の観点から、貸主等との相談や了承を得ています。（賃貸にお住まいの方のみ） ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。													

↓ 折り線①

2328790



2024年3月
31日まで
(切手不要)

横浜市南区別所一丁目15番1号 B M L 横浜ビル 2階
公益社団法人
横浜市防災協会
防災支援課
行



→ 折り線④

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

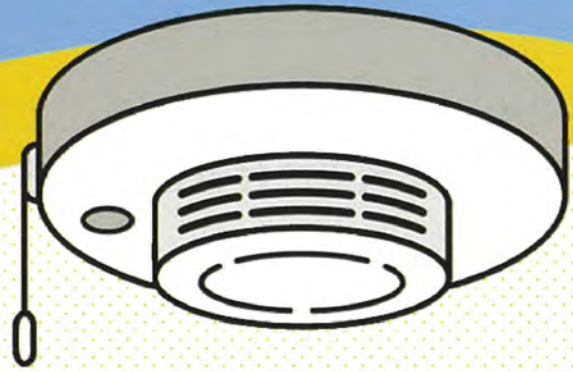
最後にセロテープでここをしつかり止めてください。



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU



神奈川県民のための
火災共済



住宅用火災警報器の 設置 点検 していますか？

住宅用火災警報器は、古くなると、部品の劣化や、電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

本体交換の目安は約**10**年です。
定期的な点検と交換をお願いします。

点検方法

ボタンを押す 又は ひもを引く



正常を知らせる音声や
警報音が鳴ればOK！



ほこりが付くと火災を感知しにくくなります。
点検時に乾いた布でふき取るなどし、いざというときに備えましょう。

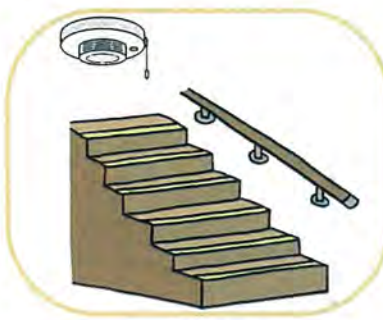
住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクを減少させることができます。

設置場所

横浜市火災予防条例により、寝室、階段(寝室が2階以上の場合)及び台所に設置が必要です。



寝室



階段



台所

取付けが困難な方を対象に、支援を行っています。詳しくはお近くの消防署までお問い合わせください！



【ご相談窓口(電話・FAX共通)】

鶴見消防署	503-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	青葉消防署	974-0119
神奈川消防署	316-0119	旭消防署	951-0119	都筑消防署	945-0119
西消防署	313-0119	磯子消防署	753-0119	戸塚消防署	881-0119
中消防署	251-0119	金沢消防署	781-0119	栄消防署	892-0119
南消防署	253-0119	港北消防署	546-0119	泉消防署	801-0119
港南消防署	844-0119	緑消防署	932-0119	瀬谷消防署	362-0119

～消防局からのお知らせ～

よこはま防災
e-パーク

火事やけがの予防対策、地震・風水害への備えについて、さらに詳しく学びたい方はこちらをチェック！

「よこはま防災e-パーク」で検索していただくか、右の二次元コードからアクセスできます。



神奈川県民のための 火災共済

組合員の皆さまが火災等に遭った時、互いに助け合う制度です。

横浜市民共済生活協同組合
横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階

0120-073-203

詳しい資料請求はこちら！

WEBから見積シミュレーション&申込み



広告

戸建て等非耐火専用住宅の場合 建物1,000万円の保障で

年額

8,000円

※上記は掛金の一例です。詳細はお問合せください。※新規加入の際、出資金100円をお預かりいたします。



防災・耐震 ベッド シェルター

地震による
倒壊から
身を守る!

設置費用の一部を補助します。

※補助を受けるには、必要な条件や手続きがあります(裏面参照)。
※対象となる「防災ベッド」・「耐震シェルター」は別紙を参照してください。

防災ベッド



本体費用について上限
10万円

防災ベッドとは…

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して就寝していただくため、ベッドにフレーム等を設置するものです。

耐震シェルター



本体費用について上限
30万円

耐震シェルターとは…

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して生活していただくため、住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置することにより安全な空間(一時的な避難場所)を作るものです。

住宅の耐震改修や建て替えよりも費用が安価で、
設置の期間も短くなります。

問合せ・申請書等提出先 横浜市建築局建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

☎ 045-671-2930 FAX 045-663-3255

令和4年4月発行

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

補助を受けるには…

防災ベッドや耐震シェルターを設置する費用の一部について補助を受けるには次の条件をすべて満たす必要があります。

1. 昭和56年5月以前に建てられた2階建て以下の木造住宅
2. 申請者が実際にお住いの住宅
3. 住宅の1階に防災ベッド、耐震シェルターを設置できる住宅
4. 申請者に市税の滞納等がないこと

※今までに防災ベッド、耐震シェルターを設置して横浜市の補助を受けたことがある場合は、新たに補助を受けられない場合がありますので、ご相談ください。
※横浜市の補助を受けて耐震改修済の住宅には設置できません。
※申請者は個人の方(個人事業主を除く)に限ります。

補助を受けるための申請手続きは…

設置業者との契約の前に申請書や住民票等を提出(郵送可)していただき、横浜市からの補助金交付決定通知を受ける必要があります。

1. 補助金交付申請書
2. 同意書 (税金の滞納調査のため)
3. 住民票の写し (原本)
4. 家屋課税台帳登録事項証明書※1 (物件証明)
または、建物の登記事項証明書※2の原本
※1 お住いの区役所で取得できます。【共有の場合は「家屋共有者氏名表」も併せて必要】
※2 法務局で取得できます。
5. 防災ベッドやシェルターの設置場所の写真
6. 防災ベッドやシェルターの見積書のコピー
7. 住宅所有者の防災ベッド等設置承諾書
(住宅が申請者の自己所有でないか、申請者の他に共有者がいる場合のみ)
8. 本人確認資料 (運転免許証、健康保険証などのコピー)

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
補助対象製品リスト

令和5年11月版

別紙

<p>〇〇ベッド ××株式会社</p> 	<p>TEL △△△-△△△-△△△△ URL 本体費用：〇〇万円 〇〇が特徴の防災ベッドです。 〇日程度で設置可能です。 ※各欄に記載の金額は目安です。 詳細は各メーカーに直接お問合せ ください。</p>	<p>防災ベッド標準型BB-002 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ 本体費用：40万円(税別) アーチ状のフレームが特徴の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。</p>
<p>介護用防災フレーム 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ ※価格はお問合わせください 介護ベッド専用の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。</p>	<p>安心防災ベッド枠B フジワラ産業株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 06-6586-3388 URL www.fj-l.co.jp 本体費用：38万円(税抜) 耐荷重：16t 搬入設置費、消費税等は別途 ・鋼鉄製のフレームで寝ている人の身を家屋の倒壊から守る。 ・半日程度で設置可能です。</p>
<p>ウッド・ラック (WOOD-LUCK) 新光産業株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 03-6810-7900 URL www.shinkosangyo-as.com/woodluck/ ●価格の目安：55万円～ ●ひのきが特徴の防災ベッドです。 ●半日程度で設置可能です。</p>	<p>耐震小型シェルター「構-kamae-」 テーブルタイプ 関西ボラコン株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0120-013-131 URL ansin-bousai.com 本体費用：41万7千円 耐荷重：94.7トン～ 家屋の倒壊時にも、安全な三角スポットを確保するための防災ベッドです。</p>
<p>耐震和空間 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ ※価格はお問合わせください 4方向に開口があり、様々な空間として活用できます。 3時間程度で設置可能です。</p>	<p>減災寝室 有限会社扇光</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-57-2535 URL www.senko-jp.com 本体費用：65万円(桧節有・税別) 天然木材で作成したあたたかみのある耐震シェルターです。 1日で設置可能です。</p>
<p>木質耐震シェルター 株式会社一条工務店</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-422-231 URL www.ichijo.co.jp/news/shelter/ 本体価格：45万1千円～(税込、施工費込み) 「大地震の発生で建物が倒壊しても、人命だけは守りたい」既存の住まいに手を加えることなく設置可能な耐震シェルター。建物倒壊実験でその安全性を実証しています。2017ジャパンレジリエンスアワード強靱化大賞優秀賞受賞をはじめ、各方面から高い評価を受けています。</p>	<p>レスキュールーム 有限会社ヤマニヤマショウ</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-88-2420 URL shelter-rescueroom.com/ 6面体鉄骨造りのシェルターで安心安全/基礎から作るので安心して頂けます。</p>

ベッドの製品は、1台につき補助上限額10万円（世帯の人数分まで申請可能）

シェルターの製品は、1台につき補助上限額30万円（1軒につき1台のみ）

※補助対象となるのは、防災ベッドか耐震シェルターどちらか一方のみです。併用はできません。

<p>鋼耐震 株式会社東武防災建設</p>  <p>TEL 048-970-3530 URL www.tobubousai.co.jp 概算工事費6帖 280万円(税込) 静岡県・兵庫県の耐震コンペにて優秀賞を受賞した商品です。 セミオーダーで部屋に合わせて制作可能・短工期・引越し不要です。</p>	<p>剛建 有限会社宮田鉄工</p>  <p>TEL 0587-37-1569 URL taishin-shelter.co.jp/ 設置費用：46万円（税別） ※床工事、運送費、クロス貼り等は別途かかります ※本体設置は1日で施工できます</p>
<p>シェルキューブR 株式会社デリス建築研究所</p>  <p>TEL 0800-100-1113 URL www.delis-archi.co.jp/shell-cube/ 本体費用：110万円（6帖タイプ）部屋に置くだけで安全な場所を確保する床置き型の耐震シェルターです。基礎工事や内装工事の必要がなく1日で設置。実物大の試験により87トンの垂直荷重性能を確認しております。</p>	<p>シェルターユニットバス（UB） J建築システム株式会社</p>  <p>TEL 011-573-7779 URL www.j-kenchiku.co.jp シェルター部材価格：約40万円 （浴室1坪の場合、ユニットバス除く、解体・設置工事別途） ユニットバス替りに併せてお風呂廻りをシェルター化します。大地震時に逃げ込む避難場所を確保し安全安心な暮らしを。</p>
<p>耐震健康シェルター「命守（いのちもり）」 株式会社青ヒバの会ネットワーク</p>  <p>TEL 03-3491-7847 URL info@aohiba.net 本体及び施工費：98万円 国産材に包まれた空間 テレワークに便利な個室にも。</p>	<p>耐震ルームシェルター「ウッド・ラック」ひのき庵 新光産業株式会社</p>  <p>TEL 03-6810-7900 URL www.shinkosangyo-as.com/hinokian/ ●価格の目安：130万円～ ●ひのきが特徴のルームシェルターです。 ●1日程度で設置可能です。</p>
<p>パネル式耐震シェルター SUS株式会社</p>  <p>TEL 03-5652-2393 URL www.sus.co.jp/ecomis/ サンドイッチパネルで構成し、四方を開口設置出来、人命を守ります。軽量で短工期で施工できます。6㎡で約120万～（工事含む）</p>	<p>つみっくブロックシェルター 株式会社つみっく</p>  <p>TEL 0852-28-3178 URL www.tsumic.com 設置費用：42万円～ 木製ブロックを組み立て、半日程度で設置可。お部屋に合わせ広さ、開口位置等、自由な設計ができます。施工代理店あり。</p>
<p>まもルーム 株式会社カラフルコンテナ</p>  <p>TEL 0587-51-1236 URL www.colofulcontainer.com 海上輸送用コンテナの強度の特徴を生かした組立式シェルターだから大開口の間口が取れる。組立時間は半日～。税別本体費：6帖 88万円 8帖:100万円</p>	<p>木質耐震シェルター 70K 一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会</p>  <p>TEL 03-6872-5790 URL www.taishin100.or.jp/technology/70k 本体価格：55万円～（税別、4.5畳タイプ）※設置費、運搬費は別途 木質ラーメン構法(SE構法)の技術を用いた耐震シェルター。「家の中につくる避難所」をコンセプトに開発。実大の構造実験と解析により、安全性を検証しています。</p>

令和5年度 個別避難計画作成の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、支援する人や避難先等の情報を記載した計画で、作成には本人の同意が必要です。

2 取組の背景

近年の風水害における全体の死者のうち、令和元年度台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%が65歳以上の高齢者でした。また、障害のある方についても、被害にあった事例が多くありました。

これを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

【作成のポイント】

○ケアマネジャー、計画相談員等（以下「福祉専門職等」という。）の協力に

よる作成を推奨

○優先度（洪水浸水想定区域等、当事者本人の心身の状況、独居等の

居住実態など）が高いと判断する者について、地域の実情を踏まえなが

ら、法改正（令和3年5月）からおおむね5年程度で作成に取り組むこと
（内閣府発行「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
より）

3 令和5年度の取組

昨今、大規模な風水害の発生頻度が上がっており、これまで地震対策として検討されてきたことに加え、風水害への対策も必要となっています。市内でも、河川や地形を踏まえ、そこに暮らす特に避難をする際に支援を必要とする方をどのように支援していくか検討していく必要があります。

そこで、本市では風水害を想定して、個別避難計画を作成することとしました。昨年度は一部地区でモデル実施し、令和5年度は地域を拡大して取組を進めています。

(1) 個別避難計画の作成方法

洪水浸水想定区域等に居住する災害時要援護者のうち、要介護度等の身体状況などから抽出し、福祉専門職等の協力により、状況確認と作成の働きかけを平行して行います。

こべつひなんけいかくさくせいなが <個別避難計画作成の流れ>

たいしょうしゃちゅうしゅつ ①対象者抽出

ハザード、^{しんたい}身体、^{せたいじょうきょうとう}世帯状況等から^{たいしょうしゃ}対象者を^{ちゅうしゅつ}抽出

どういかくにん ②同意確認

①で^{ちゅうしゅつ}抽出した^{たいしょうしゃ}対象者に「^{どういかくにんしよ}同意確認書」を^{そうふ}送付し、^{けいかく}計画の^{さくせい}作成に

ついて^{ほんにんどうい}本人同意を^{かくにん}確認

ふくしせんもんしよく けいかく さくせい ③福祉専門職による計画の作成

^{ゆうせんどう}優先度の^{たか}高い^{たいしょうしゃ}対象者から、^{ふくしせんもんしよく}福祉専門職により^{けいかく}計画を^{さくせい}作成し、^{よこはまし}横浜市

に^{ていしゅつ}提出。必要に応じて、^{たいしょうしゃ}対象者を^{しえん}支援する^{かんけいしゃ}関係者で^{ひなんほうほう}避難方法や^{いどう}移動

^{しえんじ}支援時の^{はいりょうとう}配慮等について^{けんとう}検討するケース^{かいぎ}会議を^{かいさい}開催

じっしちく (2)実施地区

つるみく みなみく ほどがやく こうほくく とつかく
鶴見区、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区

※^{じっしちく}実施地区は^{れいわ}令和5年度の^{ねんど}取組内容を^{とりにくみないよう}踏まえ^ふ段階的に^{だんかいてき}拡大して^{かくだい}いきます。

たいしょうしゃ (3)対象者

^{つぎ}次の^{じょうけん}条件をすべて^み満たし、^{こじんじょうほうなど}個人情報等の^{どういかくにん}同意確認が^と取れた^{かた}方

① ^{こうずいしんすい}洪水浸水^{そうていくいき}想定区域(想定最大規模)及び^{そうていさいだい}即時避難^{およ}指示^{そくじ}避難^し指示^じ対象^{たいしょうくいき}区域に

^{きょじゅう}居住する方

② ^{ようかいご}要介護3、4、5いずれかの^{にんてい}認定を^う受けている^{かたまた}方又は^{しんたいしょうがいしゃ}身体障害者^{てちょう}手帳

が^{こうふ}交付され、^{しょうがいていどうきゅう}障害程度等級が^{きゅう}1級である^{かた}方

③ ^{どっきょどう}独居等で^{しえんしゃ}支援者が^{かた}いない方

④ ^{ひとり}お一人で^{ひなんじょどう}避難所等に^{いどう}移動することが^{こんなん}困難な^{かた}方

4 ^{こんご}今後のスケジュール

^{がつ}9月 ^く5区の^{くれんかいどう}区連会等で^{じっしほうこく}実施報告

^{がつ}10月～^{ふくしせんもんしよくどう}福祉専門職等を^{たいしょう}対象とした^{けんしゅう}研修の^{じっし}実施、^{たいしょうしゃ}対象者へ^{どうい}同意^{かくにんしょ}確認書を

^{そうふ}送付

^{がつ}12月～^{がつ}2月 ^{こべつひなんけいかくさくせい}個別避難計画作成

1. 多機能型拠点整備概要

多機能型拠点は、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域での暮らしを支援するための施設で、市内6箇所に整備予定です。これまでに、平成24年10月に栄区に市内1館目である「郷」、平成25年10月に都筑区に市内2館目である「つづきの家」、平成29年4月に瀬谷区に3館目である「こまち」が開所しました。また、令和6年4月に、港北区に4館目の多機能型拠点を開所する予定です。

この度、西区老松町の青少年交流センター跡地を5館目の多機能型拠点整備用地とし、運営法人の公募を実施していきます。

■事業内容

診療	診療及び往診(主な対象:重症心身障害児者等)
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、活動機会の提供、他必要な援助
居宅介護 訪問看護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護や、診療所の医師の指導の下での訪問看護
相談支援	看護師やソーシャルワーカー等が生活全般の相談受付や関係機関等との連絡調整
短期入所	家族が行事等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、宿泊を伴う一時的介助
日中一時支援	家族が行事等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、日中のみの一時的介助
地域交流	地域団体等への地域交流室の貸出し。利用者とその家族が地域と交流する機会の提供

2. 5館目整備用地について

■所在地:西区老松町25-3 ほか

※現況:建物有(令和5~6年度で解体)

■整備手法(民設民営方式)

設置・運営法人に、市有地無償貸与及び建設費補助を行い、当該法人が整備を行います。



3. 予定スケジュール

令和6年度 法人公募(9~12月) 応募法人ヒアリング(12月) 法人施設審査会(12~3月) 法人決定(3月)	令和7年度 基本、実施設計 令和8年度 着工 令和9年度 工事しゅん工・開所準備 令和10年度 開所
---	---

【整備状況】

整備順	施設名	運営法人	住所	開所
南西部	郷	(福)訪問の家	栄区桂台中2-1	平成24年10月
北西部	つづきの家	(福)キャマラード	都筑区佐江戸町509-6	平成25年10月
西部	こまち	(福)横浜市社会事業協会	瀬谷区二ツ橋町489-45	平成29年4月
北東部	び・すけっと菊名	(福)横浜共生会	港北区菊名4-4-22(予定)	令和6年4月(予定)

